

官

禁

號外 昭和二十二年三月十九日

○第九十二回 帝國議會 衆議院 議事速記録 第二十號

昭和二十二年三月十八日(火曜日)

午後二時八分開議

議事日程 第十九號

午後一時閉議

第一 律案(政府提出) 第一讀會

(政府提出) 第二讀會

第二 法人稅法を改正する法律案

(政府提出) 第一讀會

第三 特別法人稅法の一部を改正する等の法律案(政府提出)

第四 土地合帳法案(政府提出)

第五 家屋帳法案(政府提出)

第六 地方稅法の一部を改正する法律案(政府提出)

第七 地方分與稅法を改正する法律案(政府提出)

第八 行政官廳法案(政府提出)

第九 宮内府法案(政府提出)

第十 檢察廳法案(政府提出)

第十一 日本国憲法の施行に伴う民法の應急的措置に關する法律案

第十二 日本国憲法の施行に伴う民事訴訟法の應急的措置に關する法律案

第十三 日本国憲法の施行に伴う民法の應急的措置に關する法律案

官報號外 昭和二十二年三月十九日

衆議院議事速記録第二十號

財產の處分に關する件 外二件 第一讀會の續

第十三 日本国憲法の施行に伴う  
刑事訴訟法の應急的措置に關する法律案(政府提出)

第十四 船舶公團法案(政府提出)

第十五 昭和十四年法律第七十八  
號を改正する法律案(寺院等に無償にて貸付しある國有財產の處分に關する件)(政

第十六 証券取引法案(政府提出、貴族院送付)

第十七 日本証券取引所の解散等に關する法律案(政府提出、貴族院送付)

第十八 裁判所法案(政府提出)

第十九 勞働基準法案(政府提出)

第二十號 第一讀會の續(委員長報告)

第二十一 第一讀會の續(委員長報告)

第二十二 第一讀會の續(委員長報告)

第二十三 第一讀會の續(委員長報告)

第二十四 第一讀會の續(委員長報告)

第二十五 第一讀會の續(委員長報告)

第二十六 第一讀會の續(委員長報告)

第二十七 第一讀會の續(委員長報告)

船舶公團法案  
(以上三月十七日提出)  
第一讀會

第十五 船舶公團法案  
(以上三月十七日提出)  
第一讀會

第十六 船舶公團法案  
(以上三月十七日提出)  
第一讀會

第十七 船舶公團法案  
(以上三月十七日提出)  
第一讀會

第十八 船舶公團法案  
(以上三月十七日提出)  
第一讀會

第十九 船舶公團法案  
(以上三月十七日提出)  
第一讀會

第二十號 第一讀會の續(委員長報告)

第二十一 第一讀會の續(委員長報告)

第二十二 第一讀會の續(委員長報告)

第二十三 第一讀會の續(委員長報告)

第二十四 第一讀會の續(委員長報告)

第二十五 第一讀會の續(委員長報告)

第二十六 第一讀會の續(委員長報告)

第二十七 第一讀會の續(委員長報告)

船員法を改正する法律案(政府提出、貴族院送付)

第十五 船員法を改正する法律案(政府提出、貴族院送付)

第十六 船員法を改正する法律案(政府提出、貴族院送付)

第十七 船員法を改正する法律案(政府提出、貴族院送付)

第十八 船員法を改正する法律案(政府提出、貴族院送付)

第十九 船員法を改正する法律案(政府提出、貴族院送付)

第二十號 第一讀會の續(委員長報告)

第二十一 第一讀會の續(委員長報告)

第二十二 第一讀會の續(委員長報告)

第二十三 第一讀會の續(委員長報告)

第二十四 第一讀會の續(委員長報告)

第二十五 第一讀會の續(委員長報告)

第二十六 第一讀會の續(委員長報告)

第二十七 第一讀會の續(委員長報告)

統計法案(政府提出、貴族院送付)

第十五 統計法案(政府提出、貴族院送付)

第十六 統計法案(政府提出、貴族院送付)

第十七 統計法案(政府提出、貴族院送付)

第十八 統計法案(政府提出、貴族院送付)

第十九 統計法案(政府提出、貴族院送付)

第二十號 第一讀會の續(委員長報告)

第二十一 第一讀會の續(委員長報告)

第二十二 第一讀會の續(委員長報告)

第二十三 第一讀會の續(委員長報告)

第二十四 第一讀會の續(委員長報告)

第二十五 第一讀會の續(委員長報告)

第二十六 第一讀會の續(委員長報告)

第二十七 第一讀會の續(委員長報告)

勞働基準法案(政府提出、委員長報告)

第十五 勞働基準法案(政府提出、委員長報告)

第十六 勞働基準法案(政府提出、委員長報告)

第十七 勞働基準法案(政府提出、委員長報告)

第十八 勞働基準法案(政府提出、委員長報告)

第十九 勞働基準法案(政府提出、委員長報告)

第二十號 第一讀會の續(委員長報告)

第二十一 第一讀會の續(委員長報告)

第二十二 第一讀會の續(委員長報告)

第二十三 第一讀會の續(委員長報告)

第二十四 第一讀會の續(委員長報告)

第二十五 第一讀會の續(委員長報告)

第二十六 第一讀會の續(委員長報告)

第二十七 第一讀會の續(委員長報告)

證券取引法案(政府提出、貴族院送付)

第十五 證券取引法案(政府提出、貴族院送付)

第十六 證券取引法案(政府提出、貴族院送付)

第十七 證券取引法案(政府提出、貴族院送付)

第十八 證券取引法案(政府提出、貴族院送付)

第十九 證券取引法案(政府提出、貴族院送付)

第二十號 第一讀會の續(委員長報告)

第二十一 第一讀會の續(委員長報告)

第二十二 第一讀會の續(委員長報告)

第二十三 第一讀會の續(委員長報告)

第二十四 第一讀會の續(委員長報告)

第二十五 第一讀會の續(委員長報告)

第二十六 第一讀會の續(委員長報告)

第二十七 第一讀會の續(委員長報告)

裁判所法案(政府提出、委員長報告)

第十五 裁判所法案(政府提出、委員長報告)

第十六 裁判所法案(政府提出、委員長報告)

第十七 裁判所法案(政府提出、委員長報告)

第十八 裁判所法案(政府提出、委員長報告)

第十九 裁判所法案(政府提出、委員長報告)

第二十號 第一讀會の續(委員長報告)

第二十一 第一讀會の續(委員長報告)

第二十二 第一讀會の續(委員長報告)

第二十三 第一讀會の續(委員長報告)

第二十四 第一讀會の續(委員長報告)

第二十五 第一讀會の續(委員長報告)

第二十六 第一讀會の續(委員長報告)

第二十七 第一讀會の續(委員長報告)

○副議長(井上知治君) これより會議を開きます。

○副議長(井上知治君) 山口君の動議を御異議ありませんか。

○副議長(井上知治君) 「異議なし」と呼ぶ者あり。

○副議長(井上知治君) 御異議なしとがあつた。

○副議長(井上知治君) が認めます。よつて日程の順序は變更せられました。

○副議長(井上知治君) 日程第十五、昭和十四年法律第七十八號を改正する法律案、日程第十七、日本證券取引法案、日程第十八號を改正する法律案、右三案を一括して第一讀會の續を開きます。委員長の報告を求めます。委員長

○副議長(井上知治君) 大谷營潤君。

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

裁判所法案(政府提出)委員  
解任豊澤 豊雄君 補闕石田 一松君

○副議長(井上知治君) これより會議を開きます。

○副議長(井上知治君) 山口喜久一郎君 議事日程變更の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、日程第十五ないし第十七の三案を繰上げ一括上程し、その審議を進められることを望みます。

○副議長(井上知治君) 山口君の動議を御異議ありませんか。

○副議長(井上知治君) 「異議なし」と呼ぶ者あり。

○副議長(井上知治君) 御異議なしとあつた。

○副議長(井上知治君) が認めます。よつて日程の順序は變更せられました。

○副議長(井上知治君) 委員長の報告を求めます。委員長

○副議長(井上知治君) 大谷營潤君。









第二百四條第二項中「一回以上」を「二回以上」に改める。  
第二十六條中「使用者の責に帰すべき事由」を「労働者の責に帰すべからざる事由」に改める。

第三十條等四項の次に左の一項を  
加え、等五項中「前三項」を「第二項  
乃至第四項」に改める。

賃金委員会は、最低賃金に関する  
発議権を有する。

第三十四條第一項中「六時間」を  
みに改める。

「五時間」に、「八時間」を「七時間」に改める。

「満十六才」に、「満十四才」を「満十五才」と改め、同項但に「」の場合、

使用者は、これらの児童で定時制の高等教育を受けようとする者に対して、修学に専念する便宜を與えなければならない。」を加える。

第六十條第二項中「七時間」を「六時間」に、「四十二時間」を「三十六時間」に改める。

〔土井直作君登壇〕

上井直作君　私は日本社会主義を作りたしまして、たゞいま上程されておます労働基準法に對しまする修正の主旨を辯明いたします。まず修正いたしまますところの修正案を朗讀いたしま

第二十條第一項中「三十日」を「六  
十日」に改める。  
第二十四條第三項中「一回以上」  
を「二回以上」に改める。

御承知のごとく、この労働基準法案は、わが國の労働法制の上から見ますならば、かなり進歩的な、ある意味において劃期的な法案であるということをお對しましては、いずれの人といえども、これに異存のないところであると存ずるのであります。かくのごとき法案が提出されるに至りましたところのものは、さきに九十議會において決定されました新憲法の中になりまする、第二十五條の示す「すべての國民は、健康で文化的な最低限度の生活を營む

す。私の経験をもつていたしまするならば、かつて昭和五年當時のきわめて不景氣なる時代におきましては、一たび解雇をされまするならば、最低三箇月、最高一年六箇月以上の失業期間をもつておつたといふこととの統計が、所屬いたしましたわづかな労働組合の中できありまするけれども、調査の結果これが分明したのであります。われわれが、もし豫告期間がわづかに三十日でありまするならば、その結果といいたしまして、これらの人々が路頭に迷う場合

濟的な面に及ぼす影響等を考慮いたしましたが、われくはさうにこれを順次改訂いたしまして、最後的な理想的な意味合におきますところの週給制度にまで、賃金支拂を直していくなければならないということを考えておるのあります。

さらに第二十六條の「労働者の責に帰すべからざる事由」と改訂いたしました理由は、これは原案におきましては、「使用者の責に」ということに相なつ

有し、積極的に労働階級の賃金に對しう  
て、これを改正するところの權限を附  
與することが必要である。かくのこと  
き立場におきまして、この案の修正を  
しておる次第であります。

第二十六條中「使用者の責に歸すべき事由を「労働者の責に歸すべからざる事由」に改める。  
第三十三條第四項の次に左の一項を加え、第五項中「前二項」を「第二項乃至第四項」に改める。賃金委員會は、最低賃金に関する發達権を有する。

第三十二條第一項中「除き」を「含み」に改める。

第三十四條第一項中「六時間」を「五時間」に、「八時間」を「七時間」に改める。

第五十六條第一項中「滿十五才」を「滿十六才」に、「滿十四才」を「滿十五才」に改め、同項但書に「この場合、使用者は、これらの兒童で定期制の高等教育を受けようとする者に對して、就學に關する便宜を與えなければならぬ。」を加える。

以上の修正事項に對しまして、少しく述べたる事由を説明申し上げたいと思います。

第六十條第二項中「七時間」を「六時間」に、「四十二時間」を「三十六時間」に改める。

日本再建の基盤といたしまして、勤務階級の正當なる價値が認められなければならないことは、論をまたざると考えられるのであります。

日本再建の基盤といたしまして、勤務階級の正當なる價値が認められなければならないことは、論をまたざると考えられるのであります。

（拍手）かかる理屈の上から、まずこれららの修正事項がいかなる觀點に立つておるかということについて、以下申上げてみたいと思ひます。

まず第二十條の解雇の豫告期間が、原案におきましては三十日と相なつておるのでありまするが、この三十日の期間といふものは、あまりに短か過ぎる感なき能わないのであります。言ひかえまするならば、今まで就労しておられた者が、急に解雇をされます。しかばん次の就職のためには、十分な準備がなければならないのであります。

いと思うのであります。かゝる理由の上から、六十日でも必ずしも完全とは考えませんけれども、少くとも最低六ヶ月間の警告期間をおくということは、労働階級に對して最も必要な事項であると考へて、修正を申しておるのであります。(拍手)

次に第二十四條であります。原案におきましては、給料支拂に對しまして、月一回以上拂うこととに相なつておりますが、われくは現行の各工場、會社等の給料支拂を見て、さうするならば、現に二回または三回以上支拂つておる場合が、各工場に見受けられるのであります。かるがゆえに、原案の一回以上といふのを二回以上にいたしました。理由は、むしろ労働階級に對しまするところの、生々的なる環境を緩和するということが必要である。將來理想的に申しまするならば、給料の支拂は、世界各国の例に倣いまして、週給制度を採用することが必要であるうと考えておるのであります。わが日本の現在の客觀情勢の上から見まして、急速に週給制度などを採用することは、經濟的に云々と云ふことは、

ておりますけれども、使用者の責ある  
いは労働者の責以外の、使用者の責ある  
第三者的な責任の上において休業をな  
す場合があるのであります。先ほど委  
員長の報告の中にもありましたよう  
に、言いがえれば第三者の關係におき  
まして工場が休業するような場合、こ  
ういう場合には、現行法の上から見ま  
すならば、百分の六十の休業手當を支  
給しなくともよろしいことに相なるの  
であります。われわれは、労働階級の  
生活を擁護し、確保する面からいきま  
して、少くとも労働者みずから賃に  
あらざるところの休業の場合において  
は、いかなる場合でありましても、こ  
の百分の六十の休業手當は、最低のも  
のとして支給しなければならないとい  
うこととを主張せざるを得ないのであり  
ます。

さらに第三十條の賃金の問題に對し  
てであります、これはわれくから申します  
ならば、賃金委員會といふものが  
この賃金委員會といふものは、單なる  
諮詢的機關に終るきらいがありますが  
で、むしろこの賃金委員會が發議權を

間労働制を採用しておるということは、この調期的なる、あるいはまた進歩的なところの労働法制の精神からいきますならば、これは明らかに矛盾であると信ずるものであります。労働階級がまずみずから身體の疲労を回復し、次期生産のために努力しなければならないという面から考へ、あるいはまた労働階級が修養の時間を十分に保有することが必要である。労働者が文化的的な、あるいは常識の涵養によりましてこそ、初めてわが日本の平和文化國家が建設されるのであります。労働者自身が無知蒙昧であるということは、決して日本将来の發展のために喜ぶべき現象ではないのである。言いかえますならば、わが日本の労働時間があまりに長きにわたり、しかも在來労働時間は、常に殘業なり深夜業なり、その他の關係におきまして酷使されておりますから、労働者みずからが修養する機会を與えられておらなかつたのであります。私はかような面から、労働階級に十分なる修養をなす機會を與えるために、労働時間は短縮していくなければならないことは、言うまでもないと信ずるものであります。かゝる意味合におきまして、修正の要項は、言いかえますならば休憩時間を持みまして、拘束八時間労働にこれを改むべきである。殊に世界いずれの國におきましても、今日拘束八時間労働が實施されておるのにかゝらず、ひとりわが日本においてのみ實効八時間労働制を採用するということは、これは厚生當局が、むしろわが日本の經濟事情について、あまり深く考へ過ぎた結果であり、ある意味においては、事業主、資本家階級を擁護する、

さらに三十四條に對しましては、この三十四條は、大陸休憩時間の問題であります。この休憩時間は、在來の例から見て、いきますならば、あるいは災害の統計等から見ていきまするならば、労働者が労働に從事いたしましてから、ようやく疲労の度を加えて来るのは、四時間ないし五時間が一番ひどいのでありますて、その結果災害をこうむる場合がしばら、あるのであります。ところが現行法におきましては、これを六時間としておるのであります、われ／＼はむしるこれは五時間とし、この日本において今まで災害の統計の面から労働階級がこゝむりましの幾多の損害を、幾多の悲しむべき事情を拂拭することが必要である。かゝる面からいきまして、いわゆる労働を五時間繼續いたしました場合においては、四十五分の休憩を與えといふように修正すべきであるということを考えておるのであります。

さらに第五十六條は、これは國民協同黨とわが社會黨との共同提案でありますて、國民協同黨の面から言いますならば、學校教育の點についてかなり關心を有しておつたのであります。まず第一にこの修正をいたしましたところの趣旨は、満二十四歳または十五歳の児童は、最も發育盛りであります。この發育盛りの児童が労働に從事するといふことは、これは發育を防止するさとために、この労働時間に對するこうした制限を附したのではないかといふことときえも考へざるを得ないのであります。

になるのでありますて、この面から言つて、少くともこれらの児童に對する  
ところの就労年齢の制限は、満十六歳及び満十五歳と變更すべきである。  
この理由といたしましては、たゞいま申し上げましたようなものであります  
が、さらに第二の理由は、幼年勞働者  
が就職することによりまして、これが  
勞働階級の賃金の上において悪影響を  
及ぼすのであります。言いかえれば低賃  
金にならざるを得ないことは、必然  
であります。さらに將來わが日本の企  
畫の面におきまして、あるいは産業の  
面において考えなければならぬ點  
は、失業問題であります。すなわち十七  
五、六歳程度の人々が、學校を卒業す  
ると同時に直ちに就労いたしますこと  
は、これは結構的には勞働人口をそれ  
だけ殖やすことに相なりますので、勢  
い失業問題がこれに關聯を有して来る  
ことは、言うまでもないであります。  
かゝる意味合いでおいて、修正を  
申しておるのであります。

さらに第三の問題は、むしろこの十  
五、六歳程度の場合におきましては、  
あくまでも就學をしていくことが必要  
である。向學の志を有しております人  
が、就労しなければならないといふよ  
うな事柄は、悲しむべき現象であります  
して、むしろこういう面から考えま  
して、ぜひともこういう若い十五、六  
歳の者を勞働に服せしむることのない  
ように、制限を加えることが必要であ  
る。かように考えておるのであります  
す。

さらに修正の要項の中で先ほ、この  
場合使用者は、これらの兒童で定時制  
の學校教育を受ける者に對しまして  
は、就學に關する便宜を與へなければ  
す。

ならないといふことを申しておるのであります。これは戦争中におましまつたのであります。でも、青年学校のようなものは、十八歳まで就學する義務を仰せつけられてしまつては、工場、會社はこれに十分なる便宜を與える、それら向學の士に志を達せしめるように、法案の上において保護いたすべきが當然であると信じておるのであります。

さらに第六十條の問題に對しましては、これは五十六條を承けておるのであります。第五十六條の面から見ますならば、六十條のいわゆる就學時間をお算して、原案では一日七時間と相なつておりますものを、これを六時間に改める。さらに一週間にについて四十二時間を、三十六時間に改めるというふうにしておるのであります。この點は、まだか弱い未成熟の少年を長時間勞働せしむることは、身體、衛生、その他の點において幾多の弊害を發見いたしますがゆえに、これらの勞働の制限は、一日六時間以上をやつてはいかぬ、同時に、一週三十六時間以上してはいかんという制限を設けて、幼年労働者の保護に當るべきである。かように信じておるのであります。

以上申しましたのが、修正の大體の理由であります。われくはこの修正は、少くとも今日の會議に列席しておられます同僚各位は、十分に御諒察のつくところであらうと考えておるのであります。願わくばこの問題に對しましては、各々ができるだけいわゆるそつ立場々々を考えずに、本案の内容について十分御検討の上において、御賛

成を願いたいのです。なお本案に對しましては、運営にあたつて、特にわれくの希望として申し上げておきたいと思ふことは、本案を通じまして、幾多の將來行わなければならぬ問題の中に、特に災害の補償という問題があるのです。この災害の補償は、大工場の場合におきましては、經濟的に十分なし得る餘裕があるであります。中小企業家におきましては、この負擔にたえ得ないような場合がある。またその結果といたしまして、この法規にあります諸般の事項が十分に履行されないと、いうような場合があります。ならば、勞働階級のために、まことに悲しむべき結果であると考えられるのであります。そこでこの災害補償その他に對するこれらの實行に對しましては、でき得るならば地域別的に、あるいは產業別的に協同組合をつくりまして、負擔の責任を分擔するようにしてもらいたいということを主張せざるを得ないのであります。

の、さらに監査督勵をする機関を設置する必要がある。すなわち監査督勵をするところのものは、労働組合から選ばれておるところの委員から構成されものによつて、そのすべてを監視されるは監督し、督勵するというようならば満場一致をもつて御賛成あらんことを切にお願い申し上げまして、私の修正の説明にかかる次第であります。

(拍手) ○議長(山崎猛君) これより討論に入ります。中山たま君。

〔中山たま君登壇〕 ○中山たま君登壇 おりまする労働基準法案は、敗戦日本期において、世界水準に達する割合の現状において、世界水準に達する割合なる法案を得たことに關して、日本進歩黨として、委員長報告の通り賛成の意を表するものであります。(拍手)

○本法案の必要なことは、第九十議會で労働關係調整法、いわゆる労調法が提出された際、進歩黨代表より政府に對し、労働者の最低生活を保障する労働基準法は、何ゆえ同時に上程しないかと質問されたほどであります。労働組合法、労働關係調整法と並んで、労働三大立法中でも最もその成立を要望されていました。しかしわが黨としては、十三章、百三十條にわたるこの労働憲章が、過去一年間に及ぶ當局の立憲苦心、公聽會その他大衆の審議の經過をも十分に尊重し、既に原則的に賛成の意を明らかにするとともに、今後わが國の労働界に與える影響の甚大性に鑑み、憲章に審

議を行つた次第であります。

労働者が入たるに値する生活を確立するといふ本法案の眞髓は、その文化的、平和的生活が高められ、社會に占める人格的位置が、經營者その他の人と對等たることを意味するもので、過去の日本における労働者の非人格的地位を打破し、その印象を全國民の腦裡から一掃するものでなければならぬのであります。(拍手) しかして現下産業復興の面において、主導的役割を示すものは、労働者の旺盛なる勤労意欲につき、労働者自身の生活

意味において、資本、労働、經營は、協和のもとに、破壊的階級闘争を避け

て、生産の増強及び分配の公正をはかり、日本經濟を正しい方向において再建することにあり、なお官公吏の地位の確立、男女同一労働に對する同一賃金の問題、社會保險制度の問題、災害補償問題、工場監督機關の問題等、

戰時中の統計調べてみましても、

十九年度の統計によると、青年學校は一萬三千六百七十二校あるのであります。しかもこの學校について學んだ労青年は、二百五十七萬以上の多數になります。ならば、二たび三たび労働者

のではありません。(拍手) すなわち私たちは、社會黨の修正案が可決されことにおいて、労働者自身の生活

が、眞に本案の第一條に明記されて

あるがごとく、労働者が入たるに値する生活を營むことがでけてこそ、

初めて労動意欲が旺盛になり、敗

戰後の日本の産業が興隆するものであります。そこで、労動意欲が旺盛になり、敗

戰後日本を營むこと

があります。(拍手) しかし、われわれは残す義務があると考へております。(拍手) その意味においても、でき

るだけ力を盡して、この修正案に

がごとく、この労働基準法を立派なる

問題であります。この際われわれは、

不滿を抱いた労働者は、あくまでこ

れを願いとする氣分に次第々々

に進んでくることは、火を見るよ

りも明らかなであります。時間の問

題であります。この際われわれは、

不満を抱いた労働者は、あくまでこ

れを願いとする氣分に次第々々

に進んでくることは、火を見るよ

りも明らかなであります。時間の問

題であります。この際われわれは、

ておりますのは、決して法律的根據をもつて通っているのではありません。そこで私は、この労働基準法の五十九條の末尾に、これらの勤労青年が法律的根據を有して、しかも義務制ではないが、使用者の良心を喚起して、これらの青年が学校に行くべく自分の権利を主張し得る機会を與えたいと私は考へました。(笑)。この点に關

れたる修正意見に對し賛成の意思を述べ、國民協同黨の賛成意見にかえる次第であります。(拍手)  
○議長(山崎猛君) 志賀義雄君。  
〔志賀義雄君登壇〕  
○志賀義雄君 私は矢野委員長報告の原案に反對し、社會黨提出の修正案に對する共産黨の賛成意見を、重複したる所行なつておきたいと存じます。

せるがいいという意見がよく出るのであります。そうしてそれは必然に鑛山労働における婦人労働及び小兒労働とも関係するのであります。これは最近最高司令部のリーダー及びロス兩氏が、日本で石炭を増産するためには、鑛山の設備を改善する以外には途はない、こう言つております。

これはひとり資本家側を拘束するばかりでなく、労働者にとっても、工場法、労働基準法といふものは、義務的でなければいけないということであります。これは何でもないことのようでありますけれども、時間外の残業労働、残業手當をやるから、八時間労働制を表面認めるけれども、實質においては

うといふ事態が生ずるのであります。これは國際連盟の國際労働組合監督に置いても、アムステルダム、インター  
ナショナルに加入せる改良主義的な労働組合からさえ、繰返し出された問題であります。また左翼の労働組合も、これを支持しているのであります。

ては、特に私は國民協同黨の意のあるところを表明いたしまして、滿場一致の御賛成を得たいと思うものであります。

第一に、今日までの本會議及び委員會の審議を通じて見ますと、この程度の改正ならば少し行き過ぎると書いています。

思いつきはともかく、実施後わずかに三月で失敗するに至つたのはどういうわけか。これはその前提条件として、たゞもやみに時間を延ばして働くせよ

原案にはなかつたのを、閣議の方で挿入した。官公吏の労働時間の問題にしてもそれが現われております。こういうことで工場法が、資本家にとつて

所その他の設備がないために、妊娠、分娩のときには、いやでも應でも失業しなければならなくなる。労働<sup>シカク</sup>積權<sup>シキコン</sup>といふものがなくなつてくる。ところ

は、教育制度刷新委員會においては、たゞいま私が申し上げたこの五十六條の修正意見は、多數決によつて可決されてゐるといふ事實であります。それにもかゝわらず、公聽會などにおける使用者側の意見を多分に盛り入れて、刷新委員會の意思を無視して、この條項が省いてあるということとであります。それならば、刷新委員會とか、何々委員會を何がゆえに設けたかということであります。民主主義の原則に副うならば、刷新委員會のこの決議を相當に尊重すべきではないかと私は考えます。しかしながらこれを強行することにおいては、六・三三制が義務教育であり、普通一般の子弟もつてないのに、勤労大衆のみが義務制になるといふ不合理を感じ、あら

であつて、これ以上の改革を労働基準法案に要求することは不可であるといふ意見がありますが、第一に労働時間の短縮をとつてみましても、これは實効八時間よりも拘束八時間の方がより文化的であり、労働者にとってその生活をよりよく保障するという意味ばかりでなく、今日の日本におきましては、非常に失業者が多い。海外から引揚げられた同郷諸君、難民者諸君、あるいは資材のないために閉鎖される失業者諸君、こういふものが非常に多いのでありますから、たゞに労働時間を短縮するのより民主的だという意味ばかりでなく、これらの人々にも労働する機會を與えるために、労働時間を短縮したがい」というのであります。

ところが、實はこの労働基準法案に、いろいろな余り見守られる、よほ過度現状を

方があるからであります。この意味からしても、今日日本の労働時間を拘束八時間制にするということは、決して行き過ぎではないのであります。

次に最低賃金制の問題であります。が、これは先日河合厚生大臣にも質問しましたときに、賃金委員會がやはり委嘱ということになつておりまして、労働組合側から選出されていないのであります。今後インフレがます／＼はなはだしくなりますれば、どうしてもこの賃金とすることが當面一番大きな問題になるのであります。これについて労働者側の意向を十分に取入れた委員會をつくつておかないと、これをボイコットするとか、あるいはこれを承認しないとか、いろいろな混雑が起ります。これは火を見るより明らかになります。ことであつまつて、賃金委員會に、う

る。工場法はこれを守つて、自己の労働者としての地位を改善するといふことに目ざめない以上、いつまで経つても、これは机の上の法文に終るだけですあります。

その意味におきまして、私は労働監督官制度でなくして、労働監督委員會制度で、労働組合の代表者をもつて、この工場法、労働基準法の義務的な遵法を監督するとともに、たゞ法律の出しつけなしではなく、あらゆる機會において、政府がこの労働基準法の精神を、使用者及び労働者の側にも徹底させる必要があると思うのであります。それらに關する何らの準備がないのであります。

最後に私は、婦人労働繼續権の問題に觸れます。本法案には、婦人の労働につき、二年半は年産、あるいは生理による

す。この厚生年金は、昭和十七年には一億四千萬圓積立でられております。昭和十八年には一億三千五百萬圓、昭和十九年には五億二千七百萬圓、昭和二十年には五億一千一百萬圓、合計昭和二十二年度までに十三億一千三百萬圓という巨額のものがためられてゐる。ところがこれは三年以下においてやめた者には拂わない、かけ捨てといふ制度がありまして、殊に日本のような織維工業における婦人労働者は、非常に高い掛け率でもつて、これをすべてかけ捨てにしていく。それが十二億圓も、事實上軍事公債を買うために支出されたのであります。

ところが昭和二十一年には豫算において八億増加することを見込まれてお

労青少年に、高等学校に行く便宜を用がれるよう、五十六條の末尾に修正條文をつけられんことを特に強調いたしました、ともに社會黨の提出さる

が設けてあります。特に鎌山における  
坑口八時間制は、今の日本では、坑  
夫に直ちにいろいろな試験備を與えて、  
労働生産性を増加することはとても不  
可能であるから、さしあたりのところ  
は、労働時間を除外規定として長びか

ことであるが、したく、眞正な監督員會としてのものが必要を、どうしても關係者の選出制度による必要があるものであります。なお勞働監督委員會の問題であります。工場法といふものは、これは法律をもつて關係者を拘束するものであります。しかしここで大切なことは、こ

について有罪な作業あるいは生産上婦人の耐え得ない作業については、いろいろの禁止規定があるのであります  
が、これが裏づけがありませんと、使用者側において逆選擇が起りますて、こんなめんどくさい婦人を雇うのは困るから、婦人は雇わないことにしようと

上りましたので、このほかに五億ないし六億圓増加の見込みであります。一年において十三億ないし十四億圓といふものが増加するのであります。これをそもそもいかに使うかということについては、遺憾ながら勵基準法においては、何ら明確な規定がないのであります。

生駕、あるいは將來できるべき勞働者との間ににおいて、どちらがそれを管理するか、どちらがそれを使用するかという一つの權限の爭いになつてゐるのであります。今後はこの厚生年金積立金の問題が、日本の勞働運動の一つの重要な點になるのであります。こらいう點については、一切の物的裏づけもなければ、社会保険、失業保険を初めとしての裏づけもない本法案だけを通してみても、今の傾斜式生産方法が失敗をすればするほど、これの適用を受ける範囲は拡まるのであります。その意味からしてこういうような裏づけを入れ、社会黨が條項を掲げて修正されたような點をはつきりとこの際示して修正することがいいと思うのであります。

以上、社会黨の修正意見に對し賛成し、原案に反対の趣旨を述べる次第であります。(拍手)

○議長(山崎猛君) これにて討論は終局いたしました。これより採決に入ります。まず本案に対する土井直作君外三名提出の修正案につき、採決いたします。土井直作君外三名提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山崎猛君) 起立少數。よつて修正案は否決されました。

次に本案につき採決いたします。本案の委員長報告は可決であります。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(山崎猛君) 起立多數。(拍手)

よつて本案は原案通り決しました。これまで本案の第二讀會は終了いたしました。

○山口喜久一郎君　本案の第三讀會を省略して、第二讀會破決の通り可決せられんことを願ひます。

○議長(山崎猛君)　山口君の動議に御異議ありませんか。

○〔異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(山崎猛君)　御異議なしと認めます。よつて本案は第三讀會を省略して、第二讀會破決の通り可決確定いたしました。(拍手)

○山口喜久一郎君　議事日程變更の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、日程第十四を繰上げ上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(山崎猛君)　山口君の動議に御異議ありませんか。

○「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(山崎猛君)　御異議なしと認めます。よつて日程の順序は變更せられました。

日程第十四、船舶公團法案の第一讀會を開きます。運輸大臣増田甲子七君。

第十四　船舶公團法案(政府提出)

船舶公團法案

第一章　總則

第一条　船舶公團は、經濟安定本部總務長官の定める海上輸送に関する基本的な政策及び計劃に基き、海運の速やかな復興を保進するため、船舶又は船舶用資材の確保又は活用に関する業務を行うことを目的とする。

船舶公團は、法人とする。

第三條　船舶公團は、主たる事務所を東京都に置く。

船舶公團は、主務大臣の認可を

受けて、第十六條に規定する業務を行つたため必要な額に従たる債務所を設けることができる。

第三條 船舶公團の基本金は、三億円とする。

前項の基本金は、政府が全額これを出資しなければならない。

船舶公團の運営資金は、必要があるときには、復興金融金庫から借り入れるものとする。

第四條 船舶公團は、定款を以て、左の事項を規定しなければならぬ。

一 目的  
二 名称  
三 事務所の所在地  
四 基本金額に関する事項  
五 役員に関する事項  
六 業務及びその執行に関する事項  
七 会計に関する事項  
八 公告の方法

定款は、主務大臣及び經濟安定本部総務長官の認可を受けて、これを変更することができる。

第五條 船舶公團は、勅令の定めるところにより、登記しなければならない。

前項の規定によつて登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これを以て第三者に抗することができない。

第六條 船舶公團には、所得税及び法人税を課さない。

都道府県、市町村その他これに準ずるものは、船舶公團の事業に対する税は、地方税を課することができない。但し、特別の事情に基いて、内務大臣及び大藏大臣の認可を受けた場合にはこの限りでない。

登記を受けた場合には、その登録税の額は、船舶又は不動産の價格の千分の一・五とする。

第八條 船舶公團は、經濟安定本部総務長官の命令によつて解散する。

前項に定めるもの外、船舶公園の解散に関する必要な事項は、勅令でこれを定める。

第九條 船舶公園でない者は、船舶公園又はこれに類似する名称を用いることができない。

第十條 民法第四十四條、第五十一条、第五十四条及び第五十七条规定により非訟事件手続法第三十五条並びに第六条の規定は、船舶公園にこれを準用する。

## 第二章 役員及び職員

第十一條 船舶公園に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

總裁は、船舶公園を代表し、第十六條の規定に基き、その業務を總理する。

副總裁は、定款の定めるところにより、船舶公園を代表し、總裁及び副總裁を補佐して船舶公園の業務を掌理し、總裁に事故のあるときにはその職務を代理し、總裁が欠員のときにはその職務を行ふ。

理事は、定款の定めるところにより、船舶公園を代表し、總裁及び副總裁を補佐して船舶公園の業務を掌理し、總裁及び副總裁に事故のあるときにはその職務を代理し、總裁及び副總裁が欠員のときはその職務を行ふ。

監事は、船舶公園の業務を監査する。

第十二條 總裁、副總裁、理事及び監事は、主務大臣がこれを任命する。

第十三條 總裁、副總裁及び理事は、船舶公園の業務を監査する。

は、定期の定めることにより、船舶公團の職員のうちから、主たる事務所又は從たる事務所の業務に關して、一切の裁判上又は、裁判外の行爲をする権限を有する代理人を選任することができる。

第十四條 船舶公團の役員及び職員は、船舶の製造、修繕若しくは運航を業とする会社の株式を所有し、又はこれらの会社その他の企業の業務に從事し、若しくはその営業につき一切の利害關係を有してはならない。

第十五條 船舶公團の役員及び職員は、これを官吏その他の政府職員とする。

総裁たる者は、運輸次官と同級又はこれと同格とし、その他の役員たる者は、一級又はこれと同格とし、職員たる者は、一級、二級若しくは三級又はこれらと同格とし、それらの定員は、主務大臣がこれを定める。

船舶公團の役員及び職員は、官吏に関する一般法令に従うものとする。但し、主務大臣が經濟安定本部總務長官の承認を受けて、給與、服務その他必要な事項に関して特例を定めたときには、これによるものとする。

四 政府の委託による船舶の管理  
船舶公團は、これを契約によつて運営業者に行わせなければならない。  
第十七条 船舶公團は、業務開始の際、業務の方法を定めて、経済安定本部総務長官に提出し、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。  
経済安定本部総務長官は、前項の認可を行ふときは、主務大臣及び大蔵大臣にはからなければならぬ。この場合において認可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。  
第十八条 船舶公團は、毎事業年度の前期及び後期の初において六箇月毎の事業計画及び資金計画を作成し、これを経済安定本部総務長官に提出し、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。  
経済安定本部総務長官は、前項の認可を行うときは、主務大臣及び大蔵大臣にはからなければならぬ。この場合において認可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

#### 第四章 会計

第十九條 船舶公團の事業年度は、毎年四月から翌年三月までとし、これを前期及び後期に分ける。

第二十条 船舶公團は、前條の各期毎に財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、毎事業年度終過後三箇月以内に、これを経済安定本部総務長官に提出し、その承認を受けなければならない。

経済安定本部総務長官は、前項の承認を行うときには、主務大臣及び大蔵大臣にはからなければならぬ。この場合において承認の最終責任は、主務大臣の本部総務長官にあるものとす。

船舶公團は、第一項の規定による經濟安定本部燃務長官の承認を受けたときには、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告し、且つこれを定款とともに、各事業所に備えて置かなければならぬ。

前項の財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、会計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならぬ。

に納付しなければならない。  
船舶公團は、帳簿、書類その他  
一切の記録を整然且つ明確に記載  
し、会計検査院、經濟安定本部並  
び主務官廳の検査を受けることが  
できるよう努めなければならない。  
会計検査院は、常に適確に開港  
の検査を行わなければならぬ。  
第五章 監督及び助成  
第二十一條 経済安定本部総務長官は、海上  
輸送に関する基本的な政策及び計  
画を確保するため必要があると認  
めるときには、船舶公團に対し  
て、監督上必要な命令をなすこと  
ができる。  
主務大臣は、船舶又は船舶用資  
材の確保又は活用を圖るため必要  
があるときには、船舶公團に對し  
て、經濟安定本部總務長官の定め  
る基本的な政策及び計画に基  
て、監督上必要な命令をなすこと  
ができる。  
主務大臣又は經濟安定本部總務  
長官は、必要があると認めるとき  
には、船舶公團又は船舶公團から

船舶若しくは造船事業用設備の貸付を受け、又は船舶用資材の賣渡を受けた者に對して、報告をさせ、又は當該官吏に、必要な場所を臨檢し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。  
前項の規定により、當該官吏に臨検検査せる場合には、命令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯せなければならぬ。  
第二十ニ條 船舶公園は、その役員及び職員に対し、特別の報酬を與える必要があるときには、その報酬額を定め、經濟安定本部総務長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。  
經濟安定本部総務長官は、諸項目の認可を行うときには、主務大臣及び次級大臣にはからなければならぬ。この場合において認可の最終責任は、經濟安定本部総務長官にあるものとする。  
第二十三條 主務大臣は、船舶公園の役員が法令若しくは定款又はこの法律に基いてなす命令に違反したときには、これを解任することができる。  
經濟安定本部総務長官は、船舶公園の役員が船舶公園の目的及び業務に關して、その任に適せず、又はその職務を適切に遂行しないと認めるときには、これを解任することができる。  
第二十四條 主務大臣は、左に掲げる第一條第ニ項の規定による經濟安定本部総務長官の命令を実行するにつき必要な協力を發揮することができる。

二 その注文をなす者  
三 船舶公園から船舶、船舶用資材又は造船事業用設備の賣渡又は貸付を受けた者  
前項の命令により、協力を命ぜられた者が、損失を被つたときには、船舶公園は、その者に対して、協力の終つた日から一箇月以内を、適正な補償を支拂わなければならない。  
主務大臣は、経済安定本部総務長官の承認を受けて、前項の補償に關し必要な規定を定めた後でなければ、第一項の命令をなすこととができない。

併科することができる。  
法人・船舶公團を除く。以下同じ。の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第二十五条又は前條の違反行為を行なったときには、行爲者を罰する外、その法人又は人に對して各本條の罰金刑を科する。  
**第三十九條 第九條の規定に違反して、船舶公團又はこれに類似する名称を用いた者は、これを一円以下の過料に処する。**  
**附 則**  
**第三十条 この法律施行の期日は、**  
勅令でこれを定める。  
**第三十一條 政府は、設立委員会を命じて、船舶公團の設立に関する事務を處理させる。**  
**第三十二條 設立委員は、定款を作成して、主務大臣及び經濟安定本部総務長官の認可を受けなければならない。**  
前項の認可があつたときには、  
設立委員は、遅滞なく基本金の拂込を請求しなければならない。  
**第三十三條 基本金の拂込があつたときには、設立委員は、遅滞なく、その事務を船舶公團の總裁に引き継がなければならぬ。**  
總裁が前項の事務の引継を受けたときはに、總裁、總務、理事及び監事の全員は、遅滞なく設立の登記をしなければならない。  
**第三十四條 船舶公團でない者で、この法律施行の際現に船舶公團又はこれに類似する名称を用いているものについては、この法律施行後六箇月を限り、第九條の規定を適用しない。**

第三十五条 船舶公團は、産業設備  
營團の船舶、船舶用機関、ぎ製品  
及び船舶用資材並びに造船事業用  
設備に関する権利及び義務を承継  
するものとする。

船舶公團が、前項の規定により  
承継する権利及び義務の範囲並び  
に承継に関し必要な事項は、命  
令でこれを定める。

〔國務大臣増田甲子七君登壇〕

○國務大臣(増田甲子七君) 船舶公團  
法案の提案理由を御説明いたします。  
今日わが國經濟が、輸送力の逼迫の  
ため著しくその復興を阻害されており  
ますことは、御承知の通りであります。  
殊に海上輸送につきましては、今  
次の戦争によりまして保有船舶の大半  
を喪失し、まつたく壊滅にひとしい狀  
態となりました。従つて今日のごとく  
極度に生産が低下しております状況に  
おきましても、所要の海上輸送を完遂  
いたしますためには、非常なる努力を  
要するところであります。ましてや今  
後生産の回復に伴い、海上荷動が増加  
いたしますにおいては、今日の輸送力  
をもつしては、とうていこれが圓滑  
なる處理を期待することを得ないで  
あります。従つて今後における物資の  
出まわりも、海上輸送に制約せられて圓  
滑を缺くに至り、せつかくの生産回復  
も、所期の成果を收め得ざるに至り、ひ  
いては我が國經濟の復興を遅延せしむ  
るのおそれなしとしないのであります。

一方、今日の海上運賃を新造船價と  
の間には、非常な不均衡が存在し、か  
つ海運界が、軍需補償の打切りによつ  
て、他産業には見られない甚大な損失  
す。

をこうむりましたため、わが國海港界の自力をもつてしては、船腹の増強をはがることはもちろん、現在の遊休船舶を稼働せしめるため必要な修理をすることすら、容易にこれを行ひ得ない状況であります。

かような状態におきまして、輸送力の緊急増強をはかりますためには、國家的に所要の調整措置を講ずることが絶対的に必要であると認められますので、新たに國策遂行機關たる船舶公團を設立し、運賃と新造船價及び修繕料との間の不均衡は、船舶共有の方式によつてこれを調整し、もつて船腹の急遽なる増強に資することいたした次第であります。

船舶公團の業務のおもなるものといたしましては、終戦當時より工事繼續中の船舶の建造に関する業務を、産業設備營團より承繼して、これが急速なる完成をはかりますとともに、非能率用に關する業務を行ふことといたしております。

なお右のごとき業務は、國家がその責任において實施すべきものでありますから、その業務の運営に當るべき役員につきましては、これを政府職員とすることとなつておりますが、これが運用にあたりましては、民間の知識と経験を十分に活用いたしたいと考えておる次第であります。

船舶公團は、以上の趣旨によりまして、わが國の經濟復興に必要不可缺なる輸送力の緊急増強を目的として設立せんとするものであります。

り速やかにこれが実現をはかる必要があると認められましたので、こゝに船舶公團設立の根據法律といたしまして、船舶公團法案を提出いたした次第であります。何とぞ十分御審議の上、御協賛あらんことを切に希望いたします。

○議長(山崎猛君) 本案の審査を付託すべき委員の選舉についてお諮りいたします。

○山口喜久一郎君 本案は、政府提出船員法を改正する法律案委員に併せ付託せられんことを望みます。

○議長(山崎猛君) 山口君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

日程第一ないし第七は、便宜上一括議題となすに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。日程第一、所得稅法を改正する法律案、日程第二、法人稅法を改正する法律案、日程第三、特別法人稅法の一部を改正する等の法律案、日程第四、土地臺帳法案、日程第五、家屋臺帳法案、日程第六、地方稅法の一部を改正する法律案、日程第七、地方分與稅法を改正する法律案、右七案を一括して第一讀會を開きます。大藏政務次官北村徳太郎君。

第一 所得稅法を改正する法律案  
(政府提出) 第一讀會  
第二 法人稅法を改正する法律案  
(政府提出) 第一讀會

<p><b>第四 土地台帳法案(政府提出)</b></p> <p>第一讀會</p> <p>第一讀會</p>	<p><b>第五 家屋台帳法案(政府提出)</b></p> <p>第一讀會</p> <p>第一讀會</p>
<p><b>第六 地方稅法の一部を改正する法律案(政府提出)</b></p> <p>第一讀會</p>	
<p><b>第七 地方分與稅法を改正する法律案(政府提出)</b></p> <p>第一讀會</p>	
<p><b>所得税法を改正する法律案</b></p>	
<p><b>所得稅法目次</b></p>	
<p><b>第一章 總則</b></p>	
<p><b>第二章 課稅標準及び稅率</b></p>	
<p><b>第三章 申告</b></p>	
<p><b>第四章 納付</b></p>	
<p><b>第一節 予定申告</b></p>	
<p><b>第二節 確定申告</b></p>	
<p><b>第五章 源泉徵收</b></p>	
<p><b>第六章 更正及び決定</b></p>	
<p><b>第七章 審査、訴願及び訴訟</b></p>	
<p><b>第八章 罰則</b></p>	
<p><b>所得稅法</b></p>	
<p><b>第一章 總則</b></p>	
<p><b>第一條 この法律の施行地に住所を有し又は一年以上居所を有する個人は、この法律により、所得稅を納める義務がある。</b></p>	
<p><b>前項の規定に該当しない個人は、左に掲げる場合においては、この法律により、所得稅を納める義務がある。</b></p>	
<p><b>一 この法律の施行地にある資産又は事業の所得を有するとき、</b></p>	
<p><b>二 この法律の施行地において、公債、社債若しくは預金(貯金)その他これに準ずるものを持</b></p>	

三 この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人から利益若しくは利息の配当又は剩余金の分配を受けけるとき

四 この法律の施行地において、俸給、給料、賃金、歳費、費用弁償(月額又は年額を以て支給するものに限る。以下同じ)、年金(郵便年金を除く。以下同じ)、恩給、賞与若しくは退職給與又はこれらの性質を有する給與の支拂を受けるとき  
法人は、左に掲げる場合においては、この法律により、所得税を納める義務がある。

一 この法律の施行地において、  
公債、社債若しくは預金の利子又は合同運用信託の利益の支拂を受けるとき

二 この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人から利益若しくは利息の配当又は剩余金の分配を受けるとき

第二條 前條第一項の規定に該当する個人については、所得の全部に對し、所得税を課する。  
前條第二項の規定に該当する個人については、同項各号に規定する所得に対し、所得税を課する。

一年の中途中において、前條第一項の規定に該当する個人が同條第三項の規定に該当することとなつたときは又は同條第二項の規定に該当する個人が同條第一項の規定に該当することとなつたときは、この法律の施行地に住所又は一年以上居所を有した期間内に生じた所得の全部及びその他の期間内に生じた同條第二項各号に規定する所得に対し、所得税を課する。

法人については、前條第三項各





### 第三章 申告

#### 第一節 予定申告

第二十一条 第二條第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人

は、毎年四月一日においてその年

中における所得金額が四千八百円

を超えると見積られるときは、毎

年四月一日から同月三十日まで

に、命令の定めるところにより、

左に掲げる事項その他必要な事項

を記載した申告書を、政府に提出

しなければならない。(この申告書

を四月予定申告書といふ。)

一 その年分の所得金額及び当該

所得金額につき第十二条乃至第

十四条の規定により計算した所

得税額(所得金額が五万円以下

と見積られる者については、第

十五條の規定による所得税額)

の見積額

二 その年分の第三十七條第一

項、第三十八條第一項、第四十

條又は第四十二條の規定により

徴収される所得税額及び当該税

額の計算の基礎となる所得金額

の見積額

三 第一号に規定する所得税額の

見積額から前号に規定する徴收

税額の見積額を控除した金額

四 扶養親族の数

前項の場合において、その年中

における給與所得及び退職所得の

收入金額(退職所得については、

收入金額の十分の五に相当する金

額)の合計金額が六万円以下で、

かつ、その他の所得の金額が千円

に満たないと見積られるときは、

四月予定申告書に記載すべき所

得金額及び所得税額の見積額並び

現況による。

同居親族のその年中における所

得金額の見積額は、これを合算

し、その額について第一項又は

第二項の規定を適用する。

同居親族のうちに申告義務者が

二人以上ある場合においては、各

申告義務者について、第一項に規

定する事項を区分して記載し、連

署で四月予定申告書を提出しなけ

ればならない。但し、他の同居親

族の氏名を附記して、各別にこれ

を提出することを妨げない。

前二項の規定の適用について

は、同居親族であるかないかは、

毎年四月一日(その年一月一日以

後三月三十一日以前に死亡した者

とその他の者のとの間の関係においては、死亡(当時の)の現況による。

第二十二条第一項第一号又は第二

項第一号に規定する個人

は、毎年四月二日から十月一日ま

での間に、左の各号の一に該当す

ることとなつた場合においては、命

令の定めるところにより、前條第一

項各号に掲げる事項その他必要

な事項を記載した申告書を、政府

に提出しなければならない。(左

該号に定める期限までに、命令

の定めるところにより提出する申

告書を七月予定申告書といい、第

二号の規定により提出する申告書

を十月予定申告書という。)

一 每年七月一日において、あら

たにその年中における所得金額

が四千八百円を超えると見積ら

れるに至つた場合においては、

その年七月一日から同月三十一

日限

前條第二項乃至第六項の規定

は、前項の規定による申告書を提

出する場合について、これを準用

する。この場合において前條第三

項及び第六項中「四月一日」とある

のは、前項第一号の場合において

は「七月一日」、同項第三号の場合

においては「六月三十日」、同項第二

号の場合においては「九月三十日」

と読み替えるものとする。

第二十三条 第四月予定申告書を提出

した所、当該申告書に記載され

た所得金額又は所得税額の見積額

がその年七月一日における所得金額

又は所得税額の見積額に比し、増減があるに至つた場合においては、

その年七月一日から同月三十日

までの間に、命令の定めるところ

により、第二十二条第一項各

号に規定する事項のうち異動があ

った事項その他必要な事項を記載

した申告書を、政府に提出しなけ

ればならない。(この申告書を七

月修正予定申告書という。)

左の各号の一に該当する者は、

その年十月一日から同月三十一

までの間に、第二十二条第一項各

号に規定する事項のうち、異動があ

った事項その他必要な事項を記

載した申告書を、政府に提出しな

ければならない。(この申告書を七

月修正予定申告書という。)

左の各号の一に該当する者は、

その年十月一日から同月三十一

までの間に、第二十二条第一項各

号に規定する事項のうち、異動があ

った事項その他必要な事項を記

額)の合計金額が三万円以下で、且つ、その他の所得の金額が五百円に満たない場合その他命令で定める場合においては、確定申告書は、これを提出することを要しない。

政府は、前項の請求があつた場合において、その請求の理由がないと認めるときは、その請求をなした者にその旨を通知する。

卷之三

第一節 申告納稅

**第三十條** 四月予定申告書を提出し  
た者は、その予定納稅額の四分の一に相当する稅額の所得稅を、左の四期において、政府に納付しなければならない。

第三期 その年七月一日から同月三十一日限  
 第二期 その年十月一日から同月三十日限  
 第一期 その年一月一日から同月三十日限

七月予定申告書を提出した者は、その予定納税額の三分の一以上

にその予定総税額の三分の一に相当する税額の所得税を、第二期

至第四期において、十月予定申告書之提出に二着ぶ、二月予定申告書之提出に三着ぶ。

書を提出した者は、その予定納稅額の二分の一に相当する税額の所得

税を、第三期及び第四期においては、一括して評議會に提出する。

て、それを政府に納付しなければならない。

第三十一條 七月修正予定申告書又

は十月修正予定申告書を提出した  
者の納付すべき所得税額は、左の

各号の定めるところにより、当該

各号に掲げる金額による。

一  
一月鉛正于定日令書を提出し  
た者が第二期乃至第四期におい

て納付すべき所得稅額は、前條

第一項の規定による当該納期分の所得税額につき、四月予定申

告書に記載された予定納稅額と  
合致する。主に二種類ある。

七月修正予定申告書に記載され

二 第二十三條第二項第一号の規定による十月修正予定申告書を提出した者が第三期及び第四期において納付すべき所得税額は、前條の規定による当該納定期の所得税額につき、四月予定申告書又は七月予定申告書に記載された予定納税額と十月修正予定申告書に記載された予定納税額との差額の二分の一に相当する金額を加算又は減算した金額。

三 第二十三條第二項第二号の規定による十月修正予定申告書を提出した者が第三期及び第四期において納付すべき所得税額は、第一号の規定による当該納定期分の所得税額につき、七月修正予定申告書に記載された予定納税額と十月修正予定申告書に記載された予定納税額との差額の二分の一に相当する金額を加算又は減算した金額。

第三十二条確定申告書を提出した者は、予定納税額の申告をなし又はその決定を受けた者であるときは、前二條及び第四十五条の規定による第四期分の所得税額に代え、当該税額につき第三十六条第一項第七号に規定する金額を加算又は減算した金額に相当する税額を、その他の者であるときは、同号に規定する金額に相当する税額の所得税を、第四期において政府に納付しなければならない。

二十六條第四項に規定する場合における前項の規定の適用については、被相続人のなした申告又被相続人の受けた決定は、相続人その他の者のなした申告又是その受けた決定とみなす。この場合

においては、同項中「第四期において」とあるのは、「命令で定めるところに」読み替えるものとする。  
第三十三條 その年中における所得の主なる部分が農業から生ずる所得を得て、且つ、その年十月一日以後において生ずるものである者の納付する所得税の納期その他の事項については、命令で特別の定をなすことができる。  
第二十四條（第二十六條第五項）において準用する場合を含む。)の規定により申告書の提出期限の延長があつた場合には、命令で定める税額の所得税については、その納付限が当該提出期限まで延長されたものとみなす。  
四月予定申告書、七月予定申告書、十月予定申告書、七月修正予定申告書、申告書又は第二十九條第一項若しくは第二項に規定する申告書の提出期限後又は申告をなすべき日以後に当該申告書を提出した者の所得税については、命令の定めるところにより、当該申告書の提出の日に、これを政府に納付しなければならない。  
第三十四条 第二十九條第一項の規定による申告書を提出した者は、命令の定めるところにより、被相続人の納付すべき所得税額のうち、まだ被相続人が納付していない税額の所徴税を、政府に納付すべきである。

1990-1991 学年第二学期期中考试高一数学试题

第三十五條 納稅義務者が、前五條に規定した所の所得稅を期限内に、國稅の施行地に住所及び居所を有しないこととなる日までに、政府に納付しなければならない。

第一期乃至第三期において納付すべき所得稅については、國稅徵收法第三章の規定により滞納處分を行ふ場合においては、確定申告書の提出期限までは、同法第二十四條の規定による公賣は、これをなすことができない。

第三十六條 七月修正予定申告書又は十月修正予定申告書の提出があつた場合において、すでに納付した所得稅額に過當額があるときは、その全部又は一部は、命令の定期において納付する所得稅額に、順次これを充當する。

第三十七條 第二節 源泉徵收

該當する個人に對し、この法律の施行地において、すでに納付し得又は臨時配當所得の支拂を所持者は、その支拂の際、その支拂べき金額(第五條第一項に規定する利益の配当又は剩余金の分配について、その支拂又は拂戻を受けた金額が餘り又は出資の拂込済金額を超過する場合に於けるその超過金額)に對し、百分比の二十の税率を適用して算出した稅額の所得稅を徵收し、その徵收の日の屬する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。

第一條第一項の規定に該當する個人について、前項の規定により所得稅を徴收し、所得稅額が、その年中の所得金額の額率により計算した所の稅額(第五十九條の規定の適用を受けるべき者については、同條の規定による所得稅額)を超える場合においては、第十二條乃至第十五條の

規定にかかるわらず、命令の定めるところにより、前項の規定により徴収した金額を以てその者のその年中に納付すべき所得税額とする。

第三十八條 第一條第一項の規定に該当する個人に対し、この法律の施行地において給與所得又は退職所得の支拂をなす者（命令で定める者を除く。）は、その給與の支拂をなす際、左の各号に定めることにより、左に掲げる税額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。

一 第三十九條の規定による申告書を提出した者の当該申告書の算由先から支拂を受ける給與について、その給與の支拂期が毎月、毎半月、毎旬、毎週又は毎日と定められているときは、当該支給期の区分に従い、その給與の金額並びに申告された扶養親族の有無及びその数に應じ、別表第二の月額表、半月額表、旬額表、週額表又は日額表の各申欄に掲げる現額

二 第三十九條の規定による申告書を提出した者の当該申告書の算由先から支拂を受ける給與については、その給與の支拂期間が月又は週の整数倍の期間により定められているときは、その給與の月割額又は週割額並びに申告された扶養親族の有無及びその数に應じ、別表第二の月額表又は週額表の各申欄に掲げる現額に當該倍数を乘じて計算した税額

三 第三十九條の規定による申告書を提出した者の当該申告書の算由先から支拂を受ける給與について、その給與の支拂期間が前二号に定めるものと異なるも

四 第三十九條の規定による申告書を提出しなかつた者の支拂を受ける給與又は二以上の給與の支拂者から給與の支拂を受ける者の當該申告書の經由先以外の支拂者から支拂を受ける給與については、前三号の規定に準じて、別表第二の各乙欄に掲げる税額(給與の支拂期間が月又は週の整数倍の期間により定められているときは、その給與の月間が第一号又は第二号に定めるものと異なるものであるときは、給與の日割額に対する別表第二の日割額乙欄に掲げる税額表又は週額表の各乙欄に掲げる税額に計算した税額、給與の支拂期間が第一号又は第二号に定めるものと異なるものであるとき、別表第三に掲げる税額)にその支拂日数を乗じて計算する。

五 當獎及び賞與の性質を有する給與については、その給與の金額及びその金額の計算の基礎となつた額の区分に應じ、別表第三に掲げる税額

六 準報所得については、その給與の金額に應じ、別表第四に掲げる税額

前項第一号乃至第四号の給與の額定の適用について必要な事項は、命令でこれを定める。

第三十九條 この法律の施行迄において支拂を受ける給與所得を有する者は、命令の定めるところによつて

り、給與の支拂者及び扶養親族の支拂者があるときは、主たる給與の支拂者（以下本條において同様に支拂者を、給與の支拂者（二以上）を記載した。）を經由し、毎年最初に給與の支拂を受ける日（年の中途におけるらに給與所得を有するに至つた者については、その最初に給與の支拂を受ける日）の前日までに、政府に提出しなければならない。

前項に規定する申告書を提出した者は、給與の支拂者又は扶養親族に異動があるに至つたときは、命令の定めるところにより、異動があつた事項その他必要な事項を記載した申告書を、給與の支拂者を経由し、その異動があつた日以後最初の給與の支拂を受ける日の前日までに、政府に提出しなければならない。

前二項の場合において、給與の支拂者が申告書を受け取つたときは、その申告書は前二項の規定により、政府に提出されたものとみなす。

第四十条 第一條第一項の規定に該当する個人に対し、この法律の施行地において給與所得につき支拂をなす者は、その支拂者がその個人に対しその年中に支拂う給與所得につき第十九條第一項第四号の規定により計算した所得金額が五万円以下である場合において、第三十八条第一項の規定により徵収する所得税額の合計額が、當該個人において給與の支拂をなす際徵収すべき所得税額にこれを充当しないときは（徵収すべき税額がないときは還

付し、) 不足額は、その年最後に又はその翌年に於いて給與の支拂をなす際、順次これを徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。

第四十一條 第十七條又は第十八條に規定する所得につき支拂をなす者は、その支拂の際、第十七條又は第十八條の規定による所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。

第四十二条 この法律の施行地に於いて、原稿、挿画、作曲及び音譜等の使用料及び講演料並びにこれらの性質を有する報酬又は料金の支拂をなす者は、その支拂をなす際、その支拂べき金額に対し百分の十五の税率を適用して計算した額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。

この法律の施行地において、外交員、集金人その他これらの労務者に準ずる者に対し、報酬又は料金の支拂をなす者は、その支拂をなす際、その支拂べき金額に百分の十の税率を適用して計算した税額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。

第四十三条 第三十七條第一項、第三十八條第一項又は前三條の規定により徴収すべき所得税を徴収しなかつたときは徴収した税金を納付しなかつたときは、國稅徵收の例により、これを支拂者から徵収する。

法人が解散した場合において、前項の規定により徵収せらるべき

従前より定められた算用を斜め外へ引く初の算用の筆跡に方を又、跡の日と算用



者に對し、決定又は更正に因り徵收することができた税額の百分の十以下に相當する金額を、報償金として交付することができる。但し、報償金の金額は、十万円を超えることができない。

前項の規定は、その報告をなした者が官吏又は待遇官吏であるときは、これを適用しない。その報告が官吏若しくは待遇官吏の知り得た事実、公務員（官吏及び待遇官吏を除く）の職務上知り得た事実又は不法の行為に因り知り得た事実に基づくものである場合も、また同様とする。

第五十五条 納稅義務者は、第二十

七條第一項の規定による修正により増加した税額、第三十三條第三項の規定により納付する税額、第三

四條第一項若しくは第三項の規定による更正に因り増加した税

額又は同條第二項の規定による決

定に係る税額については、命令の

規定により納付する税額、第三

五十五条 納稅義務者は、第二十

七條第一項の規定による修正により増加した税額、第三十三條第三項の規定による更正に因り増加した所

得税額、第三号の場合においては、第

二十六條第一項第七号に規定する

金額、第二号の場合においては、第

五十五條 紳士若しくは待遇官吏の知

り得た事実、公務員（官吏及び待遇

官吏を除く）の職務上知り得た事

実又は不法の行為に因り知り得た

事実に基づくものである場合も、

また同様とする。

第五十六条 紳士又は配當の支拂を受けた者は、命令の定めるところに

より、氏名又は名稱、住所その他

必要な事項を、利子又は配當の支

拂の取扱者に告知しなければなら

ない。

第五十七条 紳士又は配當の支拂を受けた者は、命令の定めるところに

より、氏名又は名稱、住所その他

必要な事項を、利子又は配當の支

拂の取扱者に告知しなければなら

ない。

第五十八条 紳士又は配當の支拂を受けた者は、命令の定めるところに

より、氏名又は名稱、住所その他

必要な事項を、利子又は配當の支

拂の取扱者に告知しなければなら

ない。

第五十九條 この法律の施行地にお

いて無記名の公債、社債又は株式

に該当する所得税を徵收することと

なつた場合において、左の各号に

一に該当するときは、当該各号の

場における事実について已むを得ない

場合があると認められる場合を除く

外、政府は、命令の定めるところに

より、命令で定める期間に應

じて、該税額百円につき一日三錢

の割合を乘じて計算して

納付しなければならない。

第五十七条 稽定申告書の提出期限

後に確定申告書若しくは修正確定

申告書の提出があつた場合又は第

五十九條 稽定申告書の提出期限

後に確定申告書若しくは修正確定

申告書の提出があつた場合は、

該税額を加算する。

第五十九條 稽定申告書の提出期限

後に確定申告書若しくは修正確定

申告書の提出があつた場合は、



別表第一 第十五條の規定による所得稅額表  
(一)

所得金額	扶養親族の数									
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人
以上未満	税額									
円未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,900	4,900	20	0	0	0	0	0	0	0	0
5,000	5,100	40	0	0	0	0	0	0	0	0
5,100	5,200	60	0	0	0	0	0	0	0	0
5,200	5,300	80	0	0	0	0	0	0	0	0
5,300	5,400	100	0	0	0	0	0	0	0	0
5,400	5,500	120	0	0	0	0	0	0	0	0
5,500	5,600	140	0	0	0	0	0	0	0	0
5,600	5,700	160	0	0	0	0	0	0	0	0
5,700	5,800	180	0	0	0	0	0	0	0	0
5,800	5,900	200	0	0	0	0	0	0	0	0
5,900	6,000	220	0	0	0	0	0	0	0	0
6,000	6,100	240	0	0	0	0	0	0	0	0
6,100	6,200	260	20	0	0	0	0	0	0	0
6,200	6,300	280	40	0	0	0	0	0	0	0
6,300	6,400	300	60	0	0	0	0	0	0	0
6,400	6,500	320	80	0	0	0	0	0	0	0
6,500	6,600	340	100	0	0	0	0	0	0	0
6,600	6,700	360	120	0	0	0	0	0	0	0
6,700	6,800	380	140	0	0	0	0	0	0	0
6,800	6,900	400	160	0	0	0	0	0	0	0
6,900	7,000	420	180	0	0	0	0	0	0	0
7,000	7,100	440	200	0	0	0	0	0	0	0
7,100	7,200	460	220	0	0	0	0	0	0	0
7,200	7,300	480	240	0	0	0	0	0	0	0
7,300	7,400	500	260	20	0	0	0	0	0	0
7,400	7,500	520	280	40	0	0	0	0	0	0
7,500	7,600	540	300	60	0	0	0	0	0	0
7,600	7,700	560	320	80	0	0	0	0	0	0
7,700	7,800	580	340	100	0	0	0	0	0	0
7,800	7,900	600	360	120	0	0	0	0	0	0
7,900	8,000	620	380	140	0	0	0	0	0	0
8,000	8,200	640	400	160	0	0	0	0	0	0
8,200	8,400	660	440	200	0	0	0	0	0	0
8,400	8,600	720	480	240	0	0	0	0	0	0
8,600	8,800	760	520	280	40	0	0	0	0	0
8,800	9,000	800	560	320	80	0	0	0	0	0
9,000	9,200	840	600	360	120	0	0	0	0	0
9,200	9,400	880	640	400	160	0	0	0	0	0
9,400	9,600	920	680	440	200	0	0	0	0	0
9,600	9,800	960	720	480	240	0	0	0	0	0
9,800	10,000	1,000	760	520	280	40	0	0	0	0
10,000	10,200	1,040	800	560	320	80	0	0	0	0
10,200	10,400	1,080	840	600	360	120	0	0	0	0
10,400	10,600	1,120	880	640	400	160	0	0	0	0
10,600	10,800	1,160	920	680	440	200	0	0	0	0
10,800	11,000	1,200	960	720	480	240	0	0	0	0

(二)

所得金額	扶養親族の数									
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人
以上未満	税額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
11,000	11,200	1,240	1,000	760	520	220	40	0	0	0
11,200	11,400	1,280	1,040	800	560	320	80	0	0	0
11,400	11,600	1,320	1,080	840	600	360	120	0	0	0
11,600	11,800	1,360	1,120	880	640	400	160	0	0	0
11,800	12,000	1,400	1,160	920	680	440	200	0	0	0
12,000	12,200	1,440	1,200	960	720	480	240	0	0	0
12,200	12,400	1,480	1,240	1,000	760	520	280	40	0	0
12,400	12,600	1,520	1,280	1,040	800	560	320	80	0	0
12,600	12,800	1,560	1,320	1,080	840	600	360	120	0	0
12,800	13,000	1,600	1,360	1,120	880	640	400	160	0	0
13,000	13,200	1,640	1,400	1,160	920	680	440	200	0	0
13,200	13,400	1,680	1,440	1,200	960	720	480	240	0	0
13,400	13,600	1,720	1,480	1,240	1,000	760	520	280	40	0
13,600	13,800	1,760	1,520	1,280	1,040	800	560	320	80	0
13,800	14,000	1,800	1,560	1,320	1,080	840	600	360	120	0
14,000	14,200	1,840	1,600	1,360	1,120	880	640	400	160	0
14,200	14,400	1,880	1,640	1,400	1,160	920	680	440	200	0
14,400	14,600	1,920	1,680	1,440	1,200	960	720	480	240	0
14,600	14,800	1,960	1,720	1,480	1,240	1,000	760	520	280	40
14,800	15,000	2,000	1,760	1,520	1,280	1,040	800	560	320	80
15,000	15,200	2,050	1,810	1,570	1,330	1,090	850	610	370	130
15,200	15,400	2,100	1,860	1,620	1,380	1,140	900	660	420	180
15,400	15,600	2,150	1,910	1,670	1,430	1,190	950	710	470	230
15,600	15,800	2,200	1,960	1,720	1,480	1,240	1,000	760	520	280
15,800	16,000	2,250	2,010	1,770	1,530	1,290	1,050	810	570	330
16,000	16,200	2,300	2,060	1,820	1,580	1,340	1,100	860	620	380
16,200	16,400	2,350	2,110	1,870	1,630	1,390	1,150	910	670	430
16,400	16,600	2,400	2,160	1,920	1,680	1,440	1,200	960	720	480
16,600	16,800	2,450	2,210	1,970	1,730	1,490	1,250	1,010	770	530
16,800	17,000	2,500	2,260	2,020	1,780	1,540	1,300	1,060	820	580
17,000	17,200	2,550	2,310	2,070	1,830	1,590	1,350	1,110	870	630
17,200	17,400	2,600	2,360	2,120	1,880	1,640	1,400	1,160	920	680
17,400	17,600	2,650	2,410	2,170	1,930	1,690	1,450	1,210	970	730
17,600	17,800	2,700	2,460	2,220	1,980	1,740	1,500	1,260	1,020	780
17,800	18,000	2,750	2,510	2,270	2,030	1,790	1,550	1,310	1,070	830
18,000	18,200	2,800	2,560	2,320	2,080	1,840	1,600	1,360	1,120	880
18,200	18,400	2,850	2,610	2,370	2,130	1,890	1,650	1,410	1,170	930
18,400	18,600	2,900	2,660	2,420	2,180	1,940	1,700	1,460	1,220	980
18,600	18,800	2,950	2,710	2,470	2,230	1,990	1,750	1,510	1,270	1,030
18,800	19,000	3,000	2,760	2,520	2,280	2,040	1,800	1,560	1,320	1,080
19,000	19,200	3,050	2,810	2,570	2,330	2,090	1,850	1,610	1,370	1,130
19,200	19,400	3,100	2,860	2,620	2,380	2,140	1,900	1,660	1,420	1,180
19,400	19,600	3,150	2,910	2,670	2,430	2,190	1,950	1,710	1,470	1,230
19,600	19,800	3,200	2,960	2,720	2,480	2,240	2,000	1,760	1,520	1,280
19,800	20,000	3,250	3,010	2,770	2,530	2,290	2,050	1,810	1,570	1,330

## (三)

所得金額	扶養親族の数									
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人
以上未満	税額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20,000	20,200	3,310	3,070	2,830	2,590	2,350	2,110	1,870	1,630	1,390
20,200	20,400	3,370	3,130	2,890	2,650	2,410	2,170	1,930	1,690	1,450
20,400	20,600	3,430	3,190	2,950	2,710	2,470	2,230	1,990	1,750	1,510
20,600	20,800	3,490	3,250	3,010	2,770	2,530	2,290	2,050	1,810	1,570
20,800	21,000	3,550	3,310	3,070	2,830	2,590	2,350	2,110	1,870	1,630
21,000	21,200	3,610	3,370	3,130	2,890	2,650	2,410	2,170	1,930	1,690
21,200	21,400	3,670	3,430	3,190	2,950	2,710	2,470	2,230	1,990	1,750
21,400	21,600	3,730	3,490	3,250	3,010	2,770	2,530	2,290	2,050	1,810
21,600	21,800	3,790	3,550	3,310	3,070	2,830	2,590	2,350	2,110	1,870
21,800	22,000	3,850	3,610	3,370	3,130	2,890	2,650	2,410	2,170	1,930
22,000	22,200	3,910	3,670	3,430	3,190	2,950	2,710	2,470	2,230	1,990
22,200	22,400	3,970	3,730	3,490	3,250	3,010	2,770	2,530	2,290	2,050
22,400	22,600	4,030	3,790	3,550	3,310	3,070	2,830	2,590	2,350	2,110
22,600	22,800	4,090	3,850	3,610	3,370	3,130	2,890	2,650	2,410	2,170
22,800	23,000	4,150	3,910	3,670	3,430	3,190	2,950	2,710	2,470	2,230
23,000	23,200	4,210	3,970	3,730	3,490	3,250	3,010	2,770	2,530	2,290
23,200	23,400	4,270	4,030	3,790	3,550	3,310	3,070	2,830	2,590	2,350
23,400	23,600	4,330	4,090	3,850	3,610	3,370	3,130	2,890	2,650	2,410
23,600	23,800	4,390	4,150	3,910	3,670	3,430	3,190	2,950	2,710	2,470
23,800	24,000	4,450	4,210	3,970	3,730	3,490	3,250	3,010	2,770	2,530
24,000	24,200	4,510	4,270	4,030	3,790	3,550	3,310	3,070	2,830	2,590
24,200	24,400	4,570	4,330	4,090	3,850	3,610	3,370	3,130	2,890	2,650
24,400	24,600	4,630	4,390	4,150	3,910	3,670	3,430	3,190	2,950	2,710
24,600	24,800	4,690	4,450	4,210	3,970	3,730	3,490	3,250	3,010	2,770
24,800	25,000	4,750	4,510	4,270	4,030	3,790	3,550	3,310	3,070	2,830
25,000	25,200	4,820	4,580	4,340	4,100	3,860	3,620	3,380	3,140	2,900
25,200	25,400	4,890	4,650	4,410	4,170	3,930	3,690	3,450	3,210	2,970
25,400	25,600	4,960	4,720	4,480	4,240	4,000	3,760	3,520	3,280	3,040
25,600	25,800	5,030	4,790	4,550	4,310	4,070	3,830	3,590	3,350	3,110
25,800	26,000	5,100	4,860	4,620	4,380	4,140	3,900	3,660	3,420	3,180
26,000	26,200	5,170	4,930	4,690	4,450	4,210	3,970	3,730	3,490	3,250
26,200	26,400	5,240	5,000	4,760	4,520	4,280	4,040	3,800	3,560	3,320
26,400	26,600	5,310	5,070	4,830	4,590	4,350	4,110	3,870	3,630	3,390
26,600	26,800	5,380	5,140	4,900	4,660	4,420	4,180	3,940	3,700	3,460
26,800	27,000	5,450	5,210	4,970	4,730	4,490	4,250	4,010	3,770	3,530
27,000	27,200	5,520	5,280	5,040	4,800	4,560	4,320	4,080	3,840	3,600
27,200	27,400	5,590	5,350	5,110	4,870	4,630	4,390	4,150	3,910	3,670
27,400	27,600	5,660	5,420	5,180	4,940	4,700	4,460	4,220	3,980	3,740
27,600	27,800	5,730	5,490	5,250	5,010	4,770	4,530	4,290	4,050	3,810
27,800	28,000	5,800	5,560	5,320	5,080	4,840	4,600	4,360	4,120	3,880
28,000	28,200	5,870	5,630	5,390	5,150	4,910	4,670	4,430	4,190	3,950
28,200	28,400	5,940	5,700	5,460	5,220	4,980	4,740	4,500	4,260	4,020
28,400	28,600	6,010	5,770	5,530	5,290	5,050	4,810	4,570	4,330	4,090
28,600	28,800	6,080	5,840	5,600	5,360	5,120	4,880	4,640	4,400	4,160
28,800	29,000	6,150	5,910	5,670	5,430	5,190	4,950	4,710	4,470	4,230
29,000	29,200	6,220	5,980	5,740	5,500	5,260	5,020	4,780	4,540	4,300
29,200	29,400	6,290	6,050	5,810	5,570	5,330	5,090	4,850	4,610	4,370

## (四)

所得金額		扶養親族の数										
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	
以上	未満	稅額										
29,400	29,600	6,360	6,120	5,880	5,640	5,400	5,160	4,920	4,680	4,440	4,200	3,960
29,600	29,800	6,430	6,190	5,950	5,710	5,470	5,230	4,990	4,750	4,510	4,270	4,030
29,800	30,000	6,500	6,260	6,020	5,780	5,540	5,300	5,060	4,820	4,580	4,340	4,100
30,000	30,500	6,570	6,330	6,090	5,850	5,610	5,370	5,130	4,890	4,650	4,410	4,170
30,500	31,000	6,745	6,505	6,265	6,025	5,785	5,545	5,305	5,065	4,825	4,585	4,345
31,000	31,500	6,920	6,680	6,440	6,200	5,960	5,720	5,480	5,240	5,000	4,760	4,520
31,500	32,000	7,095	6,855	6,615	6,375	6,135	5,95	5,655	5,415	5,175	4,935	4,695
32,000	32,500	7,270	7,030	6,790	6,550	6,310	6,070	5,830	5,590	5,350	5,110	4,870
32,500	33,000	7,445	7,205	6,965	6,725	6,485	6,245	6,005	5,765	5,525	5,285	5,045
33,000	33,500	7,620	7,380	7,140	6,900	6,660	6,420	6,180	5,940	5,700	5,460	5,220
33,500	34,000	7,795	7,555	7,315	7,075	6,835	6,595	6,355	6,115	5,875	5,635	5,395
34,000	34,500	7,970	7,730	7,490	7,250	7,010	6,770	6,530	6,290	6,050	5,810	5,570
34,500	35,000	8,145	7,905	7,665	7,425	7,185	6,945	6,705	6,465	6,225	5,985	5,745
35,000	35,500	8,330	8,090	7,850	7,610	7,370	7,130	6,890	6,650	6,410	6,170	5,930
35,500	36,000	8,530	8,290	8,050	7,810	7,570	7,330	7,090	6,850	6,610	6,370	6,130
36,000	36,500	8,730	8,490	8,250	8,010	7,770	7,530	7,290	7,050	6,810	6,570	6,330
36,500	37,000	8,930	8,690	8,450	8,210	7,970	7,730	7,490	7,250	7,010	6,770	6,530
37,000	37,500	9,130	8,890	8,650	8,410	8,170	7,930	7,690	7,450	7,210	6,970	6,730
37,500	38,000	9,330	9,090	8,850	8,610	8,370	8,130	7,890	7,650	7,410	7,170	6,930
38,000	38,500	9,530	9,290	9,050	8,810	8,570	8,330	8,090	7,850	7,610	7,370	7,130
38,500	39,000	9,730	9,490	9,250	9,010	8,770	8,530	8,290	8,050	7,810	7,570	7,330
39,000	39,500	9,930	9,690	9,450	9,210	8,970	8,730	8,490	8,250	8,010	7,770	7,530
39,500	40,000	10,130	9,890	9,650	9,410	9,170	8,930	8,690	8,450	8,210	7,970	7,730
40,000	40,500	10,330	10,090	9,850	9,610	9,370	9,130	8,890	8,650	8,410	8,170	7,930
40,500	41,000	10,530	10,290	10,050	9,810	9,570	9,330	9,090	8,850	8,610	8,370	8,130
41,000	41,500	10,730	10,490	10,250	10,010	9,770	9,530	9,290	9,050	8,810	8,570	8,330
41,500	42,000	10,920	10,690	10,450	10,210	9,970	9,730	9,490	9,250	9,010	8,770	8,530
42,000	42,500	11,130	10,890	10,650	10,410	10,170	9,930	9,690	9,450	9,210	8,970	8,730
42,500	43,000	11,330	11,090	10,850	10,610	10,370	10,130	9,890	9,650	9,410	9,170	8,930
43,000	43,500	11,530	11,290	11,050	10,810	10,570	10,330	10,090	9,850	9,610	9,370	9,130
43,500	44,000	11,730	11,490	11,250	11,010	10,770	10,530	10,290	10,050	9,810	9,570	9,330
44,000	44,500	11,930	11,690	11,450	11,210	10,970	10,730	10,490	10,250	10,010	9,770	9,530
44,500	45,000	12,130	11,890	11,650	11,410	11,170	10,930	10,690	10,450	10,210	9,970	9,730
45,000	45,500	12,340	12,100	11,860	11,620	11,380	11,140	10,900	10,660	10,420	10,180	9,940
45,500	46,000	12,565	12,325	12,085	11,845	11,605	11,365	11,125	10,885	10,645	10,405	10,165
46,000	46,500	12,790	12,550	12,310	12,070	11,830	11,590	11,350	11,110	10,870	10,630	10,290
46,500	47,000	13,015	12,775	12,535	12,295	12,055	11,815	11,575	11,335	11,095	10,855	10,615
47,000	47,500	13,240	13,000	12,760	12,520	12,280	12,040	11,800	11,560	11,320	11,080	10,840
47,500	48,000	13,465	13,225	12,985	12,745	12,505	12,265	12,025	11,785	11,545	11,305	11,065
48,000	48,500	13,690	13,450	13,210	12,970	12,730	12,490	12,250	12,010	11,770	11,530	11,290
48,500	49,000	13,915	13,675	13,435	13,195	12,955	12,715	12,475	12,235	11,995	11,755	11,515
49,000	49,500	14,140	13,900	13,660	13,420	13,180	12,940	12,700	12,460	12,220	11,980	11,740
49,500	50,000	14,365	14,125	13,885	13,645	13,405	13,165	12,925	12,685	12,445	12,205	11,965

扶養親族の数が 10 人を超える場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の 稅額から、その 10 人を超える 1 人ごとに 240 円を控除した金額

(備考 税額の求め方) まず所得金額に応じて所得金額欄に該当する行を求め、その行と扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第二 第三十八條第一項第一号及び第四号の規定による所得稅源泉徵收額表  
イ 紙與所得 月額表(一)

その月の 給與の金額	甲 第三十八條第一項第一号の規定による稅額										乙 第三 十八條第 一項第四 号の規定 による稅 額
	扶養親族の 数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上未満	稅										給與の金額 の16%に相 当する金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
550円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
550	600	8	0	0	0	0	0	0	0	0	88
600	650	16	0	0	0	0	0	0	0	0	96
650	700	24	4	0	0	0	0	0	0	0	104
700	750	32	12	0	0	0	0	0	0	0	112
750	800	40	20	0	0	0	0	0	0	0	120
800	850	48	28	8	0	0	0	0	0	0	128
850	900	56	36	16	0	0	0	0	0	0	136
900	950	64	44	24	4	0	0	0	0	0	144
950	1,000	72	52	32	12	0	0	0	0	0	152
1,000	1,050	80	60	40	20	0	0	0	0	0	160
1,050	1,100	88	68	48	28	8	0	0	0	0	168
1,100	1,150	96	76	56	36	16	0	0	0	0	178
1,150	1,200	104	84	64	44	24	4	0	0	0	188
1,200	1,250	112	92	72	52	32	12	0	0	0	198
1,250	1,300	120	100	80	60	40	20	0	0	0	208
1,300	1,350	128	108	88	68	48	28	8	0	0	218
1,350	1,400	136	116	96	76	56	36	16	0	0	228
1,400	1,450	144	124	104	84	64	44	24	4	0	238
1,450	1,500	152	132	112	92	72	52	32	12	0	248
1,500	1,550	160	140	120	100	80	60	40	20	0	258
1,550	1,600	168	148	128	108	88	68	48	28	8	268
1,600	1,650	176	158	138	118	98	78	58	38	18	279
1,650	1,700	183	168	148	128	108	88	68	48	28	291
1,700	1,750	198	178	158	138	118	98	78	58	38	303
1,750	1,800	208	188	168	148	128	108	88	68	48	315
1,800	1,850	218	198	178	158	138	118	98	78	58	327
1,850	1,900	228	208	188	168	148	128	108	88	68	339
1,900	1,950	238	218	198	178	158	138	118	98	78	351
1,950	2,000	248	228	208	188	168	148	128	108	88	363
2,000	2,050	258	238	218	198	178	158	138	118	98	375
2,050	2,100	268	248	228	208	188	168	148	128	108	387
2,100	2,150	279	259	239	219	199	179	159	139	119	400
2,150	2,200	291	271	251	231	211	191	171	151	131	414
2,200	2,250	303	283	263	243	223	203	183	163	143	428
2,250	2,300	315	295	275	255	235	215	195	175	155	442
2,300	2,350	327	307	287	267	247	227	207	187	167	456
2,350	2,400	339	319	299	279	259	239	219	199	179	470
2,400	2,450	351	331	311	291	271	251	231	211	191	484
2,450	2,500	363	343	323	303	283	263	243	223	203	498
2,500	2,550	375	355	335	315	295	275	255	235	215	512
2,550	2,600	390	370	350	330	310	290	270	250	230	529
2,600	2,650	407	387	367	347	327	307	287	267	247	547
2,650	2,700	424	404	384	364	344	324	304	284	264	564
2,700	2,750	442	422	402	382	362	342	322	302	282	582

イ 月額表(二)

その月の 給與の金額	甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙 第二 十八條 第一項第四 号の規定 による税 額	
	扶養親族の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上未満	税	額	税	額	税	額	税	額	税	額	税	額	
2,750	2,800	459	439	419	399	379	359	339	319	299	279	259	
2,800	2,850	477	457	437	417	397	377	357	337	317	297	277	
2,850	2,900	494	474	454	434	414	394	374	354	334	314	294	
2,900	2,950	512	492	472	452	432	412	392	372	352	332	312	
2,950	3,000	529	509	489	469	449	429	409	389	369	349	329	
3,000	3,050	547	527	507	487	467	447	427	407	387	367	347	
3,050	3,100	564	544	524	504	484	464	444	424	404	384	364	
3,100	3,150	582	562	542	522	502	482	462	442	422	402	382	
3,150	3,200	599	579	559	539	519	499	479	459	439	419	399	
3,200	3,250	617	597	577	557	537	517	497	477	457	437	417	
3,250	3,300	634	614	594	574	554	534	514	494	474	454	434	
3,300	3,350	652	632	612	592	572	552	532	512	492	472	452	
3,350	3,400	669	649	629	609	589	569	549	529	509	489	469	
3,400	3,450	687	667	647	627	607	587	567	547	527	507	487	
3,450	3,500	707	687	667	647	627	607	587	567	547	527	507	
3,500	3,550	727	707	687	667	647	627	607	587	567	547	527	
3,550	3,600	747	727	707	687	667	647	627	607	587	567	547	
3,600	3,650	767	747	727	707	687	667	647	627	607	587	567	
3,650	3,700	787	767	747	727	707	687	667	647	627	607	587	
3,700	3,750	807	787	767	747	727	707	687	667	647	627	607	
3,750	3,800	827	807	787	767	747	727	707	687	667	647	627	
3,800	3,850	847	827	807	787	767	747	727	707	687	667	647	
3,850	3,900	867	847	827	807	787	767	747	727	707	687	667	
3,900	3,950	887	867	847	827	807	787	767	747	727	707	687	
3,950	4,000	907	887	867	847	827	807	787	767	747	727	707	
4,000	4,050	927	907	887	867	847	827	807	787	767	747	727	
4,050	4,100	947	927	907	887	867	847	827	807	787	767	747	
4,100	4,150	967	947	927	907	887	867	847	827	807	787	767	
4,150	4,200	987	967	947	927	907	887	867	847	827	807	787	
4,200	4,250	1,007	987	967	947	927	907	887	867	847	827	807	
4,250	4,300	1,028	1,008	988	968	948	928	908	888	868	848	828	
4,300	4,350	1,050	1,030	1,010	990	970	950	930	910	890	870	850	
4,350	4,400	1,073	1,053	1,033	1,013	993	973	953	933	913	893	873	
4,400	4,450	1,095	1,075	1,055	1,035	1,015	995	975	955	935	915	895	
4,450	4,500	1,118	1,098	1,078	1,058	1,038	1,018	998	978	958	938	918	
4,500	4,550	1,140	1,120	1,100	1,080	1,060	1,040	1,020	1,000	980	960	940	
4,550	4,600	1,163	1,143	1,123	1,103	1,083	1,063	1,043	1,023	1,003	983	963	
4,600	4,650	1,185	1,165	1,145	1,125	1,105	1,085	1,065	1,045	1,025	1,005	985	
4,650	4,700	1,208	1,188	1,168	1,148	1,128	1,108	1,088	1,068	1,048	1,028	1,008	
4,700	4,750	1,230	1,210	1,190	1,170	1,150	1,130	1,110	1,090	1,070	1,050	1,030	
4,750	4,800	1,253	1,233	1,213	1,193	1,173	1,153	1,133	1,113	1,093	1,073	1,053	
4,800	4,850	1,275	1,255	1,235	1,215	1,195	1,175	1,155	1,135	1,115	1,095	1,075	
4,850	4,900	1,298	1,278	1,258	1,238	1,218	1,198	1,178	1,158	1,138	1,118	1,098	
4,900	4,950	1,320	1,300	1,280	1,260	1,240	1,220	1,200	1,180	1,160	1,140	1,120	
4,950	5,000	1,343	1,323	1,303	1,283	1,263	1,243	1,223	1,203	1,183	1,163	1,143	
5,000	5,050	1,365	1,345	1,325	1,305	1,285	1,265	1,245	1,225	1,205	1,185	1,165	
5,050	5,100	1,388	1,368	1,348	1,328	1,308	1,288	1,268	1,248	1,228	1,208	1,188	
5,100円を超える る金額	5,100円の場合の税額に、給與の金額のうち5,100円を超える金額の50%に相当する金額を加算し た金額												
扶養親族の数が10人を超える場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人を超える1人ごとに20円を控除した金額													

(備考 税額の求め方) まず所得金額に応じて所定の割合に該当する行を求め、その行と扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第二 第三十八條第一項第一号及び第四号の規定による所得稅源泉徵收額表  
口 紙與所得 半月額表(一)

その半月の 給與の金額	甲 第三十八條第一項第一号の規定による稅額										乙 第三 十八條第 一項第 四号の規定 による稅 額	
	扶養親族の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上未満	稅額	稅額	稅額	稅額	稅額	稅額	稅額	稅額	稅額	稅額	稅額	新與の金額 の16%に相 當する金額 円
円 未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
275円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44.00
275	300	4.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48.00
300	325	8.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52.00
325	350	12.00	2.00	0	0	0	0	0	0	0	0	56.00
350	375	16.00	6.00	0	0	0	0	0	0	0	0	60.00
375	400	20.00	10.00	0	0	0	0	0	0	0	0	64.00
400	425	24.00	14.00	4.00	0	0	0	0	0	0	0	68.00
425	450	28.00	18.00	8.00	0	0	0	0	0	0	0	72.00
450	475	32.00	22.00	12.00	2.00	0	0	0	0	0	0	76.00
475	500	36.00	26.00	16.00	6.00	0	0	0	0	0	0	80.00
500	525	40.00	30.00	20.00	10.00	0	0	0	0	0	0	84.00
525	550	44.00	34.00	24.00	14.00	4.00	0	0	0	0	0	89.00
550	575	48.00	38.00	28.00	18.00	8.00	0	0	0	0	0	94.00
575	600	52.00	42.00	32.00	22.00	12.00	2.00	0	0	0	0	99.00
600	625	56.00	46.00	36.00	26.00	16.00	6.00	0	0	0	0	104.00
625	650	60.00	50.00	40.00	30.00	20.00	10.00	0	0	0	0	109.00
650	675	64.00	54.00	44.00	34.00	24.00	14.00	4.00	0	0	0	114.00
675	700	68.00	58.00	48.00	38.00	28.00	18.00	8.00	0	0	0	119.00
700	725	72.00	62.00	52.00	42.00	32.00	22.00	12.00	2.00	0	0	124.00
725	750	76.00	66.00	56.00	46.00	36.00	26.00	16.00	6.00	0	0	129.00
750	775	80.00	70.00	60.00	50.00	40.00	30.00	20.00	10.00	0	0	134.00
775	800	84.00	74.00	64.00	54.00	44.00	34.00	24.00	14.00	4.00	0	139.50
800	825	88.00	79.00	69.00	59.00	49.00	39.00	29.00	19.00	9.00	0	145.50
825	850	94.00	84.00	74.00	64.00	54.00	44.00	34.00	24.00	14.00	4.00	151.50
850	875	99.00	89.00	79.00	69.00	59.00	49.00	39.00	29.00	19.00	9.00	157.50
875	900	104.00	94.00	84.00	74.00	64.00	54.00	44.00	34.00	24.00	14.00	163.50
900	925	109.00	99.00	89.00	79.00	69.00	59.00	49.00	39.00	29.00	19.00	169.50
925	950	114.00	104.00	94.00	84.00	74.00	64.00	54.00	44.00	34.00	24.00	175.50
950	975	119.00	109.00	99.00	89.00	79.00	69.00	59.00	49.00	39.00	29.00	181.50
975	1,000	124.00	114.00	104.00	94.00	84.00	74.00	64.00	54.00	44.00	34.00	187.50
1,000	1,025	129.00	119.00	109.00	99.00	89.00	79.00	69.00	59.00	49.00	39.00	193.50
1,025	1,050	134.00	124.00	114.00	104.00	94.00	84.00	74.00	64.00	54.00	44.00	200.00
1,050	1,075	139.50	129.50	119.50	109.50	99.50	89.50	79.50	69.50	59.50	49.50	207.00
1,075	1,100	145.50	135.50	125.50	115.50	105.50	95.50	85.50	75.50	65.50	55.50	214.00
1,100	1,125	151.50	141.50	131.50	121.50	111.50	101.50	91.50	81.50	71.50	61.50	221.00
1,125	1,150	157.50	147.50	137.50	127.50	117.50	107.50	97.50	87.50	77.50	67.50	228.00
1,150	1,175	163.50	153.50	143.50	133.50	123.50	113.50	103.50	93.50	83.50	73.50	235.00
1,175	1,200	169.50	159.50	149.50	139.50	129.50	119.50	109.50	99.50	89.50	79.50	242.00
1,200	1,225	175.50	165.50	155.50	145.50	135.50	125.50	115.50	105.50	95.50	85.50	249.00
1,225	1,250	181.50	171.50	161.50	151.50	141.50	131.50	121.50	111.50	101.50	91.50	256.00
1,250	1,275	187.50	177.50	167.50	157.50	147.50	137.50	127.50	117.50	107.50	97.50	264.50
1,275	1,300	195.00	185.00	175.00	165.00	155.00	145.00	135.00	125.00	115.00	105.00	273.50
1,300	1,325	203.50	193.50	183.50	173.50	163.50	153.50	143.50	133.50	123.50	113.50	282.00
1,325	1,350	212.00	202.00	192.00	182.00	172.00	162.00	152.00	142.00	132.00	122.00	291.00
1,350	1,375	221.00	211.00	201.00	191.00	181.00	171.00	161.00	151.00	141.00	131.00	299.50
1,375	1,400	229.50	219.50	209.50	199.50	189.50	179.50	169.50	159.50	149.50	139.50	308.50
1,400	1,425	238.50	228.50	218.50	208.50	198.50	188.50	178.50	168.50	158.50	148.50	316.00

半月額表(二)

その半月の 給與の金額	甲、第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙、第三 十八條第 一項第四 号の規定 による税 額	
	扶養親族の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上未満	税額											第三 十八條第 一項第四 号の規定 による税 額	
1,425	1,450	247.00	237.00	227.00	217.00	207.00	197.00	187.00	177.00	167.00	157.00	147.00	317.00
1,450	1,475	256.00	246.00	236.00	226.00	216.00	206.00	196.00	186.00	176.00	166.00	156.00	326.00
1,475	1,500	264.50	254.50	244.50	234.50	224.50	214.50	204.50	194.50	184.50	174.50	164.50	334.50
1,500	1,525	273.50	263.50	253.50	243.50	233.50	223.50	213.50	203.50	193.50	183.50	173.50	343.50
1,525	1,550	282.00	272.00	262.00	252.00	242.00	232.00	222.00	212.00	202.00	192.00	182.00	353.50
1,550	1,575	291.00	281.00	271.00	261.00	251.00	241.00	231.00	221.00	211.00	201.00	191.00	363.50
1,575	1,600	299.50	289.50	279.50	269.50	259.50	249.50	239.50	229.50	219.50	209.50	199.50	373.50
1,600	1,625	308.50	298.50	288.50	278.50	268.50	258.50	248.50	238.50	228.50	218.50	208.50	383.50
1,625	1,650	317.00	307.00	297.00	287.00	277.00	267.00	257.00	247.00	237.00	227.00	217.00	393.50
1,650	1,675	326.00	316.00	306.00	296.00	286.00	276.00	266.00	256.00	246.00	236.00	226.00	403.50
1,675	1,700	334.50	324.50	314.50	304.50	294.50	284.50	274.50	264.50	254.50	244.50	234.50	413.50
1,700	1,725	343.50	333.50	323.50	313.50	303.50	293.50	283.50	273.50	263.50	253.50	243.50	423.50
1,725	1,750	353.50	343.50	333.50	323.50	313.50	303.50	293.50	283.50	273.50	263.50	253.50	433.50
1,750	1,775	363.50	353.50	343.50	333.50	323.50	313.50	303.50	293.50	283.50	273.50	263.50	443.50
1,775	1,800	373.50	363.50	353.50	343.50	333.50	323.50	313.50	303.50	293.50	283.50	273.50	453.50
1,800	1,825	383.50	373.50	363.50	353.50	343.50	333.50	323.50	313.50	303.50	293.50	283.50	463.50
1,825	1,850	393.50	383.50	373.50	363.50	353.50	343.50	333.50	323.50	313.50	303.50	293.50	473.50
1,850	1,875	403.50	393.50	383.50	373.50	363.50	353.50	343.50	333.50	323.50	313.50	303.50	483.50
1,875	1,900	413.50	403.50	393.50	383.50	373.50	363.50	353.50	343.50	333.50	323.50	313.50	493.50
1,900	1,925	423.50	413.50	403.50	393.50	383.50	373.50	363.50	353.50	343.50	333.50	323.50	503.50
1,925	1,950	433.50	423.50	413.50	403.50	393.50	383.50	373.50	363.50	353.50	343.50	333.50	514.00
1,950	1,975	443.50	433.50	423.50	413.50	403.50	393.50	383.50	373.50	363.50	353.50	343.50	525.00
1,975	2,000	453.50	443.50	433.50	423.50	413.50	403.50	393.50	383.50	373.50	363.50	353.50	536.50
2,000	2,025	463.50	453.50	443.50	433.50	423.50	413.50	403.50	393.50	383.50	373.50	363.50	547.50
2,025	2,050	473.50	463.50	453.50	443.50	433.50	423.50	413.50	403.50	393.50	383.50	373.50	559.00
2,050	2,075	483.50	473.50	463.50	453.50	443.50	433.50	423.50	413.50	403.50	393.50	383.50	570.00
2,075	2,100	493.50	483.50	473.50	463.50	453.50	443.50	433.50	423.50	413.50	403.50	393.50	581.50
2,100	2,125	503.50	493.50	483.50	473.50	463.50	453.50	443.50	433.50	423.50	413.50	403.50	592.50
2,125	2,150	514.00	504.00	494.00	484.00	474.00	464.00	454.00	444.00	434.00	424.00	414.00	604.00
2,150	2,175	525.00	515.00	505.00	495.00	485.00	475.00	465.00	455.00	445.00	435.00	425.00	615.00
2,175	2,200	536.50	526.50	516.50	506.50	496.50	486.50	476.50	466.50	456.50	446.50	436.50	626.50
2,200	2,225	547.50	537.50	527.50	517.50	507.50	497.50	487.50	477.50	467.50	457.50	447.50	637.50
2,225	2,250	559.00	549.00	539.00	529.00	519.00	509.00	499.00	489.00	479.00	469.00	459.00	649.00
2,250	2,275	570.00	560.00	550.00	540.00	530.00	520.00	510.00	500.00	490.00	480.00	470.00	660.00
2,275	2,300	581.50	571.50	561.50	551.50	541.50	531.50	521.50	511.50	501.50	491.50	481.50	671.50
2,300	2,325	592.50	582.50	572.50	562.50	552.50	542.50	532.50	522.50	512.50	502.50	492.50	682.50
2,325	2,350	604.00	594.00	584.00	574.00	564.00	554.00	544.00	534.00	524.00	514.00	504.00	694.00
2,350	2,375	615.00	605.00	595.00	585.00	575.00	565.00	555.00	545.00	535.00	525.00	515.00	706.00
2,375	2,400	626.50	616.50	606.50	596.50	586.50	576.50	566.50	556.50	546.50	536.50	526.50	718.50
2,400	2,425	637.50	627.50	617.50	607.50	597.50	587.50	577.50	567.50	557.50	547.50	537.50	731.00
2,425	2,450	648.00	639.00	629.00	619.00	609.00	599.00	589.00	579.00	569.00	559.00	549.00	743.50
2,450	2,475	660.00	650.00	640.00	630.00	620.00	610.00	600.00	590.00	580.00	570.00	560.00	756.00
2,475	2,500	671.50	661.50	651.50	641.50	631.50	621.50	611.50	601.50	591.50	581.50	571.50	768.50
2,500	2,525	682.50	672.50	662.50	652.50	642.50	632.50	622.50	612.50	602.50	592.50	582.50	781.00
2,525	2,550	694.00	684.00	674.00	664.00	654.00	644.00	634.00	624.00	614.00	604.00	594.00	793.50
2,550 円	706.00	696.00	686.00	676.00	666.00	656.00	646.00	636.00	626.00	616.00	606.00	596.00	806.00
2,550 円を超える金額	2,550円の場合の税額に、給與の金額のうち2,550円を超える金額の50%に相当する金額を加算した金額											扶養親族の数が10人を超える場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人を超える1人ごとに10円を控除した金額	
	(備考 税額の求め方) まず所得金額に応じて所得金額欄に該当する行を求め、その行と扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。												

別表第二 第三十八條第一項第一号及び第四号の規定による所得稅源泉徵收額表  
ハ 給與所得 句額表(一)

その句の 給與の金額	甲 第三十八條第一項第一号の規定による稅額											乙 第三 十八條第 一項第四 号の規定 による稅 額	
	扶養親族の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	稅額											
円 180円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	給與の金額 の16%に相 當する金額 円	
180	200	2.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28.80	
200	220	5.20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32.00	
220	240	8.40	1.70	0	0	0	0	0	0	0	0	35.20	
240	260	11.60	4.90	0	0	0	0	0	0	0	0	38.40	
260	280	14.80	8.10	1.40	0	0	0	0	0	0	0	41.60	
280	300	18.00	11.30	4.60	0	0	0	0	0	0	0	44.80	
300	320	21.20	14.50	7.80	1.10	0	0	0	0	0	0	48.00	
320	340	24.40	17.70	11.00	4.30	0	0	0	0	0	0	51.20	
340	360	27.60	20.90	14.20	7.50	.90	0	0	0	0	0	54.40	
360	380	30.80	24.10	17.40	10.70	4.10	0	0	0	0	0	58.10	
380	400	34.00	27.30	20.60	13.90	7.30	.60	0	0	0	0	62.10	
400	420	37.20	30.50	23.80	17.10	10.50	3.80	0	0	0	0	66.10	
420	440	40.40	33.70	27.00	20.30	13.70	7.00	.30	0	0	0	70.10	
440	460	43.60	36.90	30.20	23.50	16.90	10.20	3.50	0	0	0	74.10	
460	480	46.80	40.10	33.40	26.70	20.10	13.40	6.70	.10	0	0	78.10	
480	500	50.00	43.30	36.60	29.90	23.30	16.60	9.90	3.30	0	0	82.10	
500	520	53.20	46.50	39.80	33.10	26.50	19.80	13.10	6.50	0	0	86.10	
520	540	56.60	49.90	43.20	36.50	29.90	23.20	16.50	9.90	3.20	0	90.10	
540	560	60.60	53.90	47.20	40.50	33.90	27.20	20.50	13.90	7.20	.50	94.80	
560	580	64.60	57.90	51.20	44.50	37.90	31.20	24.50	17.90	11.20	4.50	99.60	
580	600	68.60	61.90	55.20	48.50	41.90	35.20	28.50	21.90	15.20	8.50	104.40	
600	620	72.60	65.90	59.20	52.50	45.90	39.20	32.50	25.90	19.20	12.50	5.90	109.20
620	640	76.60	69.90	63.20	56.50	49.90	43.20	36.50	29.90	23.20	16.50	9.90	114.00
640	660	80.60	73.90	67.20	60.50	53.90	47.20	40.50	33.90	27.20	20.50	13.90	118.80
660	680	84.60	77.90	71.20	64.50	57.90	51.20	44.50	37.90	31.20	24.50	17.90	123.60
680	700	88.60	81.90	75.20	68.50	61.90	55.20	48.50	41.90	35.20	28.50	21.90	128.40
700	720	93.00	86.30	79.70	73.00	66.30	59.70	53.00	46.30	39.60	33.00	26.30	133.40
720	740	97.80	91.10	84.50	77.80	71.10	64.50	57.80	51.10	44.40	37.80	31.10	139.00
740	760	102.60	95.90	89.30	82.60	75.90	69.30	62.60	55.90	49.20	42.60	35.90	144.60
760	780	107.40	100.70	94.10	87.40	80.70	74.10	67.40	60.70	54.00	47.40	40.70	150.20
780	800	112.20	105.50	98.90	92.20	85.50	78.90	72.20	65.50	58.80	52.20	45.50	155.80
800	820	117.00	110.30	103.70	97.00	90.30	83.70	77.00	70.30	63.60	57.00	50.30	161.40
820	840	121.80	115.10	108.50	101.80	95.10	88.50	81.80	75.10	68.40	61.80	55.10	167.00
840	860	126.90	120.20	113.60	106.90	100.20	93.60	86.90	80.20	73.50	66.90	60.20	173.00
860	880	133.10	126.40	119.70	113.00	106.40	99.70	93.00	86.40	79.70	73.00	66.40	180.00
880	900	140.10	133.40	126.70	120.00	113.40	106.70	100.00	93.40	86.70	80.00	73.40	187.00
900	920	147.10	140.40	133.70	127.00	120.40	113.70	107.00	100.40	93.70	87.00	80.40	194.00
920	940	154.10	147.40	140.70	134.00	127.40	120.70	114.00	107.40	100.70	94.00	87.40	201.00
940	960	161.10	154.40	147.70	141.00	134.40	127.70	121.00	114.40	107.70	101.00	94.40	208.00
960	980	168.10	161.40	154.70	148.00	141.40	134.70	128.00	121.40	114.70	108.00	101.40	215.00
980	1,000	175.10	168.40	161.70	155.00	148.40	141.70	135.00	128.40	121.70	115.00	108.40	222.00
1,000	1,020	182.10	175.40	168.70	162.00	155.40	148.70	142.00	135.40	128.70	122.00	115.40	229.00
1,020	1,040	189.10	182.40	175.70	169.00	162.40	155.70	149.00	142.40	135.70	129.00	122.40	236.90

## 句額表(二)

その句の 給與の金額	甲 第三十八條第一項第一号の規定による稅額											乙 第三 十八條第 一項第一 号の規定 による稅 額	
	扶養親族の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上未満	稅額												
1,040 円	1,060	196.10	189.40	182.70	176.00	169.40	162.70	156.00	149.40	142.70	136.00	129.40	244.90
1,060	1,080	203.10	196.40	189.70	183.00	176.40	169.70	163.00	156.40	149.70	143.00	136.40	252.90
1,080	1,100	210.10	203.40	196.70	190.00	183.40	176.70	170.00	163.40	156.70	150.00	143.40	260.90
1,100	1,120	217.10	210.40	203.70	197.00	190.40	183.70	177.00	170.40	163.70	157.00	150.40	268.90
1,120	1,140	224.10	217.40	210.70	204.00	197.40	190.70	184.00	177.40	170.70	164.00	157.40	276.90
1,140	1,160	231.30	224.60	218.00	211.30	204.60	198.00	191.30	184.60	177.90	171.30	164.60	284.90
1,160	1,180	239.30	232.60	226.00	219.30	212.60	206.00	199.30	192.60	185.90	179.30	172.60	292.90
1,180	1,200	247.30	240.60	234.00	227.30	220.60	214.00	207.30	200.60	193.90	187.30	180.60	300.90
1,200	1,220	255.30	248.60	242.00	235.30	228.60	222.00	215.30	208.60	201.90	195.30	188.60	308.90
1,220	1,240	263.30	256.60	250.00	243.30	236.60	230.00	223.30	216.60	209.90	203.30	196.60	316.90
1,240	1,260	271.30	264.60	258.00	251.30	244.60	238.00	231.30	224.60	217.90	211.30	204.60	324.90
1,260	1,280	279.30	272.60	266.00	259.30	252.60	246.00	239.30	232.60	225.90	219.30	212.60	332.90
1,280	1,300	287.30	280.60	274.00	267.30	260.60	254.00	247.30	240.60	233.90	227.30	220.60	341.00
1,300	1,320	295.30	288.60	282.00	275.30	268.60	262.00	255.30	248.60	241.90	235.30	228.60	350.00
1,320	1,340	303.30	296.60	290.00	283.30	276.60	270.00	263.30	256.60	249.90	243.30	236.60	359.00
1,340	1,360	311.30	304.60	298.00	291.30	284.60	278.00	271.30	264.60	257.90	251.30	244.60	368.00
1,360	1,380	319.30	312.60	306.00	299.30	292.60	286.00	279.30	272.60	265.90	259.30	252.60	377.00
1,380	1,400	327.30	320.60	314.00	307.30	300.60	294.00	287.30	280.60	273.90	267.30	260.60	386.00
1,400	1,420	335.30	328.60	322.00	315.30	308.60	302.00	295.30	288.60	281.90	275.30	268.60	395.00
1,420	1,440	343.70	337.00	330.30	323.60	317.00	310.30	303.60	297.00	290.30	283.60	277.00	404.00
1,440	1,460	352.70	346.00	339.30	332.60	326.00	319.30	312.60	306.00	299.30	292.60	286.00	413.00
1,460	1,480	361.70	355.00	348.30	341.60	335.00	328.30	321.60	315.00	308.30	301.60	295.00	422.00
1,480	1,500	370.70	364.00	357.30	350.60	344.90	337.30	330.60	324.00	317.30	310.60	304.00	431.00
1,500	1,520	379.70	373.00	366.30	359.60	353.00	346.30	339.60	333.00	326.20	319.60	313.00	440.00
1,520	1,540	388.70	382.00	375.30	368.60	362.00	355.30	348.60	342.00	335.30	328.60	322.00	449.00
1,540	1,560	397.70	391.00	384.30	377.60	371.00	364.30	357.60	351.00	344.30	337.60	331.00	458.00
1,560	1,580	406.70	400.00	393.30	386.60	380.00	373.30	366.60	360.00	353.30	346.60	340.00	467.20
1,580	1,600	415.70	409.00	402.30	395.60	389.00	382.30	375.60	369.00	362.30	355.60	349.00	477.20
1,600	1,620	424.70	418.00	411.30	404.60	398.00	391.30	384.60	378.00	371.30	364.60	358.00	487.20
1,620	1,640	433.70	427.00	420.30	413.60	407.00	400.30	393.60	387.00	380.30	373.60	367.00	497.20
1,640	1,660	442.70	436.00	429.30	422.60	416.00	409.30	402.60	396.00	389.30	382.60	376.00	507.20
1,660	1,680	451.70	445.00	438.30	431.60	425.00	418.30	411.60	405.00	398.30	391.60	385.00	517.20
1,680	1,700	460.70	454.00	447.30	440.60	434.00	427.30	420.60	414.00	407.30	400.60	394.00	527.20
1,700 円		470.20	463.50	456.80	450.10	443.50	436.80	430.10	423.50	416.80	410.10	403.50	537.20
1,700円を超える金額		1,700円の場合の稅額に給與の金額のうち1,700円を超える金額の50%に相当する金額を加算した金額											
扶養親族の数が10人を超える場合には、扶養親族の数が10人の場合の稅額から、その10人を超える1人ごとに6円70銭を控除した金額。													

(備考 稅額の求め方) まず所得金額に応じて所得金額欄に該当する行を求める。その行と扶養親族の数に應じて求めた該當欄との交るところに記載されている金額が、その求める稅額である。

別表第二 第三十八條第一項第一号及び第四号の規定による所得稅源泉徵收額表  
= 紙與所得 週額表(一)

その週の 給與の金額	甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八條第一項第一号の規定による税額	
	扶養親族の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税	額									給與の金額の10%に相当する金額	
120	円未満	円0	円19.20										
120	130	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20.80	
130	140	2.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22.40	
140	150	3.60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24.00	
150	160	5.20	.50	0	0	0	0	0	0	0	0		
160	170	6.80	2.10	0	0	0	0	0	0	0	0	25.60	
170	180	8.40	3.70	0	0	0	0	0	0	0	0	27.20	
180	190	10.00	5.30	.60	0	0	0	0	0	0	0	28.80	
190	200	11.60	6.90	2.20	0	0	0	0	0	0	0	30.40	
200	210	13.20	8.50	3.80	0	0	0	0	0	0	0	32.00	
210	220	14.80	10.10	5.40	.70	0	0	0	0	0	0	33.60	
220	230	16.40	11.70	7.00	2.30	0	0	0	0	0	0	35.20	
230	240	18.00	13.30	8.60	3.90	0	0	0	0	0	0	36.80	
240	250	19.60	14.90	10.20	5.50	.90	0	0	0	0	0	38.40	
250	260	21.20	16.50	11.80	7.10	2.50	0	0	0	0	0	40.20	
260	270	22.80	18.10	13.40	8.70	4.10	0	0	0	0	0	42.20	
270	280	24.40	19.70	15.00	10.30	5.70	1.00	0	0	0	0	44.20	
280	290	26.00	21.30	16.60	14.90	7.30	2.60	0	0	0	0	46.20	
290	300	27.60	22.90	18.20	13.50	8.90	4.20	0	0	0	0	48.20	
300	310	29.20	24.50	19.80	15.10	10.50	5.80	1.10	0	0	0	50.20	
310	320	30.80	26.10	21.40	16.70	12.10	7.40	2.70	0	0	0	52.20	
320	330	32.40	27.70	23.00	18.30	13.70	9.00	4.30	0	0	0	54.20	
330	340	34.00	29.30	24.60	19.90	15.30	10.60	5.90	1.30	0	0	56.20	
340	350	35.60	30.90	26.20	21.50	16.90	12.20	7.50	2.90	0	0	58.20	
350	360	37.20	32.50	27.80	23.10	18.50	13.80	9.10	4.50	0	0	60.20	
360	370	38.80	34.10	29.40	24.70	20.10	15.40	10.70	6.10	1.40	0	62.20	
370	380	40.70	36.00	31.40	26.70	22.00	17.40	12.70	8.00	3.30	0	64.40	
380	390	42.70	38.00	33.40	28.70	24.00	19.40	14.70	10.00	5.30	.70	66.80	
390	400	44.70	40.00	35.40	30.70	26.00	21.40	16.70	12.00	7.30	2.70	69.20	
400	410	46.70	42.00	37.40	32.70	28.00	23.40	18.70	14.00	9.30	4.70	71.60	
410	420	48.70	44.00	39.40	34.70	30.00	25.40	20.70	16.00	11.30	6.70	74.00	
420	430	50.70	46.00	41.40	36.70	32.00	27.40	22.70	18.00	13.30	8.70	76.40	
430	440	52.70	48.00	43.40	38.70	34.00	29.40	24.70	20.00	15.30	10.70	78.80	
440	450	54.70	50.00	45.40	40.70	36.00	31.40	26.70	22.00	17.30	12.70	8.00	
450	460	56.70	52.00	47.40	42.70	38.00	33.40	28.70	24.00	19.30	14.70	10.00	
460	470	58.70	54.00	49.40	44.70	40.00	35.40	30.70	26.00	21.30	16.70	12.00	
470	480	60.70	56.00	51.40	46.70	42.00	37.40	32.70	28.00	23.30	18.70	14.00	
480	490	62.70	58.00	53.40	48.70	44.00	39.40	34.70	30.00	25.30	20.70	16.00	
490	500	65.00	60.30	55.70	51.00	46.30	41.70	37.00	32.30	27.60	23.00	18.30	
500	510	67.40	62.70	58.10	53.40	48.70	44.10	39.40	34.70	30.00	25.40	20.70	
510	520	69.80	65.10	60.50	55.80	51.10	46.50	41.80	37.10	32.40	27.80	23.10	
520	530	72.20	67.50	62.90	58.20	53.50	48.90	44.20	39.50	34.80	30.20	25.50	
530	540	74.60	69.90	65.30	60.60	55.90	51.30	46.60	41.90	37.20	32.60	27.90	

## ニ 週額表(二)

その週の 給與の金額	以上未満	甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八條第一 項第一号の規定による税額	
		扶養親族の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
540	550	77.00	72.20	67.70	63.00	58.30	53.70	49.00	44.20	39.60	35.00	30.30	107.40	
550	560	79.40	74.70	70.10	65.40	60.70	56.10	51.40	46.70	42.00	37.40	32.70	110.20	
560	570	81.80	77.10	72.50	67.80	63.10	58.50	53.80	49.10	44.40	39.80	35.10	113.00	
570	580	84.20	79.50	74.90	70.20	65.50	60.90	56.20	51.50	46.80	42.20	37.50	115.80	
580	590	86.60	81.90	77.30	72.60	67.90	63.20	58.60	53.90	49.20	44.60	39.90	118.60	
590	600	89.30	84.60	80.00	75.30	70.60	66.00	61.30	56.60	51.90	47.30	42.60	121.70	
600	610	92.30	87.60	83.00	78.30	73.60	69.00	64.30	59.60	54.90	50.30	45.60	125.20	
610	620	95.80	91.10	86.50	81.80	77.10	72.50	67.80	63.10	58.40	53.80	49.10	128.70	
620	630	99.30	94.60	90.00	85.30	80.60	76.00	71.30	66.60	61.90	57.30	52.60	132.20	
630	640	102.80	98.19	93.50	88.80	84.10	79.50	74.80	70.10	65.40	60.80	56.10	135.70	
640	650	106.30	101.60	97.00	92.30	87.60	83.00	78.30	73.60	68.90	64.30	59.60	129.20	
650	660	109.80	105.10	100.50	95.80	91.10	86.50	81.80	77.10	72.40	67.80	63.10	142.70	
660	670	113.30	108.60	104.00	99.30	94.60	90.00	85.30	80.60	75.90	71.30	66.60	146.20	
670	680	116.80	112.10	107.50	102.80	98.10	93.50	88.80	84.10	79.40	74.80	70.10	149.70	
680	690	120.30	115.60	111.00	106.30	101.60	97.00	92.30	87.60	82.90	78.30	73.60	153.20	
690	700	123.80	119.10	114.50	109.80	105.10	100.50	95.80	91.10	86.40	81.80	77.10	156.70	
700	710	127.30	122.60	118.00	113.30	108.60	104.00	99.30	94.60	89.90	85.30	80.60	160.20	
710	720	130.80	126.10	121.50	116.80	112.10	107.50	102.80	98.10	93.40	88.80	84.10	164.20	
720	730	134.30	129.10	125.00	120.30	115.60	111.00	106.30	101.60	96.90	92.30	87.60	168.20	
730	740	137.80	133.10	128.50	123.80	119.10	114.50	109.80	105.10	100.40	95.80	91.10	172.20	
740	750	141.30	136.60	132.00	127.30	122.60	118.00	113.30	108.60	103.90	99.30	94.60	176.20	
750	760	144.80	140.10	135.50	130.80	126.10	121.50	116.80	112.10	107.40	102.80	98.10	180.20	
760	770	148.30	142.60	139.00	134.30	129.60	125.00	120.30	115.60	110.90	106.30	101.60	184.20	
770	780	151.80	147.10	142.50	137.80	133.10	128.50	123.80	119.10	114.40	109.80	105.10	188.20	
780	790	155.30	150.60	146.00	141.30	136.60	132.00	127.30	122.60	117.90	113.30	108.60	192.20	
790	800	158.80	154.10	149.50	144.80	140.10	135.50	130.80	126.10	121.40	116.80	112.10	196.20	
800	810	162.60	157.90	153.20	148.50	143.90	139.20	134.50	129.90	125.20	120.50	115.90	200.20	
810	820	166.60	161.90	157.20	152.50	147.90	143.20	138.50	133.90	129.20	124.50	119.90	204.20	
820	830	170.60	165.90	161.20	156.50	151.90	147.20	142.50	137.90	133.20	128.50	123.90	208.20	
830	840	174.60	169.90	165.20	160.50	155.90	151.20	146.50	141.90	137.20	132.50	127.90	212.20	
840	850	178.60	173.90	169.20	164.50	159.90	155.20	150.50	145.90	141.20	136.50	131.90	216.20	
850	860	182.60	177.20	173.20	168.50	163.90	159.20	154.50	149.90	145.20	140.50	135.90	220.20	
860	870	186.60	181.90	177.20	172.50	167.90	163.20	158.50	153.90	149.20	144.50	139.90	224.20	
870	880	190.60	185.90	181.20	176.50	171.90	167.20	162.50	157.90	153.20	148.50	143.90	228.20	
880	890	194.60	189.90	185.20	180.50	175.90	171.20	166.50	161.90	157.20	152.50	147.90	232.20	
890	900	198.60	193.90	189.20	184.50	179.90	175.20	170.50	165.90	161.20	156.50	151.90	236.20	
900	910	202.60	197.90	193.20	188.50	183.90	179.20	174.50	169.90	165.20	160.50	155.90	240.40	
910	920	206.60	201.90	197.20	192.50	187.90	183.20	178.50	173.90	169.20	164.50	159.90	244.90	
920	930	210.60	205.90	201.20	196.50	191.90	187.20	182.50	177.90	173.20	168.50	163.90	249.40	
930	940	214.60	209.90	205.20	200.50	195.90	191.20	186.50	181.90	177.20	172.50	167.90	253.90	
940	950	218.60	213.90	209.20	204.50	199.90	195.20	190.50	185.90	181.20	176.50	171.90	258.40	
950	960	222.60	217.90	213.20	208.50	203.90	199.20	194.50	189.90	185.20	180.50	175.90	262.90	
960	970	226.60	221.90	217.20	212.50	207.90	203.20	198.50	193.90	189.20	184.50	179.90	267.40	

## 二 週額表(三)

その週の 給與の金額	甲 三十八條第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八條第 一項第四 号の規定 による税 額	
	扶養親族の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税 額											
970	980	230.60	225.90	221.20	216.50	211.90	207.20	202.50	197.90	193.20	188.50	183.90 271.90	
980	990	234.60	229.90	225.20	220.50	215.90	211.20	206.50	201.90	197.20	192.50	187.90 276.40	
990	1,000	238.60	233.90	229.30	224.60	219.90	215.30	210.60	205.90	201.20	196.60	191.90 280.90	
1,000	1,010	243.10	238.40	233.80	229.10	224.40	219.80	215.10	210.40	205.70	201.10	196.40 285.40	
1,010	1,020	247.60	242.90	238.30	233.60	228.90	224.30	219.60	214.90	210.20	205.60	200.90 289.90	
1,020	1,030	252.10	247.40	242.80	238.10	233.40	228.80	224.10	219.40	214.70	210.10	205.40 294.40	
1,030	1,040	256.60	251.90	247.30	242.60	237.90	233.30	228.60	223.90	219.20	214.60	209.90 298.90	
1,040	1,050	261.10	256.40	251.80	247.10	242.40	237.80	233.10	228.40	223.70	219.10	214.40 303.40	
1,050	1,060	265.60	260.90	256.30	251.60	246.90	242.30	237.60	232.90	228.20	223.60	218.90 307.90	
1,060	1,070	270.10	265.40	260.80	256.10	251.40	246.80	242.10	237.40	232.70	228.10	223.40 312.40	
1,070	1,080	274.60	269.90	265.30	260.60	255.90	251.30	246.60	241.90	237.20	232.60	227.90 316.90	
1,080	1,090	279.10	274.40	269.80	265.10	260.40	255.80	251.10	246.40	241.70	237.10	232.40 321.40	
1,090	1,100	283.60	278.90	274.30	269.60	264.90	260.30	255.60	250.90	246.20	241.60	236.90 325.90	
1,100	1,110	288.10	283.40	278.80	274.10	269.40	264.80	260.10	255.40	250.70	246.10	241.40 330.90	
1,110	1,120	292.60	287.90	283.30	278.60	273.90	269.30	264.60	259.90	255.20	250.60	245.90 335.90	
1,120	1,130	297.10	292.40	287.80	283.10	278.40	273.80	269.10	264.40	259.70	255.10	250.40 340.90	
1,130	1,140	301.60	296.90	292.30	287.60	282.90	278.30	273.60	268.90	264.20	259.60	254.90 345.90	
1,140	1,150	306.10	301.40	296.80	292.10	287.40	282.80	278.10	273.40	268.70	264.10	259.40 350.90	
1,150	1,160	310.60	305.90	301.30	296.60	291.90	287.30	282.60	277.90	273.20	268.60	263.90 355.90	
1,160	1,170	315.10	310.40	305.80	301.10	296.40	291.80	287.10	282.40	277.70	273.10	268.40 360.90	
1,170	1,180	319.60	314.90	310.30	305.60	300.90	296.30	291.60	286.90	282.20	277.60	272.90 365.90	
1,180	1,190	324.10	319.40	314.80	310.10	305.40	300.80	296.10	291.40	286.70	282.10	277.40 370.90	
1,190	1,200	328.90	324.20	319.60	314.90	310.20	305.60	300.90	296.20	291.50	286.90	282.20 375.90	
1,200円		333.90	329.20	324.60	319.90	315.20	310.60	305.90	301.20	296.50	291.90	287.20 380.90	
1,200円を超える 金額		1,200円の場合の税額に給與の金額のうち1,200円を超える金額の50%に相当する金額を加算した金 額											

扶養親族の数が10人を超える場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人を超える1人ごとに4円70銭を控除した金額

(備考 税額の求め方) まず所得金額に応じて所得金額欄に該当する行を求め、その行と扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第二 第三十八條第一項第一号及び第四号の規定による所得税源泉徴収額表  
 本 給與所得 日額表(一)

その日の 給與の金額	甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額												乙 第 十八條第一項第一号の規定による税額	
	扶養親族の数													
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人			
以上	未満											給與の金額 の16%に相当する金額		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
18	田未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
18	20	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2.83	
20	22	.50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2.20	
22	24	.80	.10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3.50	
24	26	1.10	.40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2.80	
26	28	1.40	.70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4.10	
28	30	1.80	1.10	.40	0	0	0	0	0	0	0	0	4.40	
30	32	2.10	1.40	.70	0	0	0	0	0	0	0	0	4.80	
32	34	2.40	1.70	1.00	.30	0	0	0	0	0	0	0	5.10	
34	36	2.70	2.00	1.40	.70	0	0	0	0	0	0	0	5.40	
36	38	3.00	2.40	1.70	1.00	.40	0	0	0	0	0	0	5.80	
38	40	3.40	2.70	2.00	1.30	.70	0	0	0	0	0	0	6.20	
40	42	3.70	3.00	2.30	1.70	1.00	.30	0	0	0	0	0	6.60	
42	44	4.00	3.30	2.70	2.00	1.30	.60	0	0	0	0	0	7.00	
44	46	4.30	3.60	3.00	2.30	1.60	1.00	.30	0	0	0	0	7.40	
46	48	4.60	4.00	3.30	2.60	2.00	1.30	.60	0	0	0	0	7.80	
48	50	5.00	4.30	3.60	2.90	2.30	1.60	.90	.30	0	0	0	8.20	
50	52	5.30	4.60	3.90	3.30	2.60	1.90	1.30	.60	0	0	0	8.60	
52	54	5.60	4.90	4.30	3.60	2.90	2.30	1.60	.90	.30	0	0	9.00	
54	56	6.00	5.30	4.70	4.00	3.30	2.70	2.00	1.30	.70	0	0	9.40	
56	58	6.40	5.70	5.10	4.40	3.70	3.10	2.40	1.70	1.10	.40	0	9.90	
58	60	6.80	6.10	5.50	4.80	4.10	3.50	2.80	2.10	1.50	.80	.10	10.40	
60	62	7.20	6.50	5.90	5.20	4.50	3.90	3.20	2.50	1.90	1.20	.50	10.90	
62	64	7.60	6.90	6.30	5.60	4.90	4.30	3.60	2.90	2.30	1.60	.90	11.40	
64	66	8.00	7.30	6.70	6.00	5.30	4.70	4.00	3.30	2.70	2.00	1.30	11.80	
66	68	8.40	7.70	7.10	6.40	5.70	5.10	4.40	3.70	3.10	2.40	1.70	12.30	
68	70	8.80	8.10	7.50	6.80	6.10	5.50	4.80	4.10	3.50	2.80	2.10	12.80	
70	72	9.30	8.60	7.90	7.20	6.60	5.90	5.20	4.60	3.90	3.20	2.60	13.30	
72	74	9.70	9.10	8.40	7.70	7.10	6.40	5.70	5.00	4.40	3.70	3.00	13.90	
74	76	10.20	9.50	8.90	8.20	7.50	6.90	6.20	5.50	4.90	4.20	3.50	14.40	
76	78	10.70	10.00	9.40	8.70	8.00	7.30	6.70	6.00	5.30	4.70	4.00	15.00	
78	80	11.20	10.50	9.80	9.20	8.50	7.80	7.20	6.50	5.80	5.10	4.50	15.50	
80	82	11.70	11.00	10.30	9.60	9.00	8.30	7.60	7.00	6.30	5.60	5.00	16.10	
82	84	12.10	11.50	10.80	10.10	9.50	8.80	8.10	7.40	6.80	6.10	5.40	16.70	
84	86	12.60	12.00	11.30	10.60	10.00	9.30	8.60	8.00	7.30	6.60	5.90	17.20	
86	88	13.30	12.60	11.90	11.20	10.60	9.90	9.20	8.60	7.90	7.20	6.60	17.90	
88	90	14.00	13.30	12.60	11.90	11.30	10.60	9.90	9.30	8.60	7.90	7.30	18.60	
90	92	14.70	14.00	13.30	12.60	12.00	11.30	10.60	10.00	9.30	8.60	8.00	19.30	
92	94	15.40	14.70	14.00	13.30	12.70	12.00	11.30	10.70	10.00	9.30	8.70	20.00	
94	96	16.10	15.40	14.70	14.00	13.40	12.70	12.00	11.40	10.70	10.00	9.40	20.70	
96	98	16.80	16.10	15.40	14.70	14.10	13.40	12.70	12.10	11.40	10.70	10.10	21.40	
98	100	17.50	16.80	16.10	15.40	14.80	14.10	13.40	12.80	12.10	11.40	10.80	22.10	
100	102	18.20	17.50	16.80	16.10	15.50	14.80	14.10	13.50	12.80	12.10	11.50	22.80	

## ホ 日額表(二)

その日の 給與の金額	甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八條第 一項第 四号の規定 による税 額	
	扶養親族の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上未満	税額												
円 102	円 104	円 18.90	円 18.20	円 17.50	円 16.80	円 16.20	円 15.50	円 14.80	円 14.20	円 13.50	円 12.80	円 12.20	円 23.60
104	106	19.60	18.90	18.20	17.50	16.90	16.20	15.50	14.90	14.20	13.50	12.90	24.40
106	108	20.30	19.60	18.90	18.20	17.60	16.90	16.20	15.60	14.90	14.20	13.60	25.20
108	110	21.00	20.30	19.60	18.90	18.30	17.60	16.90	16.30	15.60	14.90	14.30	26.00
110	112	21.70	21.00	20.30	19.60	19.00	18.30	17.60	17.00	16.30	15.60	15.00	26.80
112	114	22.40	21.70	21.00	20.30	19.70	19.00	18.30	17.70	17.00	16.30	15.70	27.60
114	116	23.10	22.40	21.70	21.10	20.40	19.70	19.10	18.40	17.70	17.10	16.40	28.40
116	118	23.90	23.20	22.50	21.90	21.20	20.50	19.90	19.20	18.50	17.90	17.20	29.20
118	120	24.70	24.00	23.30	22.70	22.00	21.30	20.70	20.00	19.30	18.70	18.00	30.00
120	122	25.50	24.80	24.10	23.50	22.80	22.10	21.50	20.80	20.10	19.50	18.80	30.80
122	124	26.30	25.60	24.90	24.30	23.60	22.90	22.30	21.60	20.90	20.30	19.60	31.60
124	126	27.10	26.40	25.70	25.10	24.40	23.70	23.10	22.40	21.70	21.10	20.40	32.40
126	128	27.90	27.20	26.50	25.90	25.20	24.50	23.90	23.20	22.50	21.90	21.20	33.20
128	130	28.70	28.00	27.30	26.70	26.00	25.30	24.70	24.00	23.30	22.70	22.00	34.00
130	132	29.50	28.80	28.10	27.50	26.80	26.10	25.50	24.80	24.10	23.50	22.80	34.90
132	134	30.30	29.60	28.90	28.30	27.60	26.90	26.30	25.60	24.90	24.30	23.60	35.80
134	136	31.10	30.40	29.70	29.10	28.40	27.70	27.10	26.40	25.70	25.10	24.40	36.70
136	138	31.90	31.20	30.50	29.90	29.20	28.50	27.90	27.20	26.50	25.90	25.20	37.60
138	140	32.70	32.00	31.30	30.70	30.00	29.30	28.70	28.00	27.30	26.70	26.00	38.50
140	142	33.50	32.80	32.10	31.50	30.80	30.10	29.50	28.80	28.10	27.50	26.80	39.40
142	144	34.30	33.60	33.00	32.30	31.60	31.00	30.30	29.60	29.00	28.30	27.60	40.30
144	146	35.20	34.50	33.90	33.20	32.50	31.90	31.20	30.60	29.90	29.20	28.50	41.20
146	148	36.10	35.40	34.80	34.10	33.40	32.80	32.10	31.40	30.80	30.10	29.40	42.10
148	150	37.00	36.30	35.70	35.00	34.30	33.70	33.00	32.30	31.70	31.00	30.30	43.00
150	152	37.90	37.20	36.60	35.90	35.20	34.60	33.90	33.20	32.60	31.90	31.20	43.90
152	154	38.80	38.10	37.50	36.80	36.10	35.50	34.80	34.10	33.50	32.80	32.10	44.80
154	156	39.70	39.00	38.40	37.70	37.00	36.40	35.70	35.00	34.40	33.70	33.00	45.70
156	158	40.60	39.90	39.30	38.60	37.90	37.30	36.60	35.90	35.30	34.60	33.90	46.70
158	160	41.50	40.80	40.20	39.50	38.80	38.20	37.50	36.80	36.20	35.50	34.80	47.70
160	162	42.40	41.70	41.10	40.40	39.70	39.10	38.40	37.70	37.10	36.40	35.70	48.70
162	164	43.30	42.60	42.00	41.30	40.60	40.00	39.30	38.60	38.00	37.30	36.60	49.70
164	166	44.20	43.50	42.90	42.20	41.50	40.90	40.20	39.50	38.90	38.20	37.50	50.70
166	168	45.10	44.40	43.80	43.10	42.40	41.80	41.10	40.40	39.80	39.10	38.40	51.70
168	170	46.00	45.30	44.70	44.00	43.30	42.70	42.00	41.30	40.70	40.00	39.30	52.70
170円		47.00	46.30	45.60	45.00	44.30	43.60	42.90	42.30	41.60	40.90	40.30	53.70
170円を超える 金額	170円の場合の税額に給與の金額のうち170円を超える金額の50%に相当する金額を加算した 金額												
扶養親族の数が10人を超える場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人を超える1人ごとに70銭を控除した金額													

(備考 税額の求め方) まず所得金額に應じて所得金額欄に該当する行を求め、その行と扶養親族の数に應じて求められた該当欄との交るところに記載されている金額がその求める税額である。

別表第三 第三十八條第一項第五号の規定による所得稅源泉徵收額表  
賞與等給與所得(一)

計算の基礎となつた期間が三箇月までの場合			計算の基礎となつた期間が六箇月までの場合			その他の場合		
給與の金額		税額	給與の金額		税額	給與の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
8,125	円未満	円 給與の金額の16% に相当する金額	6,250	円未満	円 給與の金額の16% に相当する金額	12,500	円未満	円 給與の金額の16% に相当する金額
3,125	3,250	500	6,250	6,500	1,000	12,500	13,000	2,000
3,250	3,375	525	6,500	6,750	1,050	13,000	13,500	2,100
3,375	3,500	550	6,750	7,000	1,100	13,500	14,000	2,200
3,500	3,625	575	7,000	7,250	1,150	14,000	14,500	2,300
3,625	3,750	600	7,250	7,500	1,200	14,500	15,000	2,400
3,750	3,875	625	7,500	7,750	1,250	15,000	15,500	2,500
3,875	4,000	650	7,750	8,000	1,300	15,500	16,000	2,600
4,000	4,125	675	8,000	8,250	1,350	16,000	16,500	2,700
4,125	4,250	700	8,250	8,500	1,400	16,500	17,000	2,800
4,250	4,375	725	8,500	8,750	1,450	17,000	17,500	2,900
4,375	4,500	750	8,750	9,000	1,500	17,500	18,000	3,000
4,500	4,625	775	9,000	9,250	1,550	18,000	18,500	3,100
4,625	4,750	800	9,250	9,500	1,600	18,500	19,000	3,200
4,750	4,875	827	9,500	9,750	1,655	19,000	19,500	3,310
4,875	5,000	857	9,750	10,000	1,715	19,500	20,000	3,430
5,000	5,125	887	10,000	10,250	1,775	20,000	20,500	3,550
5,125	5,250	917	10,250	10,500	1,835	20,500	21,000	3,670
5,250	5,375	947	10,500	10,750	1,895	21,000	21,500	3,790
5,375	5,500	977	10,750	11,000	1,955	21,500	22,000	3,910
5,500	5,625	1,007	11,000	11,250	2,015	22,000	22,500	4,030
5,625	5,750	1,037	11,250	11,500	2,075	22,500	23,000	4,150
5,750	5,875	1,067	11,500	11,750	2,135	23,000	23,500	4,270
5,875	6,000	1,097	11,750	12,000	2,195	23,500	24,000	4,390
6,000	6,125	1,127	12,000	12,250	2,255	24,000	24,500	4,510
6,125	6,250	1,157	12,250	12,500	2,315	24,500	25,000	4,630
6,250	6,375	1,187	12,500	12,750	2,375	25,000	25,500	4,750
6,375	6,500	1,222	12,750	13,000	2,445	25,500	26,000	4,890
6,500	6,625	1,257	13,000	13,250	2,515	26,000	26,500	5,030
6,625	6,750	1,292	13,250	13,500	2,585	26,500	27,000	5,170
6,750	6,875	1,327	13,500	13,750	2,655	27,000	27,500	5,310
6,875	7,000	1,362	13,750	14,000	2,725	27,500	28,000	5,450
7,000	7,125	1,397	14,000	14,250	2,795	28,000	28,500	5,590
7,125	7,250	1,432	14,250	14,500	2,865	28,500	29,000	5,730
7,250	7,375	1,467	14,500	14,750	2,935	29,000	29,500	5,870
7,375	7,500	1,502	14,750	15,000	3,005	29,500	30,000	6,010
7,500	7,625	1,537	15,000	15,250	3,075	30,000	30,500	6,150
7,625	7,750	1,581	15,250	15,500	3,162	30,500	31,000	6,325
7,750	7,875	1,625	15,500	15,750	3,250	31,000	31,500	6,500
7,875	8,000	1,668	15,750	16,000	3,337	31,500	32,000	6,675
8,000	8,125	1,712	16,000	16,250	3,425	32,000	32,500	6,850
8,125	8,250	1,756	16,250	16,500	3,512	32,500	33,000	7,025
8,250	8,375	1,800	16,500	16,750	3,600	33,000	33,500	7,200
8,375	8,500	1,843	16,750	17,000	3,687	33,500	34,000	7,375
8,500	8,625	1,887	17,000	17,250	3,775	34,000	34,500	7,550
8,625	8,750	1,931	17,250	17,500	3,862	34,500	35,000	7,725

## 賞與等給與所得(二)

計算の基礎となつた期間が三箇月までの場合			計算の基礎となつた期間が六箇月までの場合			その他の場合		
給與の金額		税額	給與の金額		税額	給與の金額		税額
以上	未満	円	以上	未満	円	以上	未満	円
8,750	8,875	1,975	17,500	17,750	3,950	35,000	35,500	7,900
8,875	9,000	2,018	17,750	18,000	4,037	35,500	36,000	8,075
9,000	9,125	2,062	18,000	18,250	4,125	36,000	36,500	8,250
9,125	9,250	2,112	18,250	18,500	4,225	36,500	37,000	8,450
9,250	9,375	2,162	18,500	18,750	4,325	37,000	37,500	8,650
9,375	9,500	2,212	18,750	19,000	4,425	37,500	38,000	8,850
9,500	9,625	2,262	19,000	19,250	4,525	38,000	38,500	9,050
9,625	9,750	2,312	19,250	19,500	4,625	38,500	39,000	9,250
9,750	9,875	2,362	19,500	19,750	4,725	39,000	39,500	9,450
9,875	10,000	2,412	19,750	20,000	4,825	39,500	40,000	9,650
10,000	10,125	2,462	20,000	20,250	4,925	40,000	40,500	9,850
10,125	10,250	2,512	20,250	20,500	5,025	40,500	41,000	10,050
10,250	10,375	2,562	20,500	20,750	5,125	41,000	41,500	10,250
10,375	10,500	2,612	20,750	21,000	5,225	41,500	42,000	10,450
10,500	10,625	2,662	21,000	21,250	5,325	42,000	42,500	10,650
10,625	10,750	2,712	21,250	21,500	5,425	42,500	43,000	10,850
10,750	10,875	2,762	21,500	21,750	5,525	43,000	43,500	11,050
10,875	11,000	2,812	21,750	22,000	5,625	43,500	44,000	11,250
11,000	11,125	2,862	22,000	22,250	5,725	44,000	44,500	11,450
11,125	11,250	2,912	22,250	22,500	5,825	44,500	45,000	11,650
11,250	11,375	2,962	22,500	22,750	5,925	45,000	45,500	11,850
11,375	11,500	3,012	22,750	23,000	6,025	45,500	46,000	12,050
11,500	11,625	3,062	23,000	23,250	6,125	46,000	46,500	12,250
11,625	11,750	3,118	23,250	23,500	6,237	46,500	47,000	12,475
11,750	11,875	3,175	23,500	23,750	6,350	47,000	47,500	12,700
11,875	12,000	3,231	23,750	24,000	6,462	47,500	48,000	12,925
12,000	12,125	3,287	24,000	24,250	6,575	48,000	48,500	13,150
12,125	12,250	3,343	24,250	24,500	6,687	48,500	49,000	13,375
12,250	12,375	3,400	24,500	24,750	6,800	49,000	49,500	13,600
12,375	12,500	3,456	24,750	25,000	6,912	49,500	50,000	13,825
12,500	12,625	3,512	25,000	25,250	7,025	50,000	50,500	14,050
12,625	12,750	3,568	25,250	25,500	7,137	50,500	51,000	14,275
12,750	12,875	3,625	25,500	25,750	7,250	51,000	51,500	14,500
12,875	13,000	3,681	25,750	26,000	7,362	51,500	52,000	14,725
13,000	13,125	3,737	26,000	26,250	7,475	52,000	52,500	14,950
13,125	13,250	3,793	26,250	26,500	7,587	52,500	53,000	15,175
13,250	13,375	3,850	26,500	26,750	7,700	53,000	53,500	15,400
13,375	13,500	3,906	26,750	27,000	7,812	53,500	54,000	15,625
13,500	13,625	3,962	27,000	27,250	7,925	54,000	54,500	15,850
13,625	13,750	4,018	27,250	27,500	8,037	54,500	55,000	16,075
13,750	13,875	4,075	27,500	27,750	8,150	55,000	55,500	16,300
13,875	14,000	4,131	27,750	28,000	8,262	55,500	56,000	16,525
14,500 円		4,187	28,000 円		8,375	56,000 円		16,750
14,500 円を超える金額		14,500 円の場合は税額に給與の金額のうち 14,500 円を超える金額の 50% に相当する金額を加算した金額	28,000 円を超える金額	28,000 円の場合は税額に給與の金額のうち 28,000 円を超える金額の 50% に相当する金額を加算した金額	56,000 円を超える金額	56,000 円の場合は税額に給與の金額のうち 56,000 円を超える金額の 50% に相当する金額を加算した金額		

(備考 税額の求め方) 所得金額に応じて所得金額欄に該当する行を求め、その行の税額欄に記載されている金額が、その求める税額である。

別表第四 第三十八條第一項第六号の規定による所得稅源泉徵收額表  
退職所得

給與の金額		税額	給與の金額		税額	給與の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
20,000	円未満	給與の金額の10%に相当する金額	40,000	円	40,500	円	4,750	円
			40,500	円	41,000	円	4,837	円
20,000	20,500	2,000	41,000	41,500	4,925	61,000	62,00	8,450
20,500	21,000	2,062	41,500	42,000	5,012	62,000	63,00	8,650
21,000	21,500	2,125	42,000	42,500	5,100	64,000	65,00	8,850
21,500	22,000	2,187				65,000	66,00	9,050
22,000	22,500	2,250						9,250
			42,500	43,000	5,187	66,000	67,00	9,450
			43,000	43,500	5,275	67,000	68,00	9,650
22,500	23,000	2,312	43,500	44,000	5,362	68,000	69,00	9,850
23,000	23,500	2,375	44,000	44,500	5,450	69,000	70,00	10,050
23,500	24,000	2,437	44,500	45,000	5,537	70,000	71,00	10,250
24,000	24,500	2,500						
24,500	25,000	2,562				71,000	72,00	10,450
			45,00	45,500	5,625	72,000	73,00	10,650
			45 0	46,000	5,712	73,000	74,00	10,850
25,000	25,500	2,625	46,0	46,500	5,800	74,000	75,00	11,050
25,500	26,000	2,687	46,500	47,000	5,887	75,000	76,00	11,250
26,000	26,500	2,750	47,000	47,500	5,975			
26,500	27,000	2,812				76,000	77,00	11,450
27,000	27,500	2,875	47,500	48,000	6,062	77,000	78,00	11,650
			48,000	48,500	6,150	78,000	79,00	11,850
27,500	28,000	2,937	48,500	49,000	6,237	79,000	80,00	12,050
28,000	28,500	3,000	49,000	49,500	6,325	80,000	81,00	12,250
28,500	29,000	3,062	49,500	50,000	6,412			
29,000	29,500	3,125				81,000	82,00	12,475
29,500	30,000	3,187				82,000	83,00	12,700
			50,000	50,500	6,500	83,000	84,00	12,925
			50,500	51,000	6,587	84,000	85,00	13,150
30,000	30,500	3,250	51,000	51,500	6,675	85,000	86,00	13,375
30,500	31,000	3,325	51,500	52,000	6,762			
31,000	31,500	3,400	52,000	52,500	6,850	86,000	87,00	13,600
31,500	32,000	3,475				87,000	88,00	13,825
32,000	32,500	3,550				88,000	89,00	14,050
			52,500	53,000	6,837	89,000	90,00	14,275
			53,000	53,500	7,025	90,000	91,00	14,500
32,500	33,000	3,625	53,500	54,000	7,112			
33,000	33,500	3,700	54,000	54,500	7,200	91,000	92,00	14,725
33,500	34,000	3,775	54,500	55,000	7,287	92,000	93,00	14,950
34,000	34,500	3,850				93,000	94,00	15,175
34,500	35,000	3,925				94,000	95,00	15,400
			55,000	55,500	7,375	95,000	96,000	15,625
			55,500	56,000	7,462			
35,000	35,500	4,000	56,000	56,500	7,550			
35,500	36,000	4,075	56,500	57,000	7,637	96,000	97,00	15,850
36,000	36,500	4,150				97,000	98,00	16,075
36,500	37,000	4,225				98,000	99,00	16,300
37,000	37,500	4,300				99,000	100,000	16,525
			57,500	58,000	7,812			
			58,000	58,500	7,900	100,000	円	16,750
37,500	38,000	4,375	58,500	59,000	7,987			
38,000	38,500	4,450	59,000	59,500	8,075			
38,500	39,000	4,525				100,000	円を超える	
39,000	39,500	4,600						
39,500	40,000	4,675	60,000	61,000	8,250	金額		
							100,000円の場合の収額に給與の金額のうち40,000円を超える金額の25%に相当する金額を加算した金額	

(備考 税額の求め方 所得金額に応じて所得金額欄に該当する行を求め、その行の税額欄に記載されている金額がその求める税額である。)

法人税法を改正する法律案	法人税法目次
第一章 総則	第二章 課税標準
第三章 税率	第四章 申告
第五章 納付	第六章 課税標準の更正及び決定
第七章 同族会社に関する課税の特例	第八章 審査、訴願及び訴訟
第九章 雑則	第十章 罰則
法人税法	

した法人には、これを課さない。  
第五條 第九條の規定により計算した各事業年度(清算中の事業年度を除く。以下同じ。)の普通所得額(第六條の規定により法人税を免除する場合における当該業務より生ずる所得金額を含む。以下本法において同じ。)のない法人の当該事業年度の資本に対する法人税は、これを免除する。第十七條 及び第四十一條の規定により算出した各事業年度の資本に対する法人税額が、その事業年度の普通所得額からその事業年度の資本に対する法人税額及び超過所得に対する法人税額を控除した残額を超えるときは、その超過額に相当する各事業年度の資本に対する法人税についても、また同様とする。  
一 この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人  
二 この法律の施行地に資産又は事業を有するもの  
二一 この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有しない法人でこの法律の施行地に資産又は事業を有するもの

二二 この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人の各事業年度の普通所得は、各事業年度の総益金から総損益金を控除した金額による。  
二三 各事業年度の超過所得  
二四 各事業年度の資本  
二五 各事業年度の資本に対する法人税又は科料(通告処分による罰金又は科料に相当する金額を含む。)は、前項の普通所得の計算上、これを損金に算入しない。  
二六 法人が各事業年度において、納付した又は納付すべき法人税又は罰金若しくは科料(通告処分による罰金又は科料に相当する金額を含む。)は、前項の普通所得の計算上、これを損金に算入しない。  
二七 法人が各事業年度においてなしにした寄附金のうち、命令の定めるところにより計算した金額を超える部分の金額は、第一項の普通所得の計算上、これを損金に算入しない。但し、命令で定める寄附金については、命令の定めるところにより、これを損金に算入する。  
二八 法人の各事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度において生じた損益金は、第一項の普通所得の計算上、これを損金に算入する。

二九 前項に規定するものの外、第一項の普通所得の計算に関し必要な事項は、命令でこれを定める。  
三十 法人が各事業年度において、所得税法第十八條の規定により納付した所得税額は、命令の定めるところにより、当該事業年度の普通所得及び超過所得に対する計算上、その増設した設備による物産の製造、採掘又は採取の業務から生じた各事業年度の普通所得に対する法人税を免除する。  
三一 法人が事業年度の中途において解散し又は合併に定めた事業年度をいう。

三二 法人税は、都道府県、市町村に因り設立した法人は、合併に因り消滅した法人の所得及び資本について法人税を納める義務がある。

三三 法人税は、都道府県、市町村その他命令で定める公共團体及び民法第三十四條の規定により設立

した解散又は合併の日までの期間を一事業年度とみなす。  
三四 第二章 課税標準  
三五 第三章 税率  
三六 第四章 申告  
三七 第五章 納付  
三八 第六章 課税標準の更正及び決定  
三九 第七章 同族会社に関する課税の特例  
四十 第八章 審査、訴願及び訴訟  
四十ー 第九章 雜則  
四十ーー 第十章 罰則  
四十ーーー 法人税法

した法人には、これを課さない。  
第五條 第九條の規定により計算した各事業年度(清算中の事業年度を除く。以下同じ。)の普通所得額(第六條の規定により法人税を免除する場合における当該業務より生ずる所得金額を含む。以下本法において同じ。)のない法人の当該事業年度の資本に対する法人税は、これを免除する。第十七條 及び第四十一條の規定により算出した各事業年度の資本に対する法人税額が、その事業年度の普通所得額からその事業年度の資本に対する法人税額及び超過所得に対する法人税額を控除した残額を超えるときは、その超過額に相当する各事業年度の資本に対する法人税についても、また同様とする。  
一 各事業年度の超過所得  
二 各事業年度の資本  
二三 各事業年度の資本に対する法人税又は科料(通告処分による罰金又は科料に相当する金額を含む。)は、前項の普通所得の計算上、これを損金に算入しない。  
二四 各事業年度の資本  
二五 各事業年度の資本に対する法人税又は科料(通告処分による罰金又は科料に相当する金額を含む。)は、前項の普通所得の計算上、これを損金に算入しない。  
二六 法人が各事業年度において、納付した又は納付すべき法人税又は罰金若しくは科料(通告処分による罰金又は科料に相当する金額を含む。)は、前項の普通所得の計算上、これを損金に算入しない。  
二七 法人が各事業年度においてなしにした寄附金のうち、命令の定めるところにより計算した金額を超える部分の金額は、第一項の普通所得の計算上、これを損金に算入しない。但し、命令で定める寄附金については、命令の定めるところにより、これを損金に算入する。  
二八 法人の各事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度において生じた損益金は、第一項の普通所得の計算上、これを損金に算入する。

二九 前項に規定するものの外、第一項の普通所得の計算上、これを損金に算入する。

三十 法人の各事業年度の超過所得は、各事業年度の普通所得が各事業年度の資本の金額に対し百分の十を乗じて算出した金額を超える場合におけるその超過額に相当する。

三一 第三條 法人の各事業年度の超過所得は、各事業年度の普通所得が各事業年度の資本の金額に対し百分の十を乗じて算出した金額を超える場合におけるその超過額に相当する。

三二 第四條 法人の清算所得は、左に掲げる金額による。

三三 第五條 法人が解散した場合における各事業年度の資本の計算に關して、前三項の規定にかかるわらず、

命令で別段の定をなすことができる。

三四 第六條 この法律において積立金

に因り消滅した法人の株主又は

社員に対し交付する株式の拂込

済金額又は出資金額及び金銭の

総額が、合併に因り消滅した法

人の合併当時の拂込株式金額又

は出資金額を超過する場合のそ

の超過額

法人が解散した場合において清

算中になした寄附金で、命令で定

めるものの償額は、これを残余財

産の償額から控除する。

三五 第七條 第九條第五項の規定は、第一項の規定に準じて計算した金額による。

三六 第八條 この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有しない法人の普通所得は、この法律の施行地に資産又は事業を有するものの各事業年度の普通所得の計算上、これを準用する。

三七 第九條 第九條第五項の規定は、第一項の規定に準じて計算した金額による。

三八 第十條 法人が各事業年度において、所得税法第十八條の規定により納付した所得税額は、命令の定めるところにより、当該事業年度の普通所得及び超過所得に対する計算上、その増設した設備による物産の製造、採掘又は採取の業務から生じた各事業年度の普通所得に対する法人税を免除する。

三九 第十一條 この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有しない法人の普通所得は、この法律の施行地に資産又は事業を有するものの各事業年度の普通所得の計算上、これを準用する。

四十 第十二條 所得税法第四條及び第七條の規定は、法人税を課する場合について、これを準用する。

四十ー 第十三條 法人の各事業年度の超過所得は、各事業年度の普通所得が各事業年度の資本の金額に対し百分の十を乗じて算出した金額を超える場合におけるその超過額に相当する。

四十ーー 第十四條 法人の清算所得は、左に掲げる金額による。

四十ーーー 第十五條 この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人の資産又は事業について前項の規定に準じて第一項の規定に準じて計算した金額による。

四十ーーーー 第十六條 法人が合併した場合における各事業年度の資本の計算に關して、前三項の規定にかかるわらず、

命令で別段の定をなすことができ

る。

四十ーーーーー 第十七条 この法律において積立金

#### 四 各事業年度の資本

資本金額の千分の五  
申告

**第十九條** 普通所得、超過所得又は資本のない場合について、これを準用する。  
前條第一項の場合において、同項の申告期限までに決算が確定しないときは、司債の見返による。

前條第一項の場合において、同項の申告期限までに決算が確定していないときは、同項の規定による申告書の提出に代え、同項の申告

期限までに、当該事業年度の普通所得金額、超過所得金額及び資本金額を概算し、その概算による当該事業年度の普通所得額と、當該

該事業年度の普通所得金額(超過所得金額及び資本金額を記載し、  
申告書と改訂二提出しなければならぬ。

申告書を政府に提出しなければならない。

前項の申告書には命令の定めるところにより、その概算による該事業年度の普通預金額、預

当該事業年度の普通所得金額並  
過所得金額及び資本金額の計算に  
關する用紙書、表、覧の統領の付

以がる明細書 沢ノ秋の税額の計算に関する明細書その他必要な書類を添付しなければ、よ。

前條第五項の規定は、第一項の  
旨書の提出につき、二種と準

甲等書の提出についてこれを適用する。

**第二十條** 前條第一項の規定による概算申告書を提出した法人は、当該事務官にその提出書類を提出する。

該事業年度の決算が確定したときは、決算確定の日から二十日以内に、確定した決算を基づき該監査報告書を作成する。

はその確定した決算に基き、業界年度の普通所得金額、超過所得額を算定する方法である。

令書がひそ木令類を詔勅した年號書を政府に提出しなければならぬ。

第十八條第二項乃至第五項の規定は、前項の旨書の是正二つに

定は前項の申告書の提出にてして、これを準用する。

**第二十一条** 納稅義務がある法人について、法令又は定款に定めた事

業年度（以下法定事業年度とし  
う。）が六箇月を超える場合にお  
いて、二回、三回、四回、五回、一  
年間の実績をもつて算定する。

いでは、この法律の適用については、法定事業年度開始の日から文

箇月間を「事業年度とみなす」に  
の場合は、当該法人は、

当該事業年度の普通所得金額、超過所得金額及び資本金額を計算し、当該期間の終了の日から二箇月以内に、当該事業年度の普通所得金額、超過所得金額及び資本金額を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

第十九條第二項及び第三項の規定は、前項の申告書の提出について、これを準用する。

前二項の規定は、宗教法人及び法人たる労働組合に於いては、これらを適用しない。

第二十二条 納稅義務がある法人は、前條第一項の規定に該当する場合においては、法定事業年度終了の日から二箇月以内に、その確定した決算に基き該法定事業年度（前條第一項の規定により事業年度とみなされた期間を含む）の普通所得金額、超過所得金額及び資本金額を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

第十八条第二項、第三項及び第五項の規定は、前項の申告書の提出について、これを準用する。

第十九條及び第二十條の規定は、第一項に規定する申告期限までに当該法定事業年度の決算が確定していない場合について、これを準用する。

第二十三条 呼散した法人は、残余財産のうち拂込株式金額又は出資金額を超過する部分を分配しようとするときは、命令の定めるところにより、命令で定める期限までに、清算所得金額を記載した申告書を、政府に提出しなければならない。

前項の申告書には、命令の定めるところにより、解散の時における財産目録及び貸借対照表、残余財産分配の時における財産目録及び貸借対照表のその他清算に関する

計算書並びに当該清算所得に対する法人税の額の計算に関する明細書を添附しなければならない。

第二十四条 合併後存続する法人又は合併により設立した法人は、合併の日から、箇月以内に、合併に因り消滅した法人の清算所得金額を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

前項の申告書には、合併に因り消滅した法人の合併の時ににおける貸借対照表その他の合併に関する書類及び合併に因り継承した資産の明細書を添附しなければならぬ。

第二十五条 第十八條乃至前條の規定により政府に申告書を提出した法人又は第十八條乃至前條の申告書の提出期限後に申告書を提出した法人は、申告書に記載した各事業年度の普通所得金額若しくは資本金額又は清算所得金額について脱漏があることを発見したときは、直ちに政府に申し出て、その申告書を修正しなければならない。

前項の申告書の修正をなす場合においては、修正に関する明細書を政府に提出しなければならない。

第二十六条 左の各号に掲げる法人税は、命令の定めるところにより、当該各号に定める期限内に、これを納付しなければならない。

一 第十八條第一項の規定による申告書に記載された各事業年度の普通所得、超過所得及び資本に対する法人税については、同項の申告期限

二 第十九條第一項の規定による申告書に記載された各事業年度の普通所得、超過所得及び資本に対する法人税については、同

項の申告期限  
第三百二十條第一項の規定による

申告書に記載された各事業年度の普通所得、超過所得若しくは資本又は清算所得

に対する法人税又は第二十五條により納付すべき法人税を除く。)

四 第二十一條第一項の規定による申告書に記載された各事業年度の普通所得、超過所得若しくは資本又は清算所得

に対する法人税又は第二十五條により納付すべき法人税(前号の規定による申告書に記載された各事業年度の普通所得、超過所得及び資本に対する法人税)。

五 第二十二條第一項の規定による申告書に記載された各事業年度の普通所得、超過所得及び資本に対する法人税については、同項の申告期限

六 第二十二條第一項の規定による申告書に記載された各事業年度の普通所得、超過所得及び資本に対する法人税(前号の規定による申告書に記載された各事業年度の普通所得、超過所得を除く。)については、同項の申告期限

七 第二十二條第三項において準用する第十九條第一項の規定による申告書に記載された各事業年度の普通所得、超過所得及び資本に対する法人税(第四号の規定により納付すべき法人税を除く。)については、同項の申告期限

八 第二十二條第三項において準用する第二十條第一項の規定による申告書に記載された各事業年度の普通所得、超過所得及び資本に対する法人税(第四号及び前号の規定により納付すべき法人税を除く。)については、同項の申告期限

九 第二十四條第一項の規定による申告書に記載された清算所得に対する法人税について、同項の申告期限

第十條乃至第二十九條の規定による申告書に記載された清算所得に対する法人税について、同項の申告期限

期限後に申告書を提出した法人の各事業年度の普通所得、超過所得若しくは資本又は清算所得に対する法人税又は第二十五條第一項又は第二十二條第三項における申告書が提出された場合又はこれらの中告書について第二十條第一項の規定による申告書の提出又は修正の日に納付しなければならない。

第二十七條 法人が解散した場合に超過所得若しくは資本又は清算所得に対する法人税を納付しないで、各事業年度の普通所得、超過所得若しくは資本又は清算所得に対する法人税を納付したときは、その残余財産を分配したときは、その税金については、清算人及び残余財産の分配を受けた者は、連帶して納稅の義務があるものとする。但し、残余財産の分配を受けた者は、その受けた利益の限度においてその責に任ずる。

第二十八條 納稅義務がある法人が第二十六條第一項に定める期限内又は同條第二項に定める申告書の提出又は修正の日に法人税を完納しなかつたときは、政府は、國稅徵收第九條の規定により、これを督促する。

#### 第六章 課稅標準の更正

及び決定

第三十條 政府は、納稅義務があると認める法人が申告書を提出しなかつた場合又は法人税を課すべき所得又は資本がない旨の申告書を提出した場合には、政府の調査により、課稅標準を決定する。

第三十一條 政府は、前三條の規定による課稅標準の更正又は決定後、更正又は決定した課稅標準について、脱漏があることを発見したときは、政府の調査により、課稅標準を更正する。

第三十二條 政府は、前三條の規定により、課稅標準を更正又は決定したときは、これを納稅義務がある法人に通知する。

第三十三條 第二十九條乃至第三十一条の規定により課稅標準を更正又は決定した場合においては、前條の通知をなした日から一箇月後を納期限として、その追徵稅額(その不足稅額又は決定による稅額)を徴収する。

第三十四條 政府は、同族会社の行為地に本店を有しない会社でこの法律の施行地に資本又は事業を有するものその他命令で定める会社には、これを適用しない。以下同じ。が合においては、その行爲又は計算

異なるときは、政府は、その調査により、課稅標準を更正する。

第三十九條 第八章 審査、訴願及び訴訟

第三十六條 納稅義務がある法人の通知した課稅標準、前條第五項において準用する第三十二條の規定による申告書が提出された場合又はこれ中の申告書について第二十條第一項の規定による申告書の提出又は修正の日に納付しなければならない。

第三十七條 政府は、前條第一項の請求があつた場合においても、政府は、稅金の徵收を猶予しない。但し、政府において已むを得ない事由があると認めたときは、稅金の徵收を猶予することができる。

第三十八條 前條第一項の決定に対し不服がある法人は、訴願をなしえば、又は裁判所に出訴することができる。

第三十九條 第三十九條乃至第三十一條の規定により政府のなした更正又は決定により政府のなした更正又は決定により、第三十五条第一項の規定による加算稅額又は第四十三條の規定による追徵稅額に関する訴願又は訴訟は、審査の決定を経た後でなければ、これをなすことができない。

第四十条 第二項の規定は、この法律の施行地に本店を有しない会社でこの法律の施行地に資本又は事業を有するものその他命令で定める会社には、これを適用しない。

第四十一条 第三十二条及び第三十三条の規定は、第一項の規定による税額を計算した場合について、これを準用する。

にかかわらず、政府の認めるところにより、課稅標準を計算することができます。この法律において同族会社とは、株主又は社員の一人及びこれと親族、使用者、命令で定める出資者、閑添のある会社等特殊の關係のある者の有する株式又は出資の金額の合計額がその会社の株式又は出資金額の二分の一以上に相当する会社をいう。

第三十五条 政府は、同族会社が各事業年度の普通所得のうちその三分の三に相当する金額を超えるものを留保した場合においては、その超過額に対し特別の率を乗じて算出した金額を当該事業年度の普通所得に対する法人税に加算することができる。

前項の特別の率は、同族会社の額に換算した金額のうち十万円以下の金額に百分の三十五、十万円を超える金額に百分の五十五、二十万円を超える金額に百分の六十、五十万円を超える金額に百分の七十、百万円を超える金額に百分の七十五を乗じて得た金額の合計金額の普通所得年額に対する率とする。

第二項の各事業年度の普通所得及び普通所得中留保した金額は、その事業年度の普通所得、超過所得及び資本に課せられる法人税額(同項の規定により加算する稅額)を含まない)をその事業年度の普通所得及びその普通所得中留保した金額の双方から控除した金額に

第三十二条及び第三十三条の規定による申告書が提出された場合又はこれらの中告書について第二十條第一項の規定による修正があつた場合において、申告又は修正された申告書に記載された清算所得に対する法人税について、同項の申告期限

の定めるところにより、政府に、その閲覧を請求することができ

る。

第四十条 納稅義務があると認められる法人が申告書を提出しなかつた場合は課稅標準に脱漏があると認められる事實を、政府に報告した者がある場合において、政府

がその報告につて課稅標準を決定し又は更正したときは、政府

は、命令の定めるところにより、その報告者に対し、課稅標準の決

定又は更正に因り、徵收すること

ができる。但し、報償金の金額は十

万円を超えることができない。

前項の規定は、その報告をなし

た者が官吏又は待遇官吏であると

きは、これを適用しない。その報

告が官吏若しくは待遇官吏の知り

得た事実、公務員（官吏及び待遇

官吏を除く）の職務上知り得た事

実又は不法の行爲に因り知り得た

事実に基くものである場合も、ま

た同様とする。

第四十一條 第十七條の規定により

算出した各事業年度の資本に対す

る法人税額が五百円に満たないと

きは、これを五百円とする。

第四十二条 納稅義務がある法人

は、第二十六條第二項に掲げる法

人税について、同項の規定によ

り法人税を納付すべき日に、命令で定めるところにより、命令で定

められた期間に、当該税額百円に

ついて一日三銭の割合を乗じて算

出した金額に相当する税額を加算して納付しなければならない。

前項の規定は、政府が、第三十

三条の規定による追徴税額を徵收する場合について、これを適用す

る。

第四十三條 第二十六條第二項の規

定による法人税の納付があつた場

合又は第三十三條の規定による追

徴税額に相当する法人税を徵收す

ることとなつた場合においては、

第十八條乃至第二十二條、第二十

一條第一項の規定により命令で定め

られた申告期以内に申告書の提出がな

かたこと、第二十五條第一項の規定による申告書の修正があつた

場合において前項の申告若しくは修

正による課稅標準について誤謬がな

あつたこと又は納稅義務がある法

人の申告若しくは修正した課稅標

準が政府の調査した課稅標準と異

なることについて前項の申告若しくは修

正による課稅標準について誤謬が

とができる。

第四十七條 都道府縣、市町村その他の公共團體は、法人税の附加税

を課することができない。

第十章 罰則

第四十八條 詐偽その他不正の行為により法人税を免れた場合においては、法人の代表者、代理人、使

用者その他の從業者でその違反行

為をなした者は、これを一年以下

の懲役又はその免れた税金の三倍

以下に相当する罰金若しくは科料

に処する。

前項の罪を犯した者には、情狀に因り、懲役及び罰金を併科する

ことができる。

第一項の場合においては、政府は、直ちに、その課稅標準を決定し、その税金を徵收する。

第四十九條 左の各号の一に該當する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第一項第五条又は第四十六條の規定による帳簿書類その他の物

件の検査を拒み、妨げ又は忌避した者

をなしたものを作成した者

をなした者の

三 第四十五條又は第四十六條の規定による收稅官吏の質問に対する答弁をなさない者

二 前号の帳簿書類で虚偽の記載

をなしたものを作成した者

をなした者の

三 第四十五條又は第四十六條の規定による收稅官吏の質問に対する答弁をなさない者

四 前号の質問に対し虚偽の答弁をなした者

五 第五十條 法人税の調査に関する事務に從事している者又は從事していない者が、その事務に関して知り得た秘密を漏らし又は窃用したときは、これを二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第六條 法人の代表者は、法人税に關する調査について必要があると認められる者は、納稅義務がある法人又は納稅義務があると認められる法人に物件を検査することができる。

第四十六条 收稅官吏は、法人税に關する調査について必要があると認められる者は、納稅義務がある法人又は納稅義務があると認められる法人に物件を検査する。

第五十条 法人税の調査に關する事務に從事している者又は從事していない者が、その事務に関して知り得た秘密を漏らし又は窃用したときは、これを二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第五十一条 法人の代表者は、法人税に關する調査に關する事務に從事している者又は從事していない者が、その事務に関して知り得た秘密を漏らし又は窃用したときは、これを二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第五十二条 法人の代表者は、法人税に關する調査に關する事務に從事している者又は從事していない者が、その事務に関して知り得た秘密を漏らし又は窃用したときは、これを二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第五十三条 法人の代表者は、法人税に關する調査に關する事務に從事している者又は從事していない者が、その事務に関して知り得た秘密を漏らし又は窃用したときは、これを二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第五十四条 法人の代表者は、法人税に關する調査に關する事務に從事している者又は從事していない者が、その事務に関して知り得た秘密を漏らし又は窃用したときは、これを二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第五十五条 法人の代表者は、法人税に關する調査に關する事務に從事している者又は從事していない者が、その事務に関して知り得た秘密を漏らし又は窃用したときは、これを二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第五十六条 法人の代表者は、法人税に關する調査に關する事務に從事している者又は從事していない者が、その事務に関して知り得た秘密を漏らし又は窃用したときは、これを二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第五十七条 法人の代表者は、法人税に關する調査に關する事務に從事している者又は從事していない者が、その事務に関して知り得た秘密を漏らし又は窃用したときは、これを二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第五十八条 法人の代表者は、法人税に關する調査に關する事務に從事している者又は從事していない者が、その事務に関して知り得た秘密を漏らし又は窃用したときは、これを二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第五十九條 法人の代表者は、法人税に關する調査に關する事務に從事している者又は從事していない者が、その事務に関して知り得た秘密を漏らし又は窃用したときは、これを二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第六十条 法人の代表者は、法人税に關する調査に關する事務に從事している者又は從事していない者が、その事務に関して知り得た秘密を漏らし又は窃用したときは、これを二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

その行爲者を罰する外、その法人又は人に對し、各本條の罰金刑を科する。

第五十二条 他人の法人税に關する事務に從事している者又は人に對し、第四十條に掲げて

ある事實に關する虚偽の報告をなして、政府に對し、第四十條に掲げて

ることなく、政府において又はその所得額、資本額又は計算額を決定する。

第六條 この法律の施行後における解散による清算の期間中に法人の納付した從前の所得税法第十條に規定する配当利子所得額に對する分類所得税は、これと所得税法第十八條に規定する所得税とみなし、第十條の規定を適用する。

第七條 日本国憲法施行の日まであるのは「勅令」、第三十七條第二項中「政令」とあるのは「裁判所」と読み替えるものとする。

第一項に改め、第三項の次に次の法律案

第一條 特別法人税法の一部を改正する等の法律案

第一條 特別法人税法の一部を次のよう

に改正する。

第四條 第五項中「前三項」を「前

一項」に改め、「第四項」に改め、第三項の次に次の

一項を加える。

特別ノ法人ガ各事業年度ニ於テ

爲シタル寄附金ノ定ムル所ニ依リ之ヲ

ノ計算上之ヲ損金ニ算入セズ但

シテ命令ヲ以テ定ムル寄附金ニ付

シテ命令ヲ以テ定ムルモノ價額ヨリ控

シタル寄附金ニ付

對照表、損益計算書、第四條ノ規定ニ依リ計算シタル各事業年次ノ剩餘金額ノ計算一覧スル明細書並ニ當該剩餘金額ニ對スル特別法人税ヲ課スベキ各事業年度ノ剩餘金ナキ場合ニ付之ヲ準用スル明細書ヲ添附スベシ  
前二項ノ規定ハ特別ノ法人ニ特別法人税ヲ課スベキ各事業年度ノ剩餘金ナキ場合ニ付之ヲ準用スル明細書ヲ添附スベシ  
第十條ノ二 撤散シタル特別ノ法人ハ殘餘財産中拂込済出資金額ヲ超過スル部分ヲ分配セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ命令ヲ以テ定ムル期限迄ニ清算剩餘金額ヲ記載シタル申告書ヲ政府ニ提出スベシ  
前項ノ申告書ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ解散ノ時ニ於ケル財産目錄及貸借對照表、殘餘財產分配ノ時ニ於ケル財産目錄及貸借對照表其ノ他清算ニ關スル計算書並ニ當該清算剩餘金ニ對スル特別法人税ノ稅額ノ計算ニ關スル特別法人税ノ稅額ヲ記載シタル申告書ヲ政府ニ提出スベシ  
第十條ノ三 合併後存續スル特別法人又ハ合併ニ因リ設立シタル特別ノ法人ハ合併ノ日ヨリ二箇月以内ニ合併ニ因リ消滅シタル特別ノ法人ノ清算剩餘金額ヲ記載シタル申告書ヲ政府ニ提出スベシ  
前項ノ申告書ニハ合併ニ因リ消滅シタル特別ノ法人ノ合併ノ時ニ於ケル貸借對照表其ノ他合併ニ關スル書類及合併ニ因リ繼承シタル資產ノ明細書ヲ添附スベシ  
第十條ノ四 前三條ノ規定ニ依リ政府ニ申告書ヲ提出シタル特別法人又ハ合併ノ時ニ申告書ヲ提出シタル特別ノ法人ハ申告書ニ記載シタル各事業年度ノ剩餘金額又ハ清算剩餘金額ニ付臘漏アルコトヲ發見シタルキハ直ニ政府ニ申出デ其ノ申告書ヲ修正スベシ

前項ノ申告書ノ修正ヲ爲ス場合ニ於テハ修正ニ關スル明細書ヲ政府ニ提出スベシ  
第十一條 左ノ各號ニ掲タル特別法人稅ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該各號ニ定ムル期限内ニ之ヲ納付スベシ  
一 第十條第一項ノ規定ニ依ル申告書ニ記載シタル各事業年度ノ剩餘金ニ對スル特別法人稅ニ付テハ同項ノ申告期限  
二 第十條ノ二第一項ノ規定ニ依ル申告書ニ記載シタル清算剩餘金ニ對スル特別法人稅ニ付テハ同項ノ命今ヲ以テ定期申告期限  
三 第十條ノ三第一項ノ規定ニ依ル申告書ニ記載シタル特別法人稅ニ付テハ同項ノ申告期限  
第十條乃至第十條ノ三ノ申告期限ニ申告書ヲ提出シタル特別法人ノ各事業年度ノ剩餘金又ハ清算剩餘金ニ對スル特別法人稅又ハ第十條ノ二第一項ノ規定ニ依ル申告書ノ修正ニ因り増加シタル各事業年度ノ剩餘金又ハ清算剩餘金ニ對スル特別法人稅ニ付テハ當該申告書ノ提出又ハ修正ノ日ニ納付スベシ  
第十一條ノ二 納稅義務アル特別法人ガ前條第一項ニ定ムル申限内又ハ同條第二項ニ定ムル申告書内又ハ修正ノ日ニ特別法人稅ヲ完納セザルトキハ政府ハ國稅徵收法第九條ノ規定ニ依ル修正アリタル場合ニ於テ申告又ハ修正ニ係ル各事業年度ノ剩餘金額又ハ清算剩餘金額が政府ニ於テ調査シタル各事業年度ノ剩餘金額又ハ清算剩餘金額ト

異ルトキハ政府ハ其ノ調査ニ依リ各事業年度ノ剩餘金額又ハ清算剩餘金額ヲ更正ス  
第十一條ノ四 政府ハ納稅義務アリト認ムル特別ノ法人ガ申告書ヲ提出セザリシ場合又ハ特別法人稅ヲ課スベキ剩餘金ナキ旨ノ申告書ヲ提出シタル場合ニ於テハ政府ノ調査ニ依リ各事業年度ノ剩餘金額又ハ清算剩餘金額ヲ決定ス

第十一條ノ五 政府ハ前二條ノ規定ニ依ル各事業年度ノ剩餘金額又ハ清算剩餘金額又ハ清算算剩餘金額ノ更正又ハ決定後更正又ハ決定シタル各事業年度ノ剩餘金額又ハ清算剩餘金額ニ付脱落アルコトヲ發見シタルトキハ政府ノ調査ニ依リ各事業年度ノ剩餘金額又ハ清算剩餘金額ヲ更正ス

第十一條ノ六 政府ハ前三條ノ規定ニ依リ各事業年度ノ剩餘金額又ハ清算算剩餘金額ノ更正シ又ハ決定シタルトキハ之ヲ猶疑義務アル特別ノ法人ニ通知ス

第十一條ノ七 第十一條ノ三乃至第五條ノ五ノ規定ニ依リ各事業年度ノ剩餘金額又ハ清算算剩餘金額ヲ更正又ハ決定シタルトキハ之ヲ猶疑義務アル日ヨリ一箇月後ヲ定期眼トシル其ノ追徵賦額(其ノ不足稅額又ハ決定シタルトキハ足り税額ヲ謂フ以下同ジ)ヲ徵収ス

第十三條 削除

第十四條 納稅義務アル特別の法入ハ第十一條ノ六ノ規定ニ依リ政府ノ通知シタル各事業年度ノ剩餘金額若ヘ清算算剩餘金額又ハ第八條ノ四ノ規定ニ依リ政府ノ通知シタル稅額ニ對シ議定ノルトキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ一箇月以内ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ審査ノ請求ヲ爲スコトヲ得

前項ノ請求アリタル場合ト雖モ政府ハ稅金ヲ徵収ラ猶豫セズ但

シ政府ニ於テ已ムコトヲ得ザル  
事由アリタムトキハ之ヲ決定シ納  
稅義務アル特別ノ法人ニ通知ス  
前項ノ場合ニ於テ必要ナル事項  
ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム  
第十六條中「行政裁判所」を「裁  
判所」に改め、同條に次の一項  
を加える。  
第十四條第一項ニ規定スル事件  
ニ關シテハ訴願又ハ訴訟ハ前條  
第一項ノ規定ニ依ル決定ヲ經タル  
後ニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ  
得ズ

金額ト異ルコトニ付已ムコトヲ  
得サル事由アリト認ムル場合ヲ  
除クノ外政府ハ命令ノ定期ム所  
ニ依リ命令ヲ以テ定期ム期間ニ  
應ジ當該税額ニ一箇月ヲ經過ス  
ル毎二百分ノ五ノ割合ヲ乗シテ  
算出シタル金額ニ相當スル税額  
ノ特別法人税ヲ追徴ス但シ此ノ  
金額ハ當該税額三百分ノ五十ヲ  
乗シテ算出シタル金額ヲ超ユル  
コトヲ得ズ

キハ之ヲ二年以下ノ懲役又ハ二  
萬圓以下ノ罰金ニ處ス。  
第二十一條ノ二 特別ノ法人ノ代  
表者又ハ特別ノ法人若ハ人ノ代  
理人、使用人其ノ他ノ從業者其  
ノ特別ノ法人又ハ人ノ業務ニ關  
シ第十九條第一項又ハ第二十條  
ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ其  
ノ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ特別  
ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰  
金刑ヲ科ス。  
第二十二條中「第十九條」を「第  
十九條第一項」に改め、同條に次  
の但書を加える。  
但シ徵役刑ニ處スルトキハ此ノ  
限ニ在ラズ。

第六條第一項中「百圓」を「五百圓」に、「五百圓」に「百五十圓」を「五百圓」に、「六十圓」を「二百圓」に、「五十圓」を「百五十圓」に、「十五圓」を「五十圓」に改め、同條第二項中「十五圓」を「五十圓」に改める。

第六條ノ二第一項中「五十圓」を「三百圓」に改め、同條第二項中「十五圓」を「五十圓」に改める。

第六條ノ三中「五十圓」を「二百圓」に改め、同條第三項中「五十圓」を「三十圓」に改める。

第六條ノ四第一項中「六十圓」を「一百圓」に、「三十圓」を「二百圓」に、「十五圓」を「三十圓」に改める。

第八條出「醫師」の下に「、歯科醫師」を加え、「一百五十圓」を「五百圓」に、「五十圓」を「二十圓」に改める。

第九條中「五十圓」を「百五十圓」に、「三十圓」を「百圓」に、「二十圓」を「六十圓」に、「十圓」を「八十圓」に、「十圓」を「四十圓」に、「五十圓」を「三十圓」に、「五圓」を「二十圓」に、「二十五圓」を「八十圓」に、「六十圓」を「三百圓」に、「七十圓」を「三圓」に、「三十圓」を「十圓」に改める。

第十條中「五圓」を「二十圓」に、「三十圓」を「百圓」に、「三圓」を「十圓」に、「十五圓」を「五十圓」に、「二十圓」に、「二圓」を「五圓」に改める。

第十一條及び第十二條中「五圓」を「三十圓」に、「十五圓」を「五十圓」に、「三圓」を「十圓」に改める。

第十二條ノ二中「五圓」を「二十圓」に改める。

「三圓」を「十五圓」に、「五十圓」に、「五圓」を「十圓」に改める。  
第十三條中「五圓」を「二十圓」に、「六十圓」を「三百圓」に、「五十錢」を「百圓」に改める。  
第十四條中「三百圓」を「千圓」に、「一百五十圓」を「五百圓」に、「三十圓」を「一百圓」に、「十五圓」を「五百圓」に、「十五圓」を「五十圓」に改める。  
第十圓」に、「三圓」を「十圓」に、「六百圓」を「二千圓」に、「六十圓」を「二百圓」に、「五圓」を「三十圓」に、「五圓」を「五十圓」に、「五十錢」を「三百圓」に、「五圓」を「三十圓」に、「三十圓」を「一百五十圓」に、「十圓」を「十五圓」に、「十圓」を「十五圓」に、「五圓」を「十圓」に、「十圓」を「七十五圓」に、「十圓」に、「二圓」を「十圓」に、「五圓」を「五十圓」に、「五圓」に、「三十圓」を「百圓」に、「一圓」を「五圓」に改める。  
第十五條中「五十圓」を「百五十圓」に、「十圓」を「十五圓」に、「三十圓」を「一百五十圓」に、「十五圓」を「二十五圓」に、「五百圓」を「五百圓」に、「五圓」を「十圓」に、「三圓」を「二圓」に、「五圓」に、「三十圓」を「百圓」に、「一圓」を「五圓」に改める。  
第五條中「三圓」を「二十圓」に、「十圓」を「十五圓」に、「五十圓」を「五百圓」に、「十五圓」を「二十五圓」に、「五圓」を「十圓」に、「十圓」を「七十五圓」に、「十圓」に、「二圓」を「十圓」に、「五圓」を「五十圓」に、「五圓」に、「三十圓」を「百圓」に、「一圓」を「五圓」に改める。  
第十九條第四号ノ二を削り、同條第五号を次のようにより改める。  
五 市町村ノ一部ニ属ス財産  
ヲ其ノ市町村ニ移ス場合ニ於テ  
ケル市町村ノ權利ノ取得又ハ  
其ノ市町村ニ所有權ノ移スニ  
付爲ス所有權ノ保存ノ登記ノ  
ハ登録。

第四條	酒稅法の一部を次のように 改正する。
第二十五條第二項中「第二十 二條第二項」の下に「及第二十 三條」を加える。	第二十七條第一項を次のよう に改める。
酒稅ノ稅率左ノ如シ	酒稅ノ稅率左ノ如シ
第一級 清酒 一石ニ付 八千八百三十圓	第一級 清酒 一石ニ付 八千八百三十圓
第二級 一石ニ付 六千四百圓	第二級 一石ニ付 六千四百圓
合咸清酒 一石ニ付 六千三百二十圓	合咸清酒 一石ニ付 六千三百二十圓
第三級 澄酒 一石ニ付 四千圓	第三級 澄酒 一石ニ付 四千圓
第四級 白酒 一石ニ付 八千八百三十圓	第四級 白酒 一石ニ付 八千八百三十圓
第五級 味淋 一石ニ付 七千五十圓	第五級 味淋 一石ニ付 七千五十圓
第六級 醬酎 一石ニ付 六千二百三十圓	第六級 醌酎 一石ニ付 六千二百三十圓
第七級 麥酒 一石ニ付 四千四百六十圓	第七級 麥酒 一石ニ付 四千四百六十圓
第八級 果實酒 一石ニ付 六千圓	第八級 果實酒 一石ニ付 六千圓
第一級 雜酒 一石ニ付 四千五百圓	第一級 雜酒 一石ニ付 四千五百圓
第二級 一石ニ付 三千九百圓	第二級 一石ニ付 三千九百圓
第三級 一石ニ付 八千八百五十圓	第三級 一石ニ付 八千八百五十圓
五百三十一圓ヲ加フ	五百三十一圓ヲ加フ
第三級 一石ニ付 八千圓	第三級 一石ニ付 八千圓

アルコール分二十度ヲ超  
ユルトキハアルコール分  
二十度ヲ超ユル一度毎ニ  
四百八十圓ヲ加フ

第四級 一石ニ付 六千八百圓

同條第三項中「百三十八圓」を  
「四百四十八圓」に改める。

第二十七條ノ四 酒場、料理店其  
ノ他酒類ヲ自己ノ營業場ニ於テ  
飲料ニ供スルコトヲ業トスル者  
ガ其ノ業務ノ用ニ供スル酒類ニ  
付テハ第二十七條、第二十七條  
ノ二又ハ第八十三條ニ規定スル  
酒稅ノ外左ノ酒稅ヲ課ス

一 麥酒 一石ニ付 一萬千四百圓

二 雜酒 一石ニ付 五萬圓

三 前二號ニ掲タルモノ以外ノ  
類酒 一石ニ付 二萬圓

第三十三條但書中「引取人ヨリ」  
の下に「第二十七條ノ四ニ規定ス  
ル者ノ業務ノ用ニ供スル酒類ニ付  
テハ其ノ業務ノ用ニ供スル爲販賣  
シタル石數ニ應ジ販賣者ヨリ」を  
加える。

第三十四條ノ二 酒類ノ製造者又  
ハ販賣業者が酒類ヲ自己ノ經營  
スル酒場、料理店其ノ他酒類ヲ  
營業場ニ於テ飲料ニ供スルコト  
ヲ目的トスル場合ニ於テ飲料ニ  
供シタルトキハ第三十一條但書  
ノ規定ニ適用ニ付テハ其ノ製造  
者又ハ販賣業者ヨリテ第二十七  
條ノ四ノ規定ニ依リ酒稅ヲ課ス  
ベキ酒類ヲ販賣シタル者ト看做  
申告書ヲ翌月十日迄二政府ニ提  
出スベシ但シ酒類販賣業ノ免許  
ヲ取消レバ又ハ同條ノ規定  
ニ依リ酒稅ヲ課スベキ酒類  
ノ販賣ヲ廢止シタルトキハ

直ニ申告書ヲ提出スベシ  
前條第三項ノ規定ハ前項ノ場合  
ニ付之ヲ准用ス  
第三十六條第一項但書中「第三  
稅地域ヨリ引取酒類二付チハ」を採  
改め、同條第二項中「前條第一項」  
を「第三十五條第一項但書又ハ前  
條第一項」に改める。  
第五十九條及び第五十九條ノ二  
中「酒類業團體法」を「酒類業組合  
法」に、國體名「組合」に改める。  
第六十四條第一項第四号中「又  
ハ第二項」を「若ハ第二項ハ第三  
十五條ノ第一項」に改める。  
第八十三條第一項中「一千八百五  
十五圓」を「六千三百四十五圓」に、「  
一百四十八圓」を「五百七圓」に、「  
一千六百九十五圓」を「六千百七十  
五圓」に、「八十一圓」を「二百九十  
六圓」に改める。  
第五條　酒類業團體法の一部を次の  
ようく改正する。  
題名を次のように改める。  
酒類業組合法  
第五條　酒類製造者力酒造組合ニ  
加入セムトスルトキハ酒造組合  
正當ナル事由ナクシテ其ノ加  
入ヲ拒ムコトヲ得ス  
第五條ノ二　酒造組合ハ定款ノ定  
ム凡所ニ依リ其ノ組合ニ對シ經  
費ヲ分賦シ及過怠金ヲ徵收スル  
コトヲ得  
第五條ノ三及第五ノ四　削除  
第五條ノ六　酒造組合ノ組合員ハ  
左ノ事由ニ因リテ脱落退ス  
一、組合員タル資格ノ喪失  
二、死亡又ハ解散  
三、除名  
組合員ハ前項ノ規定ニ拘ラス三

月前ニ報告ヲ爲シ事業年度ノ終  
ニ於テ酒類組合ヲ脱落スルコト  
ヲ得  
前項ニ定ムモノノ外組合員ノ  
職選入場合ニ付必要ナル事項ハ  
命令ヲ以て之ヲ定ム  
**第六條ノ三削除**  
**第六條ノ六削除**  
「第六條ノ七及び第六條ノ八中  
ノ第二項、同條第二項、同條第  
五項、第五條ノ三、第五條ノ四及  
第五條ノ七及<sup>テ</sup>〔第四條ノ三乃至  
第五條ノ二及第五條ノ六乃至〕に  
改める。  
第六條ノ九及び第九條ノ三を  
削る。  
第十條中「定款若ハ統制規程」  
を「法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定  
款」に改める。  
第十條中「整備促進及統制  
運営」を「良發達」に改める。  
**第十條ノ七削除**  
第十條ノ八中「第四條ノ二」を「第  
四條ノ三乃至第五條ノ二、第五  
條ノ五」に改める。  
第十條ノ九中「第四條ノ二乃  
至第五條、第五條ノ二第一項、  
同條第二項、同條第五項、第五  
條ノ三、第五條ノ四、第五條ノ  
七、」を「第四條ノ三乃至第五條  
二、第五條ノ六乃至」に改める。  
第十條ノ十一第一項中「酒類  
業團體」を「酒類業組合」に改め  
る。  
第十條ノ十二乃至第十條ノ十五  
削除  
第十條ノ十六乃至第十一條中  
「酒類業團體」を「酒類業組合」に改  
める。  
第六條 清涼飲料税法の一部を次の  
ように改正する。  
第二條中「三百二十圓」を「千三  
百圓」に、「五百五十圓」を「八百五十圓」  
に改める。  
**第七條 砂糖消費税法の一部を次の**

ようにより改正する。

第七條中「二百八十圓」を「八百七十圓」に、「三百四十圓」を「九百圓」に、「三百五十圓」を「千五十圓」に、「三百六十圓」を「千八十圓」に、「四百六十圓」を「千四百圓」に、「八十五圓」を「三百二十五圓」に、「四百八十四圓」を「千四百四十圓」に、「百二十圓」を「三百六十圓」に、「二百五十圓」を「八百五十圓」に、「百四十圓」を「四百二十圓」に、「三百十圓」を「八百五十圓」に、改めること。

第七條第二項中「製造場外ニ移出シ」の下に「又ハ保稅地域ヨリ引取り」と、「移出先」の下に「又ハ引取先」を加える。

第八條 織物消費稅法の一部を次のように改正する。

第三條但書中「原料トスル織物」の下に「及命令ヲ以テ定ムル織物」を加える。

第九條第三項乃至第五項を削り、同條第六項中「此ノ場合ニ於テハ前二項ノ規定ヲ准用ス」を削る。

第九條 物品稅法の一部を次のよう

に改正する。

中第第一種項條  
第一項  
十四 乘用自動車  
十五 化粧品  
十六 貴石若ハ半貴石  
又ハ之ヲ用ヒタル製品  
十七 優珠又ハ眞珠ヲ用ヒタル製品  
三  
一 蒼晝器及同部分品  
二 雙眼鏡、隻眼鏡及同ケ  
三 鏡及同部分品  
四 藥莢及彈丸  
五 ガルフ用具、同部分品及附屬品  
六 搶槍用具  
七 娛樂用ノモーダーボート、スカーレ及ヨット  
八 摘花用具  
九 ネオン管及同變壓器  
十 乘用自動車  
十一 貴石若ハ半貴石又ハ之ヲ用ヒタル製品  
十二 眞珠又ハ眞珠ヲ用ヒタル製品  
十三 貴金屬製品又ハ金若ハ之ヲ用ヒタル製品  
十四 簪甲製品  
十五 琥珀製品、琥珀製品、角牙製品及七寶製品  
十六 毛皮又ハ毛皮製品但シ箭  
十七 第五號ニ掲タルモノヲ除キ羽毛、羽毛製品又ハ羽毛ヲ用ヒタル製品  
十八 寫眞用ノ乾板、フィル及感光紙  
十九 聲音器レコード  
二十 樂器、同部分品及附屬品  
二十一 喫煙用ライター及電氣マッチ  
二十二 化粧品

「内類」を「外類」に、「内類」を「丁

十八 貴金属製品又  
金若ハ白金ヲ用ヒタ  
ル製品

十九 鏡甲製品

二十 製品、象牙製品及七  
寶製品

二十一 毛皮又ハ毛皮  
製品但シ第四十五號  
ニ掲タルモノヲ除ク

二十二 羽毛、羽毛製  
品又ハ羽毛ヲ用ヒタ  
ル製品





ハ其ノ所屬官署ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所又ハ簡易裁判所ノ裁判官ノ許可ヲ得テ臨検、搜

索又ハ差押ヲ爲スコトヲ得  
前項ノ場合ニ於テ急速ヲ要スル  
トキハ稅關官吏ハ竊檢スヘキ場

所、捜索スヘキ身體若ハ物件又  
ハ差押ヲ爲スヘキ物件ノ所在地  
ヲ管轄スル地方裁判所又、簡易

裁判所ノ裁判官ノ許可ヲ得テ前項ノ處分ヲ爲スコトヲ得

移閣官吏第一事又ハ前項ノ詔旨  
ヲ請求セントスルトキハ其ノ理  
由ヲ明示シテ之を爲スヘシ

前項ノ請求アリタルトキハ地方  
裁判所又ハ簡易裁判所ノ裁判官  
ハ臨検スヘキ場所、搜索スヘキ

身體又ハ物件、差揮ヲ爲スヘキ  
物件、請求者ノ官職氏名、有效  
期間及裁判所名ヲ記載シ自己ノ

記名捺印シタル許可狀ヲ稅關官  
吏ニ交付スヘシ此ノ場合ニ於テ  
犯則者ノ氏名及犯則事實明カナ

ルトキハ裁判官ハ此等ノ事項ヲ  
モ記載スヘシ

税關官吏ニ交付シテ臨檢、搜索又ハ差押ヲ爲サシフルコトヲ得  
第八十六條ノ三 現ニ犯則ヲ行ヒ  
又見色別行ニ及ズ

又ハ現ニ犯財ヲ行ヒ終リタル際ニ發覺シタル事件ニ付其ノ證憑ヲ集取スル爲必要ニシテ且急速ヲ要ノ備案第々項又ハ第二項ノ

許可ヲ得ルコト能ハサルトキハ  
其ノ犯則ノ現場ニ於テ税關官吏  
ハ同條第一項ノ處分ヲ爲スコト

ヲ得 現ニ犯則ニ供シタル物件若ハ犯  
則ニ因リ得タル物件ヲ所持シ又

ハ顯著ナル犯則ノ痕跡アリテ犯則アリト思料セラル者アル場合ニ於テ其ノ證憑ヲ集取スル爲合矣

必要ニシテ里急速ヲ要シ前條第一項又ハ第二項ノ許可ヲ得ルコト能ハサルトキハ其ノ者ノ所持スル物件ニ對シ競闘、害及ハ同條

第一項ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第八十七條〔確定、検査、質問〕  
第九十條第一項中「犯則事件ノ  
調査ニ依リ發見シタル物件犯則ノ  
事實ヲ證明スルニ足ルヘント思料  
シタルトキハ之ヲ差押ヘ」を「犯則  
事實ヲ證明スヘキ物件ヲ差押ヘタ  
ルトキハ」に改める。  
第九十一條第一項中「臨檢検索  
及物件差押」を「臨檢、検索又ハ差  
押」に、「現行犯ノ場合」を「第八十  
六條ノ三ノ規定ニ依ル處分ヲ爲ス  
場合」に改め、同條第二項中「臨  
檢検索又ハ物件差押」を「臨檢、  
検索又ハ差押」に改める。  
第九十三條第一項中「臨檢、搜  
索、訊問」を「質問、臨檢、検索  
に、「若ハ訊問」を「若ハ質問」に改  
め、同條第二項中「訊問」を「質問」  
に改める。  
第二十條〔保稅工場法の一部を次  
のように改正する。〕  
第七條〔税關官吏ハ取締上必要ア  
リト認ムルトキハ保稅工場ニ出  
入スル者ニ對シ身邊ニ所持スル  
物件の開示ヲ求ムルコトヲ得  
第十三條第二号中「検索」を「開  
示」に改める。  
第二十一條〔税關貨物取扱人法の二  
部を次のように改正する。〕  
第一條〔税務代理士法の一部を  
改める。〕  
第二十二條〔税務整理ノ施行ニ依ル  
政訴訟を「訴訟」に改める。〕  
第二十三條〔税務整理法の一部を次  
のように改める。〕  
第十二條〔耕種整理ノ施行ニ依ル  
土地ノ異動ニ關シテハ土地税賦  
法第十八條、第十九條、第二十  
一條第二項、第二十三條、第三

十四條、第二十六條乃至第三十九條及第三十二條乃至第三十四条ノ規定ヲ適用セス。

第十三條第一項中「定ム」の下に「但シ公有水面埋立法ニ依ル埋立ヲ爲シ同法第二十四条若ハ第五十條ノ規定ニ依リ埋立地ノ所有權ヲ取得シ土地臺帳法第三條第一項ノ規定ニ依ル第一種地ト爲リタルモノニ付テハ賃貸價格ヲ除ク」を加え、同條第二項中「第十四条ノ四ノ有租地」を「前項但書ニ規定スル土地」に改め、同項但書を削る。

第十三條の二 削除

第十三條ノ三第一項中「第十三條第二項ノ規定ニ依リ賃貸價格ノ配賦ヲ爲シタル土地」を「第十三條第一項ノ規定ニ依リ處分ヲ爲シタル土地」に、「七十年」を「三十年」に、「耕地整理減租年期地」を「耕地整理年期地」に改め、同條第二項中「地租法第九條第一項」を「土地臺帳法第十一條」に、「耕地整理減租年期地」を「耕地整理年期地」に改め、同條第三項中「地租法第九條第三項」を「土地臺帳法第十七條」に改める。

第十三條ノ五 削除

第十三條ノ六中「耕地整理減租年期地」を「耕地整理年期地」に改め、「補了スルノ下」に「ノノ」を加え、「地租變換又は開墾」を削り、「耕地整理減租年期」を「耕地整理年期」に改める。

第十四條 削除

第十四條ノ二中「無租地」を「土地臺帳法第三條第二項ノ規定ニ依

ル第二種地に、「有租地」を「同條  
第一項ノ規定ニ依ル第一種地」に  
「地租法第九條第三項」を「同法第  
十七條」に改め、同條に次の二項  
を加える。  
前項ノ規定ニ依リ賃貸價格ノ設  
定ヲ爲シタル土地ニ付テハ設定  
賃貸價格ハ之ヲ土地臺帳法ニ依  
ル土地臺帳帳(以下土地臺帳帳ト謂  
フ)ニ登録セス  
第十四條ノ三中「第十四條第一  
項又ハ」を削り、「前條」の下に「第  
一項又ハ」を加え「修正又ハ」を削り、  
〔地租法第九條第一項〕を「土地臺  
帳法第十一條」に改め、「修正賃貸  
價格又ハ」を削る。  
第十四條ノ四を削る。  
第十五條第一項中「開墾減租年期  
期、地盤變換減租年期、開拓減租年  
期、埋立免租年期、耕地整理減  
租年期、耕地整理開拓免租年期又  
ハ耕地整理裸立免租年期」を「耕  
整年期」に、「地租法第九條第一項  
又ハ」を「土地臺帳法第十七條」に改  
め、同條第二項及び第三項を削  
り、同條に次の二項を加える。  
前項ノ規定ニ依リ賃貸價格ノ設  
定ヲ爲シタル土地ニ付テハ設定  
賃貸價格ハ之ヲ土地臺帳ニ登  
録セス  
第十五條ノ二中「又ハ第三項」を「  
削り「地租法第九條第一項」を「土  
地臺帳法第十一條」に改め、「前條  
第三項ノ規定ニ依リ賃貸價格ハ工事完了  
ノトキノ現況ニ依リ」を削る。  
第十五條ノ三 第十五條第一項ノ  
土地ニ付テハ其ノ年期カ賃貸價格  
格配額割三滿了スル場合ニ於テ  
ハ其ノ滿了スル年ノ翌年ニ於テ  
同項ノ規定ニ依ル修正賃貸價格  
又ハ設定賃貸價格ヲ土地臺帳ニ  
登録ス  
第十六條乃至第十六條ノ七 削除  
第十六條ノ八中「第十四條第一

項、第十四條ノ二、第十五條第一項、第三項、第十六條及第十六條ノ二」を第十四條ノ二第一項及第十五條第一項に改める。  
第二十四条 森林法の一部を次のよう改正する。  
第十二条 削除  
第二十五条 北海道國有未開地処分法の一部を次のよう改正する。  
第十九條 削除  
第二十六条 北海道旧土人保護法の一部を次のよう改正する。  
第三條ノ二 削除  
第二十七条 大正八年法律第三十八号(私立學校用地免租に関する法律)の一部を次のよう改正する。  
第一條第二号中「大藏大臣」の下に「及内務大臣」を加える。  
第二條中「大藏大臣」の下に「及内務大臣」を加える。  
第三十八條中「審査ノ申請」の下に「審査ノ請求ヲ含ム」を加える。  
第二十九條 左の各号に掲げる法律は、これを廢止する。  
一 地租法  
二 家屋税法  
三 資業税法  
四 種地税法  
五 遊興飲食稅法  
六 大正七年法律第四十三号(地種変更免租年期に關する法律)  
七 昭和二年法律第十八号(御料地拂下地の地租及び登録稅免除に關する法律)  
附則

四月一日から、これを施行する。但し、第二條及び第十一條の規定は、政令で定める日から、第一條中特別法人税法第十四條乃至第六項の改正規定、第三條中登録税法第十九條第四号ノ二乃至第六号及び第十九條ノ七乃至第十九條ノ十三の改正規定、第八條中織田消費税法第九條第三項乃至第六項の改正規定、第十八條中國稅徵收法第三章ノ二の改正規定、第十七條中納稅施設法第一章、第二章、第四章及び第五章の改正規定並びに第十八條乃至第二十一條の規定は、日本實業法施行の日から、これらを施行する。

第二條 第一條（同條中特別法人税法第十四條乃至第六項の改正規定を除く。）の規定は、特別の法人の各事業年度の剩余金に対する特別法人税については、昭和二十四年四月一日以後に終了する事業年度分から、清算剩余金に対する特別法人税については、同日以後解散又は合併による。但し、改正前の同法第十五條第一項の規定により、同一日以前の解散又は合併による清算剩余金に対する特別法人税について、なお從前の特別法人税法の例による。但し、改正前の同法第十五條第一項の規定により、同一日以前の清算剩余金に対する特別法人税については、同項の規定にかかるらず、昭和二十二年の所得稅法を改正する法律による改正前の所得稅法の所得稅委員會の決議によることなく、政府において、その剩余金額を決定する。

第三條 第三條中登録税法第十九條第五号の改正規定施行の際、現に町内会部落に属する財産の整理のため、当該財産が市町村その他政令で指定する者に移轉され

第四條 第四條の規定施行前に課しられた又は課すべきであった酒税については、なお從前の例による。

第四條の規定施行の際、製造者又は販賣業者は、その所持する酒類を所持する場合及びその所持する酒類を製造場から移出したものとなして、その所持する酒類に対し酒税を課する。この場合においては、同様の規定により算出した税額との差額をその税額として、命令の定めるところにより徴収する。

前項の製造者又は販賣業者が酒場、料亭店その他の酒類を自己の営業場において飲料に供することを事業とする供であるときは、その業務の用に供するため所持する麦酒類については一石につき一万一千円、雑酒については一石につき五千円、その他の酒類については一万円、その他の酒類については一石につき二万円の割合により算出した金額を、前項の酒税額に加算する。

第二項の製造者又は販賣業者は、その所持する酒類の種類、級別及びアルコール分の異なることによる量、價格及び貯藏の場所並びに前項の規定に該当するときは、その旨を、第四條の規定施行後一箇月以内に、政府に申告しなければ

第四條の規定施行の際、製造場に現存する酒類で、戻入又は移入したものについては、酒税法第三十九條第一項の規定にかかるわらず、これを移出した時に酒税を徴收する。この場合においては、第二項後段に定める税額を、その税額とする。

第五條 第六條の規定施行前に課した又は誤すべきであつた清涼飲料税については、なお從前の例による。

第六條の規定施行の際、製造場以外の場所で、同一人が第一種又は第二種を通じて合計石以上のお清涼飲料を所持する場合においては、その場所を製造場、その所持者を製造者とみなして、清涼飲料税を課する。この場合においては、同様の規定施行の日に、その清涼飲料を製造場外に移出したものとみなし、第一種の清涼飲料については一石につき九百八十円、第二種の清涼飲料については一石につき一千七百五十円の割合により算出した金額をその税額として、命令の定めるところにより徴収する。

前項の清涼飲料の所持者は、その所持する清涼飲料の種別、数量及び販賣の場所を、第六條の規定施行後一箇月以内に、政府に申告しなければならない。

第六條 第七條の規定施行前に課した又は誤すべきであつた砂糖消費税についても、なお從前の例による。

第七條の規定施行後一箇月以内に輸入した菓子、糖果その他命令で定める物品に対する砂糖消費税法第三十二條ノ二の規定による交付金については、なお從前の例による。

從前の砂糖消費税法第三條の税

率により消費税を課せられた砂糖蜜又は糖水を原料として製造した砂糖(第三種の砂糖を除く)、  
糖蜜又は糖水で、第七條の規定施行後製造場から引き取られるものについては、同法第十二條の規定  
にかかわらず、消費税を徴収する。  
この場合においては、改正後の同法第三條の税率により算出した金額との差額を、その税額とする。  
從前の砂糖消費税法第三條の税率により消費税を課せられた第二種乙の砂糖を以て製造した第三種  
の砂糖で、第七條の規定施行後製造場から引き取られるものについては、改正後の同法第三條中  
「三百二十五圓」とあるのは「千二百五圓」、「三百六十圓」とあるのは「千八百圓」と読み替えるもの  
とする。

第七條 第九條の規定施行前に課した又は課すべきであつた物品税について、なお從前の例による。  
第九條の規定施行後箇月以内に輸出した菓子、糖果その他命令で定める物品に対する物品税法第十四條の規定による交付金については、なお從前の例による。

第九條の規定施行の際、製造場又は保稅地域以外の場所で、改正後の物品税法第一條に掲げる第二種の物品の製造者若しくは販賣者は命令で定める者が左の各号の一に該当する物品を所持する場合においては、その場所を製造場、その所持者を製造者とみなして、物品税を課する。この場合においては、同條の規定施行の日に、その物品を製造場外に移出したものとみなし、改正後の物品税法第二條の税率により算出した金額と從前の同條の税率により算出した金額との差額をその税額として、命令の定めるところにより徴収する。

一、三十万本以上の蜂蜜  
二、飴、葡萄糖又は麦芽糖で、合計三百斤以上のももの  
三、サツカリン又はヅルチンで、  
　　合計二班以上のもの

四、二百斤以上の蜂蜜

前項の製造者若しくは販賣者は命令で定める者は、その所持する物品の品名ごとに数量及び貯蔵の場所を、第九條の規定施行後一箇月以内に、政府に申告しなければならない。

第八條 第十二條の規定施行前に課した又は課すべきであつた骨牌税について、なお從前の例による。

第十二條の規定施行の際、骨牌の製造又は販賣をなす者の所持する骨牌については、製造又は販賣をなす者が、改正後の骨牌税法第四條の規定による税額と從前の規定による税額との差額に相当する。

金額を税額として、骨牌税を納めなければならぬ。

は、昭和二十一年分の総合所得税又は増加所得税を納める者及びその家族を以て財産法第八條第一項に規定する等に該当する者、分額規定する年額二千円以上と角

る者及びその家族を以て同項に規定する二等に該当する者、これら以外の者を以て同項に規定する三等に該当する者とみなす。  
前項の分與所得税年額の算定について必要な事項は、命令でこれを定め照和二十一年分以前の申種及び運送事務所等、山林の所屬第十條

及び個人の戻税に対する所得  
税率、増税所得税、個人の昭和二十  
一年分以前の營業税、法人の昭和  
二十二年三月三十一日以前に終了  
した各事業年度の普通所得、超過  
所得及び資本に対する法人税及び  
納税に対する營業税、法人の同日

以前の解散又は合併に因る清算所得に対する法人税及び清算損益に対する營業税又は特別の法人の同日以前に終了した各事業年度の剩余金に対する特別法人税及び同日以前の解散又は合併に因る清算剩余金に対する特別法人税の釐減又は免歸並びにこれらの租税の課稅標準の計算、徵收又は納稅積立金若しくは納稅準備預金の特例に関しては、なお從前の租稅特別措置法の例による。

**第十二條 第十七條申納稅施設法第**

第一章、第二章、第四章及び第五章の改正規定の施行に際し税額を定めたる町内会部落会が整理していた税額を資金又は税税金体とする町内会部落会に対し税金その他の税発公署の總務を委託して交付した金額等が当該規定施行前に失したため被害を受けた被税体員に対する賠償の額又は免責及びこの場合における町内会部落会の役員、使用者等の賠償の責任については、なむ従前の例による。

法第百一十九条第一項の規定によれば、

清第十九條第一項の規定による差押の開示に於ける事項は、前項の規定による差押の開示に於ける事項と同一である。但し、前項の規定による差押の開示に於ける事項は、前項の規定による差押の開示に於ける事項と同一である。

前項の規定は、第十八條及び第二十九條の規定施行の際、從前の開港税規則者处分法第一條又は從接國稅規則者处分法第一項の規定を準用する他の法律による差押等の物件がある場合について、これを適用する。

改正後の間接國稅犯則は改正後第三條第三項及び第四項又は改正後後の一項の規定は、第一項(前項)及び第四項の規定は、第一項(前項)において準用する場合を含む。の規定により裁判官の許可を受け

る場合に、これを準用する。

第一四條 第二十三條の規定施行の際現に從前の耕地整理法による耕地整理を有する者に於ては、耕地整理年期、耕地整理場合並存の年期又は耕地整理埋立免冠年期を有する土地は、その成年期間に限り(その終至期間が昭和四十四年までに満了しないものについては、同年までは)、改正後の同法による耕地整理年期を有するものとみなす。

第二十三條の規定施行の際現に從前の耕地整理法による耕地整理を有する者は、耕地整理年期若しくは耕地整理場合並存の年期を有する者に於ては、耕地整理年期を有するものとみなす。

自從憲法施行以來、前法第十四條第一項の規定及び前法第十四條第一項の規定を修正し、第二十二條により賃貸借契約を修正し、從前の同法第十三條の規定施行の際まで從前の同法第十四條第二項に規定する年期を許可されていなかつた土地に開拓しては、改正後の同法第十三條第一項

二項の規定による既貸借價格の計算については、從前の同法第十四條の修正がなかつたものとみなす。

第二十三條の規定施行の際現に從前の耕種整理法第六條の規定により配當金を有する土地があるときは、その貸借價格については同條の年期の残年期間の満了するまでにその残年期間が昭和四十七年までに満了しない場合においては、同年までには、その期間中で該土地の異動により貸借價格を

修正することとなつた場合を除いて、なほ從前の同法の例による。  
前項の土地の賃貸價格は、同項の期間が満了した年の翌年ににおいて、これを修正する。この場合においては、その期間が満了した年のにおける賃貸價格に從前の耕地の

理法第十六條の規定による配当金を加えたものを以て、その土地の賃貸價格とする。

第十五條 第二十九條第一号乃至第四号の規定は、法人の各事業年半の純益に対する營業税について

第十七條 改正後の税務代理士法第  
一条の規定中「訴公」を「もの」と

一例の規定は訴訟」とあるのに  
日本國憲法施行の日までは、「行政  
訴訟」と読み替えるものとする。

**第十八條 第二條、第三條（同條中  
登録権法第十九條第四号ノニ乃至第  
第六号及び第十九條ノ七乃至第  
十九條ノ十三の改正規定を除く。）**

**第八條（同條中織物消費稅法第九  
條第三項乃至第六項の改正規定を  
除く。第十條、第十一條、第十二  
條及び第二十九條第五号の規定  
施行前に課すべきであつた有價**

証券移轉税、登録税、織物消費稅、入场税、特別入场税、取引所税、印紙税及び遊興飲食税について、なお從前の例による。

規定、第八條中織物消費稅法第九條第三項乃至第六項の改正規定及び第十九條の規定施行の際、從前之登録稅法第十九條ノ七第一項、從前之織物消費稅法第九條第三項又は從前之關稅法第六十一條の規定により、課稅標準の評價の請求又は織物の評定價格若しくは關稅の賦課に関する異議の申立てあるときは、當該評價の請求又は異議の申立て、これを改正後の國稅徵收法第三十一條ノ二第一項又は改正後之關稅法第六十一條の規

**第三十條**　この法律による他の法律の施行又は改正前にした行爲に關する罰則の適用については、なほ從前の例による。

土地販賣法目次

第一章 總則

第二章 貨賣價格の調査及び決定

第三章 土地の異動

第一節 第一種地及び第二種地の轉換

## 第二節 分筆及び合筆

### 第三節 地目交換

#### 第四章 審査、訴願及び訴訟

##### 第五章 雜則

##### 第六章 罰則

##### 土地台帳法

###### 第一章 総則

###### 第一條 この法律の施行地にある土地の賃貸價格の均衡適正を図るために、この法律の定めるところにより、土地台帳に必要な事項の登録を行ふ。

土地は、これを第一種地及び第二種地以外の土地とする。

第三條 第一種地は、第二項に規定する土地以外の土地をいう。

第二條 土地は、これを第一種地及び第二種地のいずれかに掲げる土地を除く。

第三條 第二種地は、左に掲げる土地を除く。

第四條 公用又は公共の用に供する土地

第五條 その他の命令で定めるもの

第六條 保育林

第七條 その他の所在

第一條 本法による登録の対象となる土地には、一筆ごとに地番を附し、その地目、地積及び賃貸價格を定める。但し、第二種地については、賃貸價格は、これを定めないと認められる場合を除く。

第一條 政府は、土地台帳を備え、左の事項を登録する。

第二條 地番

第三條 地積

## 第五章 賃貸價格

### 第六條 所有者の住所及び氏名又は名称

#### 第七條 賃貸又は百年より長い存続期の定めたる地主の住所及び氏名又は名称

#### 第八條 土地の性質

#### 第九條 賃貸價格

#### 第十條 賃貸價格

#### 第十一條 賃貸價格

#### 第十二條 賃貸價格

#### 第十三條 賃貸價格

#### 第十四條 賃貸價格

#### 第十五條 賃貸價格

#### 第十六條 賃貸價格

#### 第十七條 賃貸價格

#### 第十八條 土地台帳に登録すべき土地

#### 第十九條 土地の分筆

#### 第二十条 土地の合筆

#### 第二十一条 土地台帳に登録すべき地番を定める

#### 第二十二条 土地台帳に登録すべき土地の測量

#### 第二十三条 土地台帳に登録すべき土地が第一種地となつたとき

#### 第二十四条 土地台帳に登録された土地が第二種地となつたときは

#### 第二十五条 土地台帳に登録された土地が第三種地となつたときは

#### 第二十六条 土地台帳に登録された土地が第四種地となつたときは

#### 第二十七条 土地台帳に登録された土地が第五種地となつたときは

#### 第二十八条 土地台帳に登録された土地が第六種地となつたときは

#### 第二十九条 土地台帳に登録された土地が第七種地となつたときは

#### 第三十条 土地台帳に登録された土地が第八種地となつたときは

#### 第三十一条 土地台帳に登録された土地が第九種地となつたときは

#### 第三十二条 土地台帳に登録された土地が第十種地となつたときは

#### 第三十三条 土地台帳に登録された土地が第十一種地となつたときは

#### 第三十四条 土地台帳に登録された土地が第十二種地となつたときは

#### 第三十五条 土地台帳に登録された土地が第十三種地となつたときは

#### 第三十六条 土地台帳に登録された土地が第十四種地となつたときは

#### 第三十七条 土地台帳に登録された土地が第十五種地となつたときは

#### 第三十八条 土地台帳に登録された土地が第十六種地となつたときは

#### 第三十九条 土地台帳に登録された土地が第十七種地となつたときは

#### 第四十条 土地台帳に登録された土地が第十八種地となつたときは

#### 第四十一条 土地台帳に登録された土地が第十九種地となつたときは

#### 第四十二条 土地台帳に登録された土地が第二十種地となつたときは

#### 第四十三条 土地台帳に登録された土地が第二十一種地となつたときは



られたことに因り賃貸價格について特別の取扱を受けている土地を含む。その他これに準ずる土地で命令で定めるものについて、これを准用する。

第十一條 土地の第一回の一般的賃貸價格の改定は、昭和二十五年一月一日において、これを行ふ。

第十二條 この法律に定めるものを除く外、この法律の施行に関する事項は、命令でこれを定めることとする。

第十三條 日本国憲法施行の日までは、この法律中「政令」とあるのは「勅令」「裁判所」とあるのは「行政裁判所」と読み替えるものとする。

家屋台帳法案

第一章 総則

第二章 賃貸價格の調査及び決定

第三章 家屋の異動

第四章 審査、訴願及び訴訟

第五章 雜則

第六章 罰則

第一章 総則

第二章 賃貸價格の調査及び決定

第三章 家屋の異動

第四章 審査、訴願及び訴訟

第五章 雜則

第六章 罰則

第七章 家屋台帳法案

第一章 総則

第二章 賃貸價格の調査及び決定

第三章 家屋の異動

第四章 審査、訴願及び訴訟

第五章 雜則

第六章 罰則

第七章 家屋台帳法案

第一章 総則

第二章 賃貸價格の調査及び決定

第三章 家屋の異動

第四章 審査、訴願及び訴訟

第五章 雜則

第六章 罰則

第一章 総則

第二章 賃貸價格の調査及び決定

第三章 家屋の異動

第四章 審査、訴願及び訴訟

第五章 雜則

第六章 罰則

第七章 家屋台帳法案

第一章 総則

第二章 賃貸價格の調査及び決定

第三章 家屋の異動

第四章 審査、訴願及び訴訟

第五章 雜則

第六章 罰則

第一章 総則

第二章 賃貸價格の調査及び決定

第三章 家屋の異動

第四章 審査、訴願及び訴訟

第五章 雜則

第六章 罰則

第七章 家屋台帳法案

第一章 総則

第二章 賃貸價格の調査及び決定

第三章 家屋の異動

第四章 審査、訴願及び訴訟

第五章 雜則

第六章 罰則

第一章 総則

第二章 賃貸價格の調査及び決定

第三章 家屋の異動

第四章 審査、訴願及び訴訟

第五章 雜則

第六章 罰則

第七章 家屋台帳法案

第一章 総則

第二章 賃貸價格の調査及び決定

第三章 家屋の異動

第四章 審査、訴願及び訴訟

第五章 雜則

第六章 罰則

第一章 総則

第二章 賃貸價格の調査及び決定

第三章 家屋の異動

第四章 審査、訴願及び訴訟

第五章 雜則

第六章 罰則

第七章 家屋台帳法案

第一章 総則

第二章 賃貸價格の調査及び決定

第三章 家屋の異動

第四章 審査、訴願及び訴訟

第五章 雜則

第六章 罰則

第一章 総則

第二章 賃貸價格の調査及び決定

第三章 家屋の異動

第四章 審査、訴願及び訴訟

第五章 雜則

第六章 罰則

積又は賃貸價格を家屋台帳に登録したとき又は登録を変更したときは、家屋所有者の市町村を経由し、家屋所有者に通知しなければならない。

第二十四條 当該官吏は、調査上必要があるときは、家屋の所有者、占有者その他の利害関係人に對して、質問をなし又は日出から日没までの間家屋の検査をなすことができる。

第二十五條 町村組合で町村の事務の全部又は役場事務を共同処理するものは、この法律の適用については、これを一町村、その組合管理者は、これを町村長とみなす。

東京都の区の存する区域又は市制第六條若しくは第八十二條第一項の規定により指定された市においては、この法律中市に関する規定は区に、市長に関する規定は区長に、これを適用する。

町村制を施行しない地においては、この法律中町村に関する規定は町村に準ずるものに、町村長に関する規定は町村長に準ずるものに、これを適用する。

第二十六條 この法律は、國有の家屋には、されを適用しない。

#### 第六章 罰則

第二十七條 第二十四條の規定によ避した者は、これを五百円以下の罰金に処する。

第二十八條 賃貸價格の調査若しくは審査の事務に從事し又は家屋賃貸價格調査委員会の議事に参加した者がその調査、審査又は議事に知り得た秘密を漏らしたときは、これを五千円以下の罰金に処する。

第二十九條 第十四條の規定により申告をなすべき義務のある者がその申告をしないときは、これより百円以下の過料に処する。

第三條 この法律施行前の家屋の異動で、この法律施行の際において、まだ家屋税法による家屋台帳とみなす。

第三條 この法律施行前にこれらに該する家屋税法による賃貸價格の決定又は修正その他の处分の確定していなかつたものについては、この法律中にこれらに該する家屋税法の規定に相当する規定があるときは、この法律を適用する。

第四條 家屋税法による申告で、この法律中にこれに該する家屋税法の規定に相当する規定があるときは、これをこの法律による申告とみなす。

第五條 第四條第一項の規定により賃貸價格を定めない家屋については、これをこの法律による申告とみなす。

第六條 家屋税法により賃貸價格を定むべき旨の定のない家屋で、この法律により賃貸價格を定むべき旨の定あることとなつたものに該する家屋の検査を拒み、妨げ又は忌避した者は、これを五百円以下の罰金に処する。

第七條 賃貸價格の調査若しくは審査の事務に從事し又は家屋賃貸價格調査委員会の議事に参加した者がその調査、審査又は議事に知り得た秘密を漏らしたときは、これを五千円以下の罰金に処する。

第八條 家屋の第一回の一般の賃貸價格の改定は、昭和二十七年一月一日において、これを行ふ。

第九條 日本国憲法施行の日まで

は、この法律中「政令」とあるのは、「勅令」「裁判所」とあるのものとする。

地方税法の一部を改正する法

項ノ府縣知事ヲ除ク以下本條中同

ジニ通知スベシ

關係府縣知事ニ於テ第三項ノ規定ニ依リ第一項ノ府縣知事ノ定メタル純益金額ニ異議アルトキハ内務大臣純益金額ヲ定ム

前項ノ異議ハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ申出ズベシ

内務大臣第四項ノ異議ノ申出ヲ受理シタルトキハ三月以内ニ之ヲ決

定スベシ

内務大臣特別ノ必要アリト認ムトキハ第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ第一項ノ府縣知事ノ定メタル純益金額ノ總額又ハ純益金額ヲ更正スルコトヲ得

内務大臣第四項及第五項ノ規定ニ依リ第一項ノ府縣知事ノ定メタル純益金額ノ總額又ハ純益金額ヲ更正スルコトヲ得

第十七條中「官吏若ハ」を削る。

第二十條第二項中「第四十八條ノ四」を「第四十五條ノ五」に改め、同條第四項及び第五項中「行政裁判所」を「裁判所」に改め、同條第六項中

「府縣制百二十八條及第百二十九條」を「地方自治法第二百五十七条」に改める。

第二十一條第一項中「官吏若ハ」を削る。

第二十三條第一項中「官吏若ハ」を削り、同條第二項及び第三項中「行政裁判所」を「裁判所」に改め、同條

第六項中「府縣制第三十八條第百三十二条及第百二十八條ノ二」を削り、同條第二項に改め。

第二十四條第一項第三号中「帝國」を「本邦」に改める。

第二十五條第一項中「地方稅」を「市町村稅」に改め、同條第二項中「市町村稅」を「府縣參事會」に改め、同條

第五十七條」に改める。

第二十四條第二項第三号中「帝國」を「本邦」に改める。

第二十五條第一項中「地方稅」を「市町村稅」に改め、同條第二項中「市町村稅」を「府縣參事會」に改め、同條

第五十七條」に改める。

第二十四條第一項第三号中「帝國」を「本邦」に改める。

第二十五條第一項中「府縣參事會」を「府縣制百二十八條及第百二十九條」に改める。

第二十六條第一項中「府縣參事會」を「府縣制百二十八條及第百二十九條」に改める。

第二十七條第一項中「府縣參事會」を「府縣制百二十八條及第百二十九條」に改める。

第二十八條第一項中「府縣參事會」を「府縣制百二十八條及第百二十九條」に改める。

第二十九條第一項中「府縣參事會」を「府縣制百二十八條及第百二十九條」に改める。

第三十條第一項中「帝國」を「本邦」に改める。

第三十一條第一項中「帝國」を「本邦」に改める。

第三十二條第一項中「帝國」を「本邦」に改める。

第三十三條第一項中「帝國」を「本邦」に改める。

第三十四條第一項中「帝國」を「本邦」に改める。

三六〇

二	府庫民稅
三	地租
四	家業稅
五	營業稅
六	鑄區稅
七	船稅
八	自動車稅
九	電話加入稅稅
十	電柱稅
十一	不動產取得稅
十二	特權者稅
十三	漁業稅
十四	製鐵稅
十五	遊艇稅
十六	入湯稅

四月一日トス但シ特別ノ必要アル  
場合ニ於テハ内務大臣ノ許可ヲ受  
ケ之ヲ變更スルコトヲ得  
第十條第一項及第二項ノ規定ハ地  
租ニ付テハ之ヲ適用セズ  
第四十六條ノ三 地租ハ各納稅義務  
者ニ付同一市町村内ニ於ケル土地  
ノ賃貸價格ノ合計金額ニ依リ算出  
シ之ヲ徵收スペシ但シ賃貸價格ノ  
合計金額ガ政令ヲ以テ定ムル金額  
ニ滿ダザルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
第四十六條ノ四 土地裏帳法ニ依リ  
申告ヲ爲スベキ義務ヲ有スル者其  
ノ申告ヲ爲サザルガ爲賃貸價格ノ  
設定又ハ修正ナク仍テ地租ニ不足  
額アルトキハ直ニ之ヲ追徵スペシ  
前項ノ規定ニ依リ地租ヲ徵收スル  
場合及訴訟其ノ他不正ノ行爲ニ依  
リ地租ヲ追脱シタル者ヨリ其ノ地  
租ヲ徵收スル場合ニ於テハ前條ノ  
規定ハ之ヲ適用セズ  
第四十七條 家屋税ハ家屋ニ對シ家  
屋裏帳法ニ依ル家屋裏帳ニ登録セ  
ラレタル賃貸價格ヲ標準トシテ其  
ノ所在ノ府縣ニ於テ其ノ所有者ニ  
之ヲ課ス  
前項ノ場合ニ於テハ家屋裏帳ニ所  
有者トシテ登録セラレタル者ヲ以  
テ其ノ家屋ノ所有者ト看做ス  
第四十七條ノ二 家屋税ノ賦課期日  
ハ六月一日トス但シ特別ノ必要ア  
ル場合ニ於テハ内務大臣ノ許可ヲ  
受ケ之ヲ變更スルコトヲ得  
第十條第一項及第二項ノ規定ハ家  
屋税ニ付テ之ヲ適用セズ  
第四十七條ノ三 家屋税ハ各納稅義務  
者ニ付同一市町村内ニ於ケル家  
屋ノ賃貸價格ノ合計金額ニ依リ算  
出シ之ヲ徵收スペシ但シ賃貸價格  
ノ合計金額ガ政令ヲ以テ定ムル金  
額ニ滿ダザルトキハ此ノ限ニ在ラ

申告ヲ爲スベキ義務ヲ有スル者其ノ申告ヲ爲サザルガ爲資貸價格ノ設定又ハ修正ナク仍テ家屋稅ニ不足額アルトキハ直ニ之ヲ追徵スペシ  
前項ノ規定ニ依リ家屋稅ヲ徵收スル場合ニ訴訟其ノ他不正ノ行爲ニ依リ家屋稅ヲ逋脱シタル者ヨリ其ノ家屋稅ヲ徵收スル場合ニ於テハ前條ノ規定ハ之ヲ適用セズ  
**第四十八條** 營業稅ハ營業ニ對シ純業ヲ對象とする事業所ヲ設ケテ營業ヲ爲ス個人及營利法人ニ對シ營業所所在ノ府縣ニ於テ之ヲ課ス  
前項ノ純益ハ法人ニ付テハ各事業年度ノ純益及清算純益トシ個人ニ付テハ前年ニ於ケル營業ノ純益トス  
法人ノ各事業年度ノ純益ハ各事業年度ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル金額ニ依ル  
法人ガ事業年度中ニ解散シ又ハ合併ニ因リテ消滅シタル場合ニ於テハ其ノ事業年度ノ始ヨリ解散又ハ合併ニ至ル迄ノ期間ヲ以テ一事業年度ト看做ス  
法人ノ清算純益ハ法人解散シタル場合ニ於テ其ノ殘餘財產ノ價額ガ解散當時ノ拂込株式金額又ハ出資金額及積立金額の合計金額ヲ超過スルトキノ超過金額ニ依ル  
法人合併ヲ爲シタル場合ニ於テ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ株主又ハ社員ガ合併後存續スル法人若ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ヨリ合併ニ因リテ取得スル株式ノ拂込資本額又ハ出資金額及金額ノ合計金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ハ之ヲ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ清算純益ト看做ス

ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額ニ依ル  
營業稅ヲ課スベキ營業ノ種類及營業稅ノ課稅標準ノ算定ニ關シテハ本法ニ定ムモノ除外クノ外政令ヲ以テ之ヲ定ム  
第四十八條ノ二 個人ノ營業純益額ガ政令ヲ以テ定ムル金額ニ満タザルトキハ營業稅ヲ課スルコトヲ得ズ但シ内務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
第四十八條ノ三 特別ソ必要アル場合ニ於テハ營業院ノ課稅標準ニ關シテハ營業ノ種類ヲ限リ内務大臣ノ許可ヲ受ケ第四十八條ノ規定ニ依ル純益ノ外他ノ標準ヲ併セ用ヒ又ハ第四十八條ノ規定ニ依ル純益ニ依ラザルコトヲ得  
前項ノ場合ニ於テモ第七條第一項ノ規定ハ其ノ適用ヲ妨ゲラルルコトナシ  
第四十八條ノ四 地租、家屋稅又ハ營業稅ノ賦課率ガ夫々地租、家屋稅又ハ營業稅ノ標準試課率(地租ニ付テハ百分ノ十・五、營業稅ニ付テハ百分ノ七・五ヲ謂フ以下同ジ)ヲ超ユルトキハ内務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ左ニ掲タル場合ニ於テ賦課率ガ各種標準試課率ノ一・二倍ヲ超エザルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
一 災害應急費、災害復舊費、傳染病豫防費及國營事業費負擔金ニ充ツル爲借入タル負債ノ元利償還ノ爲費用ヲ要スルトキ  
二 災害應急又ハ復舊ノ爲費用ヲ要スルトキ  
三 傳染病豫防ノ爲費用ヲ要スル前條第一項ノ場合ニ於テ適用スベキ營業稅ノ賦課率ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ内務大臣ノ許可ヲ受  
トキ  
カヘシ

第四十八條ノ五	地租、家屋税及營業稅(第四十八條ノ三第一項ノ規定ニ依ル營業稅ヲ除ク)ノ賦課率ノ各標準賦課率ニ對スル割合ハ同府縣ニ於テ之ヲ同一ト爲ス シ但シ負擔ノ均衡上特に必要アルトキハ此ノ限ニ在ラズ
第四十九條	鑛區稅ハ鑛區及砂礦區ニ對シ其ノ所在ノ府縣ニ於テ其ノ鑛業權者(砂鑛權者ヲ含ム)ニ之ヲ課ス
第五十條	鑛區稅ハ左ニ掲タル賦課率ニ依リ之ヲ課スベシ但シ内務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
第五十一條	一 試掘鑛區 面積千坪每ニ二圓 二 採掘鑛區 面積千坪每ニ二圓 三 砂礦區 延長一町每ニ二圓 河床ニ非ザルモノ 面積千坪每ニ二圓
第五十二條	第五十條第一項中「二十畝以上ノ船舡」の下に「又ハ其ノ取得」を、「所有者」の下に「又ハ取得者」を加え、同條に次の一項を加える。 左ニ掲タル船舶ノ取得ニ對シテハ船舶稅ヲ課スルコトヲ得ズ 一家齋相續又ハ遺產相續ニ因ル船舶ノ取得
第五十三條	二 法人ノ合併ニ因ル船舶ノ取得第五十條第四項ノ規定ハ前項ノ自動車ノ取得ニ對スル自動車稅ノ課稅ニ付之ヲ准用ス 第五十四條ノ二 軌道稅ハ軌道法又ハ地方鐵道法ニ依リ敷設シタル軌道又ハ地方鐵道ニ對シ其ノ所在ノ府縣ニ於テ其ノ所有者ニ之ヲ課ス



二十（第八十五條ノ五ノ獨立税ニ付テハ百分ノ三十トス。

第八十五條ノ八中「區ノ存スル區域ニ於テハ茲ニ特別市ハ」に改める。域ニ於テハ茲ニ特別市ハに改める。

第八十五條ノ九を削る。

第八十五條ノ十中「區ノ存スル區域ニ於テハ茲ニ特別區ノ存スル區域ニ於テハ茲ニ特別市ハ」に改め、同條を第八十五條ノ九とする。

第八十五條ノ十一中「東京都ノ區」を「東京都ノ特別區」に、「區稅」を「特別區稅」に改め、同條を第八十五條ノ十とする。

第八十五條ノ十二第一項中「區」を「特別區」に改め、同條を第八十五條ノ十一とする。

第八十五條ノ十三第一項中「區稅」を「特別區稅」に改め、同條第二項中「區、區長、區所屬ノ官吏、區所屬ノ都吏員若ハ區吏員、區會又ハ區係例」を「特別區、特別區長、特別區所屬ノ都吏員若ハ特別區吏員、特別區會又ハ特別區係例」に改め、同條を第八十五條ノ十三とする。

第八十五條ノ十四中「區ノ區稅茲」並「東京都ノ區」を「特別區ノ特別區稅」に改め、同條を第八十五條ノ十四とする。

第八十六條中「勅令」を「政令」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、官吏、府縣制、府縣事會、東京都長官、北海道廳長官及び東京都の区並びに特別市に係る改正規定は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

この法律は、昭和二十二年度分の地方稅（法人に対する營業稅について）は、昭和二十二年四月一日以後に終了する事業年度又は同日以後における合併若しくは解散に因る分から、これを適用する。

昭和二十一年度分以前の地方稅に關しては、なお從前の規定による。

土地及び家屋について一般に賃貸價格の改定されるまでは、地租及び地租附加稅並びに家屋稅及び家屋稅附加稅の標準賦課率については、第四十八條ノ四第一項、第五十八條及び第八十五條ノ二の規定にかかわらず、地租及び地租附加稅に關してはその三倍以内、家屋稅及び家屋稅附加稅に關してはその二倍以内において、命令を以て別段の定をなすことができる。

減租定期、免租定期地その他地租法その他の法律により、一定の期間賃貸價格に關し特別の取扱をなす旨の定のあつた土地で土地帳法により賃貸價格を設定若しくは修正すべきもの及び家屋稅法により賃貸價格を定めない旨の定のあつた家屋又は家屋帳法により賃貸價格を決定すべきものについて、この法律施行の前項の規定により分與べき分與稅の額は、前年度において徵收した所得稅及び法人稅の百分の二十四・八六並びに入場稅の百分之三十一・三八を以て、分與稅とする。

第三條 每年度分として分與すべき分與稅の額は、前年度において徵收した所得稅及び法人稅の百分の二十四・八六並びに入場稅の百分之三十一・三八とする。

前項の規定により分與すべき分與稅の額が前年度における分與稅の額の百分の百十を超過したときは、その超過額は、これを當該年度において分與すべき額から減額することができる。

第一項の規定により分與すべき分與稅の額が前年度における分與稅の額の百分の九十に不足するときは、その不足額は、これを当該年度において分與すべき額に増額する。

第三條 第一項の額が前年度における分與額を超過し、且つ、その百分の百十に不足する場合は、前年度における分與額の全部又は一部を一部超過する額の全部又は一部である。

二 第三條第三項の場合においては、前年度における分與額の百分の九十に不足する額の全部又は一部は、前年度における分與額から減額する。

二 第三條第三項の場合においては、前年度における分與額の百分の九十に不足する額の全部又は一部は、前年度における分與額から減額する。

三 第三條第一項の額が前年度における分與額を超過し、且つ、その百分の百十に不足する場合は、前年度における分與額の全部又は一部を一部超過する額の全部又は一部である。

四 当該年度における分與稅の收入見込額が第三條第一項の額に不足する場合においては、その不足額の全部又は一部を一部超過する場合においては、その超過額の全部又は一部である。

五 当該年度における分與稅の收入見込額が第三條第一項の額に不足する場合においては、その不足額の全部又は一部を一部超過する場合においては、その超過額の全部又は一部である。

六 第六條 地方分與稅分與金特別会計法第四條の規定による借入金の元利償還上必要があるときは、當該年度における分與稅の分與額を減額することができる。

第七條 分與稅は、左の区分により、道府縣及び市町村に対して、これを分與する。

一 道府縣分與稅

二 市町村分與稅

三 市町村分與稅額の百分の六十七

四 分與稅總額の百分の三十三

### 第三章 市町村分與稅

#### 第一節 通則

##### 第二節 大都市分與稅、都市分與稅及び町村分與稅

##### 第三節 特別分與稅

#### 第四章 補則

##### 第一章 総則

##### 第二條 地方分與稅（以下分與稅と謂ふ）

##### 第三條 所得稅及び法人稅の徵收額の百分の二十三・八六並びに入場稅の徵收額の百分の三十一・三八を以て、分與稅とする。

##### 第四條 入見込額が前條第一項の額を超える場合には、その超過額の全部又は一部

##### 第五條 地方財政の情況上必要があるときは、第三條の規定により分與稅の額から、左の各号の一に定める額を減額することができる。

##### 第六條 分與稅は、毎年度四回に分けて、これを交付する。

##### 第七條 第二章 道府縣分與稅

##### 第八條 分與稅の分與額は、前年度の現在により、各道府縣及び市町村について、これを算定する。

##### 第九條 前項の期日後において、道府縣又は市町村の廢置分合又は境界変更があつた場合には、当該道府縣又は市町村に対する分與稅の分與額は、命令の定めるところにより、これを変更することができます。

##### 第十條 道府縣分與稅は、これを第一種分與額乃至第四種分與額に分け、第一種分與額及び第二種分與額は道府縣の課稅力を標準として、第三種分與額は道府縣の財政需要を標準とし、第四種分與額は特別の事情がある道府縣に対しその事情を考慮して、これを分與する。

##### 第十一條 第一種分與額乃至第四種分與額は、それぞれ道府縣分與稅額の百分の四十五・百分の五・百分の四十五及び百分の五とす。

##### 第十二條 第一種分與額は、第一單位稅額が道府縣第一標準單位稅額に不足する道府縣に対し、その不足額に当該道府縣の人口を乗じた額に按分して、これを分與する。

##### 第十三條 第一種分與額は、第一單位稅額を、當該道府縣の標準賦課率で算定した三受益稅額（地租額、家屋稅額及び營業稅額をいう。以下同じ。）から、災害土木費負債額の七分の一を控除した額を、當該道府縣の標準賦課率で算定した三受益稅額に道府縣分與稅額の百分の九十九を加えた額から、全道府縣の災害土木費負債額の七分の一



都々人口は、当該大都市、都市又は町村の人口にそれぞれ九十万、四万五千又は三千を加えたものとする。

第二十八条 前三條の規定による大都市分與税、都市分與税又は町村の人口で除した額及び当該大都市、都市又は町村の第三單位稅額の合算額が、大都市第三標準單位稅額又は町村第三標準單位稅額のそれぞれ一倍半、一倍又は二倍を超過する大都市、都市又は町村につては、その超過額に当該大都市又は町村の人口を乗じた額を、分與稅の分與額から減額する。

第三十九條 前條第一項の規定により減額した額は、これを特別分與稅に加える。

第三十條 特別分與稅は、特別の事情がある大都市、都市及び町村に對し、その事情を考慮して、それを分與する。

第三十一條 特別分與稅の分與方法は、命令の定めるところによる。

第三十二條 東京都は、道府縣分與稅の分與に関しては、その全區域

について、市町村分與稅の分與に関する事項について、政府の諮詢に依るため、地方分與稅委員会を置く。

第四章 補則

第三十三条 この法律の適用について、伊豆七島に關しては、命令で別段の定をなすことができる。

第三十四条 第二十二条、第十三條、第十六條、第十九條、第二十条及び第二十五条乃至第二十八條の人

類は、政令でこれを定める。

第三十五条 この法律に定めるもの外、分與稅に關し必要な事項

は、命令でこれを見定める。

附則

第一条 この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、附則

第十四条の改正規定中予算、帝國議会及び勅令に關する部分は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

この法律は、昭和二十二年度分から、これを適用する。

昭和二十一年度以前の地方分與稅については、なお從前の規定による。

第二條 第二條中百分の二十三・八六とあるのは、昭和二十二年度においては百分の二十九・三〇とする。

第三條 第三條第一項中百分の二十九・三・八六とあるのは、昭和二十二年

度においては百分の八八十一・八六、昭和二十三年度においては百分の九十四・九九、昭和二十四年においては百分の二十三・七九とする。

第三條第一項中入場稅の百分の二・八六とあるのは、昭和二十二年

度においては百分の百六十一・二三、昭和二十四年においては百分の百六十一・二三、昭和二十二年

度においては入場稅及び遊興飲食稅の百分の二百二十一・八五、昭和二十三年度においては百分の百六十一・二三、昭和二十四年においては百分の二百二十一・八九・三〇とする。

第四條 当分の間、道府縣分與稅は、第一種分與類乃至第四種分與類の外に第五種分與類を設け、戰災に因り稅收入の減少した道府縣

に對し、その減收額を標準として、これを分與する。

第五種分與類は、道府縣分與稅の半額を控除した額と読み替えるものとする。

第八條 臨時特別分與稅は、戰災後足額に接分して、これを分與する。

第九條 当分の間、第二十八條第一項中「前二條の規定による大都市分與稅、都市分與稅又は町村分與稅の額」とあるのは、「前二條の規定による臨時特別分與稅又は町村分與稅の額」である。

第十條 前條の大都市特別標準單位稅額、都市特別標準單位稅額又は町村特別標準單位稅額は、臨時特別分與稅の大都市分與稅、都市分與稅又は町村特別標準單位稅額と読み替えるものとする。

第十一條 附則第五條及び第八條の戦災前稅額及び戦災後稅額並びに前條の人口は、命令の定めるところによる。

第十二條 昭和二十二年度及び昭和二十三年度に限り、第八條第一項中「前年度初日」とあるのは、「當該年度初日」と読み替えるものとする。

衆議院議事速記録第二十號 所得稅法を改正する法律案外六件 第一讀會

官報號外 昭和二十二年三月十九日

第三十條 特別分與稅は、特別の事情がある大都市、都市及び町村に對し、その事情を考慮して、それを分與する。

第三十一條 特別分與稅の分與方法は、命令の定めるところによる。

第三十二條 東京都は、道府縣分與稅の分與に関しては、その全區域

について、市町村分與稅の分與に関する事項について、政府の諮詢に依るため、地方分與稅委員会を置く。

第四章 補則

第三十三条 この法律の適用について、伊豆七島に關しては、命令で別段の定をなすことができる。

第三十四条 第二十二条、第十三條、第十六條、第十九條、第二十条及び第二十五条乃至第二十八條の人

類は、政令でこれを定める。

第三十五条 この法律に定めるもの外、分與稅に關し必要な事項

は、命令でこれを見定める。

附則

第一条 この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、附則

第十四条の改正規定中予算、帝國議会及び勅令に關する部分は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

この法律は、昭和二十二年度分から、これを適用する。

昭和二十一年度以前の地方分與稅については、なお從前の規定による。

第二條 第二條中百分の二十三・八六とあるのは、昭和二十二年

度においては百分の八八十一・八六、昭和二十三年度においては百分の九十四・九九、昭和二十四年においては百分の二十三・七九とする。

第三條 第三條第一項中入場稅の百分の二・八六とあるのは、昭和二十二年

度においては百分の百六十一・二三、昭和二十四年においては百分の百六十一・二三、昭和二十四年においては入場稅及び遊興飲食稅の百分の二百二十一・八五、昭和二十三年度においては百分の百六十一・二三、昭和二十四年においては百分の二百二十一・八九・三〇とする。

第四條 当分の間、道府縣分與稅は、第一種分與類乃至第四種分與類の外に第五種分與類を設け、戰災に因り稅收入の減少した道府縣

に對し、その減收額を標準として、これを分與する。

第五種分與類は、市町村分與稅の百分の二十以内における

稅總額の百分の二十以内における

當分の間、第十九條第一項中「市町村分與稅總額の百分の四十」とあるのは、「市町村分與稅總額の百分の四十五から臨時特別

與稅の半額を控除した額」と読み替えるものとする。

第八條 臨時特別分與稅は、戰災後足額に接分して、これを分與する。

第九條 当分の間、第二十八條第一項中「前二條の規定による大都市分與稅、都市分與稅又は町村分與稅の額」とあるのは、「前二條の規定による臨時特別分與稅又は町村分與稅の額」である。

第十條 前條の大都市特別標準單位稅額、都市特別標準單位稅額又は町村特別標準單位稅額は、臨時特別分與稅の大都市分與稅、都市分與稅又は町村特別標準單位稅額と読み替えるものとする。

第十一條 附則第五條及び第八條の戦災前稅額及び戦災後稅額並びに前條の人口は、命令の定めるところによる。

第十二條 昭和二十二年度及び昭和二十三年度に限り、第八條第一項中「前年度初日」とあるのは、「當該年度初日」と読み替えるものとする。

衆議院議事速記録第二十號 所得稅法を改正する法律案外六件 第一讀會

官報號外 昭和二十二年三月十九日

第三十六條第二項中「政令」とあるのは、日本國憲法施行の日までは、「勅令」と読み替えるものとする。

第三條中「地租、家屋稅及營業稅」を「地方分與稅」に、「還付稅及配付稅」を「地方分與稅」に改める。

以上の趣旨に基きまして、所得税はこれを租税体系の中権といたし、一定額以上の所得を有する個人に對しましては、その権税力に應じまして適當な課税を行い、これにより租税收入の根幹を形成せしめることとしたのであります。法人税及び特別法人税につ

現在の課税方法は、前年の所得によつて税額を定め、政府がこれを告知することになつてゐるのであります。が、今回これを改めまして、その年の所得によつて税額を定め、納稅者がその所得によつてみずから税額を計算して納稅する豫算申告納稅制度を採用

に分納し、その年の確定所得に對する  
税額との差額は、これを翌年一月に納  
付することとしたとしておるのであります。  
但し勤勞所得及び配當利子所得等  
につきましては、現在通り支拂のつ  
ど、源泉において支拂者が一定の税額  
を徵收することとしたとしておのである

により、三収益税額に改正前の地方分與稅法及び地方稅法の規定による還付稅額及び國稅附加稅額を加え、第十三條第二項の第二單位

算」に、「歲入歲出ノ總豫算」を「一般會計ノ豫算」に、「帝國議會」を「國會」に改める。

きましては、個人に對する課税との權衡上、必要な改正を行うこといたしましたのであります。しかして酒税その他の消費税及び流通税につきましては、

用したのであります。  
しかしして所得税改正の根本のねらいの一つは、納税者の負担を現下の実情といかに適合させるかということでお

ります。  
次に法人税について申し上げます。

税額及び同様第三項の道府県第二  
標準単位税額の算定については、  
命令の定めるとするにより、普通  
税額から改正前の地方税法の規  
定による國稅附加税額を控除する  
ことができる。

附則第二項乃至第五項を次のよう  
に改める。  
昭和二十一年度分以前の地方分  
與税ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

物價事情の變動、その他各般の情勢の推移に即應いたしまして、各税にわたる相當の増徵を行つ一方、物品税につきましては、現在といたしましては、課税上不適當と認められる一部の税率につき、改正の如き等、所要の改定を以て

ります。これにつきましては、所得及び生計費の實情並びに財政の需要等、各般の事情につき慎重に考慮を重ねました結果、その年一年間を通じて計算した課税所得金額に對し、最低百分の

して、その負担が實情に適せず、産業の再建に必要な法人の企業活動の促進を妨げたい懸念がありますので、今回その税率を相當程度引下げることいたしましたのであります。また本税においては

政府委員（北村徳太郎君）たゞいき  
題と相なりました所得税法を改正す  
法律案ほか四法律案につきまして、  
法案理由の御説明を申し上げます。  
政府は最近における國民經濟の推  
進、中央及び地方の財政事情、地方自治

の引受けを仰ぐ等、所要の改正を乞ふたのでござります。このほか地方税制制度の改正に關連いたしまして、地方財政の確立及び適切なる地方應益負擔の實現に資する等のため、地租、家屋税、營業税、鑛區稅及び遊園飲食税は、これと他方ニ委譲することといたしてこの

二十ないし最高百分の七十五の超過累進税率により、税額を定めることとしたのであります。基礎控除及び扶養家族控除につきましては、相當大幅にこれを引き上げまして、納税者ごとに年四千八百圓の基礎控除を認めまする

きましても、全面的に申告納稅制度を採用し、所得の發生後、速やかに法人がみずからその稅額を計算して納稅することに改めたのであります。なお特別法人稅につきましても、申告納稅制度を採用することいたしました。

單位稅額の算定について、命令等の規定によると、三收益稅額の算定するところにより、加稅額に改正前後の地方稅法の規定による國稅附則稅額を加え、第十九條第四項の大都市、都司又は町村の第三平均單位稅額、同條第五項の市町村第二種標準單位稅額、第六條第二項の第二單位稅額及び

度の改正等に鑑みまして、現行の検査規則に改正を加える必要を認めまして、調査會を設ける等、その準備を進めておりましたのであります。この上、その成案を得ましたので、こゝに案する運びと相なつた次第であります。

は、民法の改正に伴う所要の改正を行  
うとともに、各般の状況に鑑みまし  
て、その課税を相當強化する必要を認  
めておる次第でありますて、數日中に  
その改正案を提案することいたして  
おるのであります。

ほか、扶養家族を有する者につきましては、家族一人ごとに税額で年三百四十四圓の控除を認めることといたし、小額所得者及び扶養家族を擁する者の實際負担を緩和いたした次第であります。特に勤労所得者につきましては、その課税率を考慮いたしまして、最高

次に酒税につきましては、財政の現状及び酒類消費の状況等に照し、この際各種酒類について相當大幅の税率の引上げを行はるほか、料理店等において消費される業務用の酒類につきましては、一般の酒税のはかに、相當額の加算税を徴収することとし、これらによ

位稅額、都市第二標準単位稅額又は町村第二標準単位稅額の算定については、命令の定めるところによつては、普通稅總額から改正前の地方稅法の規定による國稅附加稅額を控除することができる。

第十四條 地方分與稅分與企特別會計法の一節を次のように改正す

今回の税制改正にあたりましては、  
額による財政需要の現状に對應いたしまして、  
まして、その収支の均衡をはかるた  
租税收入を確保するとともに、國民  
済の實情に即應いたしまして、負擔  
公正を期し、併せて租税の民主化及  
稅制の簡易平明化をはかり、もつて  
下當面する財政經濟の再建に資する  
といたしたのであります。

次に、各税に關する改正の大綱について申上げます、まず所得税であります。租税負擔の適正及び納稅の簡易化等をはかるため、現行の分類所得税及び綜合所得税を兩建とする課稅制度は、これを廢止いたしまして、個人に對しましてはすべての所得を總合して、一本の超過累進稅率により課稅することといたしたのであります。また

六千圓の限度において、その勤労にによる生ずる收入金額の二割を控除して課税することといたしましたのであります。所得税の納稅方法につきましては、原則として申告納稅の方法によることいたし、一定の勤労所得者以外の納稅者は、毎年四月にみずからその年の所得額を清算し、その確定税額の四分の一ずつを、毎年四月、七月及び十月

酒税以外の消費税及び流通税におきましては、現在從量課税をいたしておられます。清涼飲料税、砂糖消費税及びマツチその他に對する物品税につきましては、今回相當程度の税率の引上げをいたしました。また定額税たる登録税の一部、印紙税、骨牌税及び狩猟免

許税並びに有價證券移轉税及び取引所税のうち取引税の一部につきましては、相当程度の税率の引上げを行なうことをいたしております。最近の利用入場税につきましては、最近の利用の状況等に鑑みまして、その税率を一本とし、相當の増徴をはかることとしたのであります。他方從價課税をいたしております物品税の大部分につきましては、相當程度の税率の引下げを行い、また織物消費税につきましては、下級織物に對して輕減税率を適用する範圍を擴張する等の改正を行なっております。經濟情勢の變動に伴う租税負擔の適正を期しておる次第であります。

なお今回別途實施せらるべき地方税制度の改正に對應いたしまして、前に述べましたごとく地租、家屋税、營業税、鑑區税及び遊興飲食税を地方税として委譲することといたしました。但し地方税たる地租及び家屋税の課税標準たる貢賃價格は、その均衡の適正を保たんとするにあつてはかり、併せて土地及び家屋の状況を國において明確に把握するため、この際土壟法及び家屋臺帳法を制定し、現在通り税務署において土地臺帳及び家屋臺帳を備え、土地及び家屋に關し必要な事項を登録することといたしました。

今回の税制改正によりまして、租税及び印紙收入の國庫收入額は、近く改正法律案が提出される豫定の相續税の收入額をも含めまして、平年度において約六百七十二億四千三百萬圓、初年度たる昭和二十二年度において約六百九十五億一千四百萬圓に達する見込であります。その各税につきまして、初年度の收入額で申し上げますれば、直

接税は約四百六十六億八千三百萬圓であります。全體の六割七分二厘に當り、間接税は約百九十一億七千萬圓であります。その他の諸税は約三十六億六千五百圓であります。全體の五分二厘に當ります。しかしながら、直接税のうち、所得税の收入額は、初年度において約四百十三億四千八百萬圓に達し、租税收入總額の五割九分四厘に當る見込みであります。國税の重點は所得税にかゝつておるめであります。

この際申し上げたいことは、今回直接税の各税にわたり割合的なる申告納稅制度を採用したのであります。これが成否は一に全國民の協力にまつて、國稅の地方政府に關する事項であると、國稅の地方委譲が熱心に課税を希望しております。すなわち地方財源はきわめて窮乏した狀況にありま

す。しかし特に遊興税と言えないようことは穩當であります。すなわち地方財源から除外せんとする事項ではあります。そこで、物價の高騰に伴う物件費、工事費の増、職員待遇改善費の増、各種制度の改正に伴う經費の増等を含むとともに、地方分與稅法の全部を改正することといたした次第であります。

改正の第二は、法定獨立稅目的擴張に關する事項であります。すなわち地

方財源はきわめて窮乏した狀況にありますので、地方團體が熱心に課稅を希望しております。独立稅のうち、あまり無理のない稅は、廣く法定稅目的うち

に取入れることとし、一々主務大臣の許可を受ける煩瑣な手數を経ないで、自由に課稅し得るような途を開いております。

改正の第一點は、還付稅制度の廢止と、國稅の地方委譲に關する事項であります。それは、各般の事情により、議會提出の時期がはなはだ遅れまして、遺憾にたえず、速やかに協賛を與えられんことを切望する次第であります。(拍手)

○議長(山崎猛君) 内務大臣植原悅二郎君。内務大臣植原悅二郎君。

(國務大臣植原悅二郎君登壇)

國務大臣植原悅二郎君、たゞいま議題となりました地方稅法の一部を改正する法律案及び地方分與稅法を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

現行地方稅制は、昭和十五年の國稅、地方稅を通する稅制の根本改正の結果制定せられたるものに、その後若干の小改正が加えられたものであります。これが新憲法の精神とする地方

自治強化の趣意に副い、かつ地方財政の現況に即應するものとするために接稅は約四百六十六億八千三百萬圓であります。しかしこれに對しましてまで課稅することは、再び國稅、地方稅を通する稅制の根本改正を必要とする事ととなつたのであります。これがため今回は、第一に地方所要財源の充足、第二に自立的

地方財政の確立、第三に稅種間負擔均

衡の是正、第四に地方財政調整の適正化の四つを目標といたしまして、地方稅法の根本に觸れてその一部を改正す

る事項であります。すなわち地

方財源はきわめて窮乏した狀況にありますので、地方團體が熱心に課稅を希望しております。独立稅のうち、あまり無理のない稅は、廣く法定稅目的うちに取入れることとし、一々主務大臣の許可を受ける煩瑣な手數を経ないで、自由に課稅し得るよう前途を開いております。そこで、物價の高騰に伴う物件費、工事費の増、職員待遇改善費の増、各種制度の改正に伴う經費の増等を含むとともに、地方分與稅法の全部を改正することといたした次第であります。

改正の第二は、法定獨立稅目的擴張に關する事項であります。すなわち地

方財源はきわめて窮乏した狀況にありますので、地方團體が熱心に課稅を希望しております。独立稅のうち、あまり無理のない稅は、廣く法定稅目的うち

に取入れることとし、一々主務大臣の許可を受ける煩瑣な手數を経ないで、自由に課稅し得るよう前途を開いております。すなわち地

方財源はきわめて窮乏した狀況にありますので、地方團體が熱心に課稅を希望しております。独立稅のうち、あまり無理のない稅は、廣く法定稅目的うち

に取入れることとし、一々主務大臣の許可を受ける煩瑣な手數を経ないで、自由に課稅し得るよう前途を開いております。すなわち地

したのであります。その三は、市町村分與稅を大都市、都市、町村の三プロックに分割する際も、課稅力の著しく高いプロックには、分與稅の分與額を制限せんとするものであります。

以上、地方稅法の一部を改正する法律案及び地方分與稅法を改正する法律案の大要について御説明申し上げたのあります。何とぞ慎重御審議の上、御協賛あらんことをお願いいたします。(拍手)

○議長(山崎猛君) 質疑の通告があります。(これを許します。奥村又十郎君)

〔奥村又十郎君登壇〕

○奥村又十郎君 私は日本社會黨を代表いたしまして、たゞいま上程の稅制改革に關する諸法案につきまして、大臣に御質疑をいたしたいと存じます。

大蔵大臣はたゞいま事情によつておいでございませんので、代るべき政府委員の方から御答辯願いたいと思います。

われ／＼はかねてから、この昭和十二年度の豫算につきまして、その收支の適合をいかにはかるか、戦後處理その他の事情によつて莫大な歳出を――昨年とは違いました、今年度は財產稅の收入がありませんから、この莫大な歳出をいかに補うかということについて、非常な懸念をもつておつたのであります。ところが今回ともかくにも一應のつじつまを合わせて豫算案を提出されました。大蔵大臣は、これによつてインフレは抑え得るといふことを強調しておられるのであります。はたしてしかば、この豫算案の基盤であるところの歳入の見積り――現

入の見積りが、はたしてこれ確實なものであるかどうかということをお尋ねいたしたいと思うのであります。

まず租稅收入の六〇%を占めるところの所得稅收入について伺いたいと思

います。これは四百十一億見込んであります。昨年度と比べますと、昨年度は八十六億を見込んでおつたのでありますから、約五倍の増收をとりますから、これが四十五億見込んであります。これは三百三十億の所得稅收入になります。こ

れでありますから、これを合しまして、三百三十億と比較いたしましても、今年度の所得稅收入見積りは、約その三倍の増收を見込んでおるのであります。この厖大な所得稅收入の課稅の對象は、はたして昨年度あるいは一昨年度の国民所得と比べて殖えるかどうか。私はむしろ多少とも減るのではないかと考へます。だから、これが二〇%に止まつたとしても、大口所得者が激減したりによります。いま一つは税率が非常に輕減されております。これを

昨年度に比較いたしますと、昨年度は

分類所得稅、總合所得稅の二本建になつております。たとえば一萬圓超の場合については、分類所得稅二〇%、總合所得稅三五%、合計五五%になつております。ところが今回は、一本建の所得稅で、わずかに二五%に止まつております。また三千萬圓超の場合を合しますれば九二%ないし九七%に減らしておられます。また所得が細分化されてしまつて、大蔵大臣は、今年度はわざかに六五%に止まつておられます。

もう一つは、大蔵大臣は、今回の豫算課稅あるいは申告納稅制度によつて、いままで捕捉されなかつた所得が捕捉され、これによつて稅收入が殖えると言われるかもしれません。しかしこれはあまりにも甘い考え方であると思ひます。これは後ほど申し上げてみたところが健全財政を強調されるならば、その基礎であるところの、特にこの所得稅收入の見積りについて、國民に納得のいくよう簡明説明を賜わりたい

次に豫算課稅申告納稅制度についてお伺いたしたいと思うのであります。從前は、その稅率は、昨年度の總合所稅の稅率にほぼひとしいものをもつて稅率といたしております。従つて分類所得稅を今回一本の所得稅に改めます。第二番目に、昨年度までは終戦當時のストックがあり、そのストックを食いつないで、經濟活動が細々ながら行われてきておりましたが、本年度に至つて、既にそのストックはほとんど底をついておられます。また生産再開は、未だに軌道に乗つておられません。

これらを考慮すれば、經濟活動は昨年よりも盛んになるということは考えられないと思います。また第三に、賃價撤去等によつて、相當今後においても見通しが變つて来るだろうと思うのであります。

これらを考慮すれば、經濟活動は昨年よりも盛んになるということは考えられないと思います。

これらを考慮すれば、經濟活動は昨年よりも盛んになるということは考えられないと思います。また第三に、賃價撤去等によつて、相當今後においても見通しが變つて来るだろうと思うのであります。

これらを考慮すれば、經濟活動は昨年よりも盛んになるということは考えられないと思います。また第三に、賃價撤去等によつて、相當今後においても見通しが變つて来るだろうと思うのであります。

これらを考慮すれば、經濟活動は昨年よりも盛んになるということは考えられないと思います。また第三に、賃價撤去等によつて、相當今後においても見通しが變つて来るだろうと思うのであります。

これらを考慮すれば、經濟活動は昨年よりも盛んになるということは考えられないと思います。

想が發達しておるといふことが眞本條件であらうと思うのであります。ところがわが國民は、憂急ながらまだ納税思想がそこまで發達してきておらぬい。  
たゞえは今日までの實績課稅の場合にいたしましても、既に所得が確定しておることでさえも、その申告がなか／＼誠實に行わねがたい。納稅者の申告によつて、稅務署がそのままこれが受け入れるということは少がつた。また現に今年の一月に實施されました暫定所得稅につきましても、その申告期日において、申告書がほとんどまだ提出されなかつた稅務署が多かつたのであります。アメリカがこの算定課稅制度をとりましたのは、一九四三年であります。これはアメリカ國民が最も戦意が昂揚し、この納稅によつて戦に勝つのだという納稅思想が最も高まつておつた時にこの制度をとりましたがために、成功したのであろうと思ふのであります。今日わが國が、敗戦後思想が混亂し、道義が頽廢しておるこの際において、この制度をとるということは、非常に危険なことであり、困難なことであります。これに對して政府はいかなる覺悟と御用意があるか、お伺いいたしたいのであります。

の公開をいたしません。たゞ時に税務署に聽きに來た場合には知らせるるといふ程度であります。特に個人的な事情のある大でない限り、わざ／＼税務署に行つて、他人様の所得を調べる人は少からう。またかりに第三者が通報した場合、その通報が誤つておるなら、三年以下の懲役、あるいは罰金を科するといふことに規定されております。他人様のことを通報するのでありますから、悪意がなくとも、あるいは間違つておることがないとも限らぬ。間違つた場合には嚴罰に處するという條文を入れておりますが、この條文の入れば方について、悪意がなかつたら、多少間違つておつても、これは罰してはならぬと思う。眞にこの第三者通報制度に眞に付得度を活用するなら、もう少しこの條文の書き方があると思うのであります。この條文の書き方を見まして、人臧料専門でも、第三者通報制度に眞に付得度を伺いたいと思うのであります。すなはち今聞く所徴調査委員會、あるいは実査委員會は廢止になります。從來のことわらの調査會、委員會は、納稅者の側に立つてなるべく稅を軽減させる側に立つて活動いたしておつたのであります。するから、これの廢止は結構であります。しかしこちらの考え方とは全然趣を変えまして、民主的な協力機關、あるいは監督機關はぜひ必要であると考えます。

税務署を単位といたしまして、國民各階層、職業あるいは政黨代表、あるいは勞農聯合の代表を入れまして、常設の委員會をつくりまして、これが税務署の監督に協力をし、また税収入の確定を監督する。こういうふうにいたしたいと思ふのであります。

その目標は、今日インフレに際してどうしても健全財政の確立が本筋であります。これがためには、税収入の確保が根本であります。これは官廳のみ任せておく仕事ではない。國民全般が協力すべきである。もし所得を隠さなければならぬ。また課税の公正を期さなければならぬ。いま一つは、これら委員會の活動によつて、國民の納稅思想を普及発達させねばならぬと考へる所以である。また課税の公正を期さなければならぬ。また課税の公正を期さなければならぬ。いま一つは、これら委員會の活動によつて、國民の納稅思想を普及発達させねばならぬと考へる所以である。また課税の公正を期さなければならぬ。また課税の公正を期さなければならぬ。いま一つは、ぜひとも御考慮を願ひたいと思ひまして、大臣の御意見を伺ひたいのであります。

次に所得稅法第六十一条、法人稅法第四十六條、これは税務官吏は、所得稅あるいは法人稅に關する調査をするのであります。この委員會の設置についても、必要があれば、納稅義務者に取引のあるところの者についても、ぜひとも御考慮を願ひたいと思ひまして、大臣の御意見を伺ひたいのであります。

次に所得稅法第六十一条、法人稅法第四十九條によつて、體刑罰金等を科せられるということになつて、特に問題になりますのは、銀行の他の金融機關の問題であります。然來銀行その他金融機關におきましては、預金の秘密性を言い立てまして

税務署の調査には余裕はないことが多かつたのであります。また預金者に對して、むしろ合法的脱税の便宜を與えておつたことが多かつたのであります。こうしてこの銀行の非協力なことが多かつたために、税務の調査が完全に行われがたかつた。これは私から申し上げるまでもなく、大藏當局のよく知つておられるところであります。

従つてこの際、たゞいま申し上げたこの條文、規定に對し、銀行、金融機關が該當すれば、税務官吏がいつでもこれを調べることができるということを、この際はつきりしておいていたゞきたいと思うのであります。この點、たゞいま大藏御當局が、財華増強を口實として、預金の秘密性確保——金融業者などに強要せられまして、態度をはつきりいたしておりませんから、特に取立て、お伺いをいたしてお下次第であります。

時間がありませんから、最後に申し上げたいと思うのであります。政府がこれら今回の預算を實行されるいたしますれば、酒、タバコ、鹽、マッチ等、大幅に値上げされます。また鐵道、遞信等の特別會計が、獨立採算制をとるということになります。これら鐵道會計などは、特に昨年の十月においても、一箇月に三億圓も赤字を出している。現在十億圓以上も赤字を出しているのではないかと思いますが、これが獨立採算制となるならば、大幅に運賃あるいはその他種々なる官業の料金を引上げなければならぬと考えるのであります。また價格差額給金もとりやめるといふことになれば、米、石炭等の消費者價格も引上げられると運命になつております。これらの引

上げが必ず一般物價に影響し、貨幣も引上げられると思うのであります。

こうして大藏大臣は、物價暴騰に拍車をかけながら、財政の面からは通貨の膨脹は起らないから、インフレは抑えられると言わるのであります。大

藏大臣は、今からまだ三月ほど前の第

九十一議會において、通貨が千億に向

つて膨脹しておつたときには、通貨は膨

張するが、やみの物價は上つておらな

いから、インフレでないと言つた。今

はどうですか。物價は上つても、健

全財政で通貨は増えねから、インフレ

でないと言う……。

○議長(山崎猛君) 奥村君。——奥村

君。注意をいたします。各派交渉會の申合せ時間もありますから、簡単に願

います。

○奥村又十郎君(續) 止もう三分ほどお願いします。こういふうにして、大蔵大臣のお言葉は、いかようにでも變

轉自在に言うておられますか、國民生

生活はますく、窮乏のどん底に陥つてい

くのであります。

特に見逃してならないことは、今年度にはいつて、大蔵大臣の財政方針があ

ります。すなわち昨年の第九十議會あ

るは第九十一議會においては、大蔵大臣は、生産さえ進むならば赤字財政、も差支えない、國民經濟全體として百三十億の財產税を徴收しながら

本年度においては四百十一億になつて百億收入している。それでいよのうな意味の御質問であつたと思うのであります。そこ

に補給金をどんどん出す。中小工業者にも、うんと金融をする。こうして西

日本第三十億の財產税を徴收しなが

る。それで、そのままであると言われたのであります。そしてあるは石炭

も、一般會計、特別會計を合わせて、莫大な赤字財政をやつて來たのであり

ます。

ところが今年にはいつて、どういうことを言うておられるか。インフレは財政から起るんだ。健全財政を確立させねばならぬということでもつて、金融を引締め、しかも莫大な財政支出を増税によつて賄おうとしているの

であります。これは非常なデフレ政策であります。今後日本の復興は、中小工業者に依存しなければならぬ策であります。物の不足とともに、この金融の逼迫によつて、ほとんど生産は行わないのであります。かくして昨年度においては、大蔵大臣は生産を強調して、赤字財政を擁護し、今日は健全財政のために生産を願ひぬといややり方であります。この點、大臣の御見解をお伺いしたいと思います。(拍手)

○政府委員北村徳太郎君登壇) 「政府委員北村徳太郎君登壇」

○政府委員(北村徳太郎君) 奥村君の御質問に、簡単に要領をお答えいたし

たいと思います。

まず第一に、豫算に計上せられた税

収入というものが、これはどちらも過大

ではないかといやような御質問であつたと思うのであります。

まず第一に、豫算に計上せられた税

収入というものが、これはどちらも過大

ではないかといやような御質問であつたと思うのであります。

またと思うのであります。

また通り、たとえば所得税について申しますと、昨年度の八十六億が、

自然増收の結果、實際においては百五

十億收入している。こういう状態であ

りまして、今年のこの税の見込みにつ

いて、指掌的な立場に立つて、十分な指

握をなし得るようだ幾種を擴充強化

まして、すなわち労働所得につきましては千二百圓のベースにより、また農業所得につきましては五百五十圓の米價を基準にいたしまして、それによる融資を引締め、しかも莫大な財政支出を増税によつて賄おうとしているの

であります。これでは相當具

して推定いたしまして、昨年末ころの所得

の状況によつて推算をいたしたものであります。従いまして、これは相當具

體的に捕獲をいたしておりますので、決して見積りは過大でございません。

従つてこのたび豫算に計上されました税收入については、これは確實に徵收し得る確信をもつているということを

あります。お答え申し上げます。

それから次に申告制が突如としてで

きたが、これはどうもまずいのいやな

いかというような御意見であつたかと

お答え申し上げます。

思ひます。ところが、これは

結局のところ、國民の自覺に觀えて、御質問に、簡単に要領をお答えいたし

たいと思うのであります。

まず第一に、豫算に計上せられた税

収入というものが、これはどちらも過大

ではないかといやのような御質問であつたと思うのであります。

また通り、たとえば所得税について

申しますと、昨年度の八十六億が、

自然増收の結果、實際においては百五

十億收入している。それでいよのうな意味の御質問であつたと思うのであります。

この点は現在のところは相當に努力をしなければならぬ。今年度は、豫算に計上せられた税

収入といふもののが、これはどうも過大

たらしいこういうことを考へているのであります。

第二には、奥村君も仰せになりまし

たが、一つの協力機關を設けたらどうか。これは現在計畫をたしてあるところであります。これを非常なデフレ政

策であります。今後日本の復興は、

中小工業者に依存しなければならぬ

のであります。物の不足とともに、

この金融の逼迫によつて、ほとんどの生産は行わないのであります。かくして昨年度においては、大蔵大臣は生産を強調して、赤字財政を擁護し、今

のうちに設けまして、外側からも協力を受ける。内部の關係においては、

税務官署の増設、外部の關係においては、優秀なる税務協力員を設けまし

て、内外相呼應して、このせつかく實施しようといたします——またわれわれは、日本國民がこの申告税制とい

うものに必ず成功すると信じたいのであります。十分に親切なる指導をなす

ことによつて、これを可能にいたしましたが、こういうふうに考へてあるのであります。

それからお申告制が突如としてで

きましたが、これはどうもまずいのいやな

いかというような御意見であつたかと

お答え申し上げます。

思ひます。ところが、これは

結局のところ、國民の自覺に觀えて、御質問に、簡単に要領をお答えいたし

たいと思うのであります。

まず第一に、豫算に計上せられた税

収入といふものが、これはどちらも過大

ではないかといやのような御質問であつたと思うのであります。

いうようなことになつてはならない。貯金をしたがために祕密性が確保せられず、それが直ちに税の対象になる結果になり、ふところに入れた方がまるであります。これは申しますもので、こゝはわれくは大きな目的のために、預金の祕密性といふものを確保しながら、施しようといたします——またわれわれは、日本國民がこの申告税制といふものに必ず成功すると信じたいのであります。十分に親切なる指導をなすことによつて、これを可能にいたしましたが、こういうふうに考へてあるのであります。

それからお申告制が突如としてで

きましたが、これはどうもまずいのいやな

いかというふうな御意見であつたかと

お答え申し上げます。

思ひます。ところが、これは

結局のところ、國民の自覺に觀えて、御質問に、簡単に要領をお答えいたし

たいと思うのであります。

まず第一に、豫算に計上せられた税

収入といふものが、これはどちらも過大

ではないかといやのような御質問であつたと思うのであります。

まず第一に、豫算に計上せられた税

収入といふものが、これはどちらも過大

ではないかといやのような御質問であつたと思うのであります。

まず第一に、豫算に計上せられた税

収入といふものが、これはどちらも過大

ではないかといやのような御質問であつたと思うのであります。

まず第一に、豫算に計上せられた税

収入といふものが、これはどちらも過大

ではないかといやのような御質問であつたと思うのであります。

まず第一に、豫算に計上せられた税

収入といふものが、これはどちらも過大

申しますと、昨年度の八十六億が、

自然増收の結果、實際においては百五

十億收入している。それでいよのうな意味の御質問であつたと思うのであります。

まず第一に、豫算に計上せられた税

収入といふものが、これはどちらも過大

ではないかといやのような御質問であつたと思うのであります。

まず第一に、豫算に計上せられた税

収入

べき委員の選舉についてお詣りいたします。

○山口喜久一郎君 日程第一ないし第七の七案を括して、議長指名十八名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長(山崎猛君) 山口君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議の如く決しました。

日程第八及び第九は便宜上一括議題となす御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議の如く決しました。

#### 第四條 各大臣は、所部の職員の服務につき、これを統轄する。

第五條 各大臣は、主任の事務について、法律又は政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、案を具えて、内閣総理大臣に提出して、閣議を求めなければならぬ。

第六條 各大臣は、主任の事務について法律若しくは政令を執行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて総理廳令又は省令を発することができる。

総理廳令又は省令には、法律の委任がなれば、罰則を設け、又は議事を課し、若しくは権利を制限する規定を設けることができる。

第七條 各大臣は、主任の事務について、國の機關としての地方公共團體の長の法律に基いてなす行政事務に関しその長を指導監督することができる。若し、國の機関としての地方公共團體の長の措置が成規に違ひ又は権限を侵すものありと認めるときは、その措置を停止し、又は取消すことができる。

前項の規定は、地方公共團體の長の地方自治の本旨に基く法律に基いてなすその地方公共團體の事務に關しては適用しない。

第八條 各大臣の所管する部内に置くべき職員の種類及び所掌事項は、法律又は政令に別段の規定あるものを除くの外、從來の例によることとする。

第九條 内閣官房及び法制局は、政令の定めるところにより、内閣総理大臣の管理する事務を掌ることとする。

第十條 内閣官房及び法制局は夫々各大臣の管理する事務は、法律又は政令に別段の規定あるものを除くの外、從來の各省及び從來の大蔵の管理する外局で、これを掌る。

は、夫々内閣官房又は法制局の事務を統轄し、所部の職員の服務につき、これを指導監督する。

第一項の職員の外、内閣官房及び法制局に置くべき職員の種類及び所掌事項については、法律又は政令に別段の規定あるものを除くの外、從來の例による。

第十二條 第四條乃至第六條の規定を適用するについては、内閣官房及び法制局に係る事項は、これを内閣総理大臣の所掌事項とみなす。

第十三條 宮内府は、内閣総理大臣の所掌事項とみなす。

第十四條 総理廳、各省、内閣官房及び法制局には、法律又は政令の定めるところにより、所要の部局及び機関を置くこととする。

第十五條 宮内府長官は、内閣総理大臣の所掌事項とみなす。

第十六條 宮内府次官は、内閣総理大臣の所掌事項とみなす。

第十七條 宮内府第三級官員は、内閣総理大臣の所掌事項とみなす。

第十八條 宮内府第三級官員は、内閣総理大臣の所掌事項とみなす。

第十九條 宮内府第三級官員は、内閣総理大臣の所掌事項とみなす。

第二十條 宮内府第三級官員は、内閣総理大臣の所掌事項とみなす。

第二十一條 宮内府第三級官員は、内閣総理大臣の所掌事項とみなす。

第二十二條 宮内府第三級官員は、内閣総理大臣の所掌事項とみなす。

第二十三條 宮内府第三級官員は、内閣総理大臣の所掌事項とみなす。

第二十四條 宮内府第三級官員は、内閣総理大臣の所掌事項とみなす。

第二十五條 宮内府第三級官員は、内閣総理大臣の所掌事項とみなす。

第二十六條 宮内府第三級官員は、内閣総理大臣の所掌事項とみなす。

第二十七條 宮内府第三級官員は、内閣総理大臣の所掌事項とみなす。

第二十八條 宮内府第三級官員は、内閣総理大臣の所掌事項とみなす。

第二十九條 宮内府第三級官員は、内閣総理大臣の所掌事項とみなす。

第三十條 宮内府第三級官員は、内閣総理大臣の所掌事項とみなす。

第三十一條 宮内府第三級官員は、内閣総理大臣の所掌事項とみなす。

第三十二條 宮内府第三級官員は、内閣総理大臣の所掌事項とみなす。

第三十三條 宮内府第三級官員は、内閣総理大臣の所掌事項とみなす。

臣」に改める。

宮内府法案

第一條 宮内府法

事務及び政令で定める天皇の國事

に關する行爲に係る事務を掌り、

御璽國璽を保管する。

第二條 宮内府に左の職員を置く。

官内府長官

専任一人

二級

二級及び三級

付、儀式及び接待に関する事を掌る。

第十條 事務官は、上官の命を受け、事務を掌る。

第十一條 技官は、上官の命を受け、技術を掌る。

第十二條 宮内府には、政令の定められたところにより、所要の部局及び機関を置くことができる。

第十三條 宮内府は、内閣総理大臣の所轄とする。

この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

この法律は、内閣官房法施行の日から、これを施行する。

對應して、内閣に置かるべき内閣官房

及び法制局の組織を規定するとともに、第五に、任免については天皇の認

證を要する官を規定し、第六は、なお官吏の身分上の事項に關する手續についてましては、法律に別段の規定あるものを除くのほか、政令をもつてこれを定めることにいたしたのであります。

以上が、本案の大體の要點であるのであります。

行政機構及び公務員制度に關しましては、政府におきまして目下根本的に研究を進めております。この成果を得つて、本格的な法制を整備いたしたいと考えておるのであります。本案は概ね現状を基礎として、とりあえず必要な事項を規定せんとするものでありますから、この有効期間も一年を限つた次第であります。御審議の上に御賛を願いたいたします。

次に宮内府法案について、提案の理由を説明いたします。日本國憲法の施行とともに、從來國の一般行政とは別に内閣總理大臣の所轄する宮内府の系統でありましたところの、皇室關係事務を掌つておりました宮内省が、廢止せられることになりますので、これに内閣總理大臣の所轄する宮内府を設けることとし、その職權及び組織に關する事項を規定いたしますがために、この法案を立案いたしたものであります。

その内容のおもなる點は、第一には宮内府の権限を規定し、皇室關係の國家事務及び政令で定める天皇の國務に關する行爲に關する事務並びに御璽國璽の保管に關する事務を所掌する旨を規定いたしました。

第二は、宮内府の職員として長官、次長、侍従長、侍従、式部官、宮内事務官、宮内抜官等の諸官をおくことにいたしました。これらの中侍従長、侍従及び式部官は、宮内府に

おきまじで所掌する事項の階級に依り、設けんとするものであります。侍従長は側近に奉仕するものであり、侍従官は儀式及び接待に關することを掌るものであります。なお長官及び侍従長は、その地位に鑑み、その任免につきましては、天皇の認證を要することを定めました。

第三には、宮内府の所屬の部局及び必要なる機関は、政令でこれを設置することにいたしました。

従長は、その地位に鑑み、その任免に得ることにいたしたのであります。御

審議の上、御協賛をお願いいたしました。

○議長(山崎猛君) 各案の審査を付託すべき委員の選舉についてお諮りいたします。

○議長(山崎猛君) 日程第八及び第九の兩案を一括して、議長指名十八名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長(山崎猛君) 山口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議のことく決しました。

○議長(山崎猛君) 日程第十ないし第十三は、便宜上一括議題となすに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議のことく決しました。

○議長(山崎猛君) 山口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。日程第十、検察廳法案、日程第十一、日本國憲法の施行に伴う民法の應急的措置に關する法律案、日程第十二、日本國憲法の施行に伴う民事訴訟法の應急的措置に關する法律案、日程第十三、日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に關する法律案、右四案を一括して第一讀會を開きま

### 第一讀會 檢察廳法案(政府提出)

#### 第一讀會

第十一 日本國憲法の施行に伴う民法の應急的措置に關する法律案(政府提出)

第十二 日本國憲法の施行に伴う民事訴訟法の應急的措置に關する法律案(政府提出)

第十三 日本國憲法の施行に伴う法律案(政府提出)

に、通知を求め、又は意見を述べ、又は公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行ふ。その権限に属する檢事又は副檢事(副檢事が二人以上あるときは、檢事正の指定する副檢事)が廳に属し、他の法令に特別の定のある場合を除いて、その属する檢察廳の對應する裁判所の管轄区域内において、その裁判所の管轄に属する事務について領條に規定する職務を行ふ。

第六條 檢察官は、いかなる犯罪についても捜査をすることができる。檢察官と他の法令により捜査の職權を有する者のとの關係は、刑事訴訟法の定めるところによる。

第七條 檢事総長は、最高檢察廳の職務を執行する者とし、檢事総長として、廳務を掌理し、且つ、すべての檢察廳の職員を指揮監督する。

第八條 檢事総長は、最高檢察廳に属する。

次長は、最高檢察廳に属するとき、又は檢事総長として、廳務を掌理し、且つ、その廳の對應する裁判所の廳並びにその廳の對應する裁判所の管轄区域内に在る地方檢察廳の廳長が欠けたときは、その職務を

行う。

次長は、最高檢察廳に属するとき、又は檢事総長として、廳務を掌理し、且つ、その廳の對應する裁判所の廳並びにその廳の對應する裁判所の管轄区域内に在る地方檢察廳の廳長が欠けたときは、その職務を

廳においては、その廳の上席檢察官が、その他の各區檢察廳においては、その廳に属する檢事又は副檢事(副檢事が二人以上あるときは、檢事正の指定する副檢事)が廳に属し、他の法令に特別の定のある場合を除いて、その廳に属する檢察廳の對應する裁判所の管轄区域内において、その裁判所の管轄に属する事務を掌理し、且つ、その廳の職員を指揮監督する。

第十一條 檢事總長、檢事長又は檢事正は、その指揮監督する檢察官に取り扱いを指揮監督する。第十二條 檢事總長、檢事長又は檢事正は、その指揮監督する檢察官の事務を自ら取り扱い、又はその指揮監督する他の檢察官に取り扱わせることができる。

第十三條 檢事總長及び次長檢事、檢事長若しくは檢事正が欠缺したときは、その廳の他の檢察官が、司法大臣の定める順序によること、又は檢事總長、檢事長又は檢事正が欠けたときは、檢事正が欠缺したときは、その廳の他の檢察官が、司法大臣の定める順序によること、又は檢事總長、檢事長又は檢事正の職務を行う。

第十四條 檢事總長は、第四條及び第六條に規定する檢察官の事務に關し、檢察官を一般に指揮監督することができる。但し、個々の事件の取扱いは廻分については、檢事總長のみを指揮することができる。

第十五條 檢事總長、次長檢事及び各檢事長は、一般とし、その任命は、天皇が、これを認証する。

檢事は、二級とする。

一級の檢察官は、内閣が、二級の檢察官は、内閣總理大臣が、こ



れないときは、検事に任せられ、二級に敍せられ、且つ、それぞれ政令で定める高等検察廳又は地方検察廳の検事に補せられたものとする。第四十一条 この法律施行の際現在の書記長若しくは裁判所書記の職に在つて検事局に属する者又は検察補佐官の職に在る者は、別に辞令を発せられないときは、現に受け取る号俸を以て検察事務官に任せられ、委任又は三級の者は、二級に委任又は三級の者は、三級にを検察官に、『管轄裁判所ノ検事』を『管轄裁判所ニ對應スル檢察官ノ検察官』に改める。

日本國憲法の施行に伴う民法の施行に關する法律案

第一條 この法律は、日本國憲法の施行に伴い、個人の尊嚴と兩性の本質的平等に立脚する願意的措置を講ずることを目的とする。

第二條 この法律は、日本國憲法の施行に伴い、民法について、個人の妻又は母であることに基づいて、法律上の能力その他の制限する規定は、これを適用しない。

第三條 戸主、家族その他の人に於ける規定は、これを適用しない。

第四條 成年者の婚姻、離婚、養子縁組及び離縁については、父母の同意を要しない。

第五條 夫婦は、その協議で定める場所に同居するものとする。

第六條 夫婦の財産關係に關する規定で兩性の本質的平等に反するものは、これを適用しない。

第七條 配偶者の一方に著しい不貞の行爲があつたときは、他の一方は、これを原因として離婚の訴を提起することができる。

第八條 規權は、父母が共同してこれを行ふ。

日本國憲法の施行に伴う民法の施行に伴う民法の施行に伴う民事訴訟法

第一條 この法律は、日本國憲法の施行に伴い、民事訴訟法について、相続について、第八條及び第九條の規定による外、遺產相続に関する規定に從う。

第二條 家督相続に關する規定は、これを適用しない。

第三條 裁判所は、子の利益のために、親権者を変更することができる。

第四條 家督相続に關する規定は、これを適用しない。

第五條 裁判所は、子の利益のために、親権者を変更することができる。

第六條 家督相続に關する規定は、これを適用しない。

第七條 家督相続に關する規定は、これを適用しない。

第八條 直系卑屬、直系尊屬及び配偶者は、常に相続人となるものとし、その相続分は、左の規定に従う。

一 直系卑屬とともに相続人であるときは、三分の一とする。

二 直系尊屬とともに相続人であるときは、二分の一とする。

三 兄弟姉妹とともに相続人であるときは、三分の二とする。

第九條 兄弟姉妹以外の相続人の遺留分の額は、左の規定に従う。

一 直系卑屬のみが相続人であるとき、又は直系卑屬及び配偶者が相続人であるときは、被相続人の財産の三分の一とする。

二 その他の場合は、被相続人の財産の三分の一とする。

第十條 この法律の規定に反する他の法律の規定は、これを適用しない。

附 則

この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

この法律は、昭和二十三年一月一日から、その効力を失う。

東京高等裁判所が裁判所法施行の規定に基いて審理及び裁判するべきものとされた事件（同法施行の際東京控訴院に係屬していたものを除く）についてした終局判決に対する抗辯が、その判決において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断が不当であることを理由とするときに限り、最高裁判所に移送しなければならない。

第六條 高等裁判所が上告審としてした終局判決に対しては、その判決において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断が不当であることを理由とするときに限り、最高裁判所に上告をすることができる。

前項の上告は、判決の確定を妨げる効力を有しない。但し、最高裁判所は、同項の上告があつたときは、決定で強制執行の停止を命ずることができる。

第一條 この法律は、日本國憲法の施行に伴い、刑事訴訟法について、相続について、第六條第

父母が離婚するとき、又は父が子を認知するときは、規權を行う者は、父母の協議でこれを定めなければならない。協議が調わないときは、又は協議をすることができないときは、裁判所が、これを定める。

裁判所は、子の利益のために、親権者を変更することができる。

第七條 家督相続に關する規定は、これを適用しない。

第八條 裁判所は、子の利益のために、親権者を変更することができる。

第九條 家督相続に關する規定は、これを適用しない。

第十條 家督相続に關する規定は、これを適用しない。

第十一條 民事訴訟法は、日本國憲法及び裁判所法の制定の趣旨に適合するようにこれを解釈しなければならない。

第一條 この法律は、日本國憲法の施行に伴い、民事訴訟法について、相続について、第八條及び第九條の規定に從う。

第二條 民事訴訟法は、日本國憲法及び裁判所法の制定の趣旨に適合するようにこれを解釈しなければならない。

第三條 被告人が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により、被告人のため辯護人を附しなければならない。

第四條 引致された被告人又は被疑者は、裁判所は、その事由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その事由により弁護人を選任することができない。

第五條 判決以外の裁判は、判事補及び裁判所の制定の趣旨に適合するようにこれを解釈しなければならない。

第六條 第二審又は第一審の終局判決に対しては最高裁判所に、地方裁判所がした簡易裁判所の判決に対しては高等裁判所に、地方法院の判決に対しては最高裁判所に、直接に上告をしてはならない旨を除いて、当事者がそのものとし、その相続分は、左の規定に従う。

一 直系卑屬とともに相続人であるときは、三分の一とする。

二 直系尊屬とともに相続人であるときは、二分の一とする。

三 兄弟姉妹とともに相続人であるときは、三分の二とする。

第七條 檢察官又は司法警察官は、裁判官の令狀がなければ、押收、搜索、勾留状及び勾留状を發することができない。

第八條 檢察官又は司法警察官は、勾留状及び勾留状を發する場合及び勾留状又は勾留状を執行する場合は、この限りでない。

第九條 檢察官又は司法警察官は、身体を検査し、死體を解剖し、又は物を破壊する處分を必要とする鑑定は、これを命ずることができる。

第十條 檢察官又は司法警察官は、身体を検査するときに限り、最高裁判所に上告することはできる。

前項の上告は、第六條第

一 檢察官又は司法警察官吏は、被疑者が罪を犯したことなどを疑う

検察官から裁判官に対する勾留

とすることができる。

定又は命令において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断が不当であることを理由とするときに限りであります。

本法案の立案につきましては、概ね裁判所構成法による検察制度を踏襲することといたしました結果、その根本におきましては、重大なる改革はない

死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯したことなどを疑うに足りる充分な理由がある場合で、急速を要し、裁判官の逮捕状を得ることができないときは、その理由を告げて被疑者を逮捕することができる。

二 檢察官又は司法警察官吏は、被疑者が逮捕されたすべての場合においては、公訴の提起がなされたときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

第三條 上告は、高等裁判所がした第二審又は第一審の判決に對しては最高裁判所に、地方裁判所がした第二審の判決に對しては高等裁判所にこれをすることができる。

前項の抗告の提起期間は、五日とする。

規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断が不当であることを理由とするときに限りであります。これが検察廳法提案の理由であります。

三 現行犯人が逮捕された場合には、遅滞なく刑事訴訟法第二百二十九條に定められた時間の制限内に検察官から裁判官に対する勾留状の請求がされなければならない。この制限されなければならぬ。

四 第二号の規定により被疑者が釈放されなければならないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

第五條 第一号乃至前号の場合その他被疑者が逮捕されたすべての場合においては、公訴の提起がなされたときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

第六條 第二号の規定により被疑者が釈放されなければならないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断が不当であることを理由とするときに限りであります。これが検察廳法提案の理由であります。

六 第二号の規定により被疑者が逮捕された場合には、逮捕状と同時に勾留状を発することができない。但し、その機会を與えることができず、又は著しく困難な場合は、裁判所は、同項の上告があつたときには、決定で刑の執行を停止する

第七條 第二号の規定により被疑者が釈放されなければならないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

第八條 第二号の規定により被疑者が釈放されなければならないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

第九條 第二号の規定により被疑者が釈放されなければならないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断が不当であることを理由とするときに限りであります。これが検察廳法提案の理由であります。

十 第二号の規定により被疑者が逮捕された場合には、逮捕状と同時に勾留状を発することができない。但し、その機会を與えることができず、又は著しく困難な場合は、裁判所は、これらの書類についての制限及び被告人の憲法上の権利を適當に考慮して、これを証拠

第十一條 第二号の規定により被疑者が釈放されなければならないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

第十二條 第二号の規定により被疑者が釈放されなければならないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

第十三條 上告は、高等裁判所がした第一審の判決に對しては最高裁判所に、簡易裁判所がした第一審の判決に對しては高等裁判所に控訴をしないで、上告をすることができる。

規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断が不当であることを理由とするときに限りであります。これが検察廳法提案の理由であります。

十一 第二号の規定により被疑者が逮捕された場合には、逮捕状と同時に勾留状を発することができない。但し、その機会を與えることができず、又は著しく困難な場合は、裁判所は、これらの書類についての制限及び被告人の憲法上の権利を適當に考慮して、これを証拠

第十四條 第二号の規定により被疑者が釈放されなければならないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

第十五條 高等裁判所が上告裁判所である場合に、最高裁判所の定めた第一審の判決に對しては最高裁判所に、簡易裁判所がした第一審の判決に對しては高等裁判所に控訴をしないで、上告をすることができる。

規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断が不当であることを理由とするときに限りであります。これが検察廳法提案の理由であります。

十二 第二号の規定により被疑者が逮捕された場合には、逮捕状と同時に勾留状を発することができない。但し、その機会を與えることができず、又は著しく困難な場合は、裁判所は、これらの書類についての制限及び被告人の憲法上の権利を適當に考慮して、これを証拠

第十六條 上告裁判所においては、事實の審理は、これを行わない。

第十七條 高等裁判所が上告審としてある場合に、最高裁判所の定めた判決に對しては、その判決において法律、命令、規則又は处分が憲法に適合するかしないかについてした判断が不当であることを理由とするときに限り、最高裁判所に移送しなければならない。

規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断が不当であることを理由とするときに限りであります。これが検察廳法提案の理由であります。

十三 第二号の規定により被疑者が逮捕された場合には、逮捕状と同時に勾留状を発することができない。但し、その機会を與えることができず、又は著しく困難な場合は、裁判所は、これらの書類についての制限及び被告人の憲法上の権利を適當に考慮して、これを証拠

第十八條 刑事訴訟法の規定により不告を申し立てることができない

第十九條 檢察事務官は、捜査及び

第二十條 被告人に不利益な再審を認めない。

規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断が不当であることを理由とするときに限りであります。これが検察廳法提案の理由であります。

二十 第二号の規定により被疑者が逮捕された場合には、逮捕状と同時に勾留状を発することができない。但し、その機会を與えることができず、又は著しく困難な場合は、裁判所は、これらの書類についての制限及び被告人の憲法上の権利を適當に考慮して、これを証拠

第二十一條 この法律の規定の趣旨に反する他の法令の規定は、これを適用しない。

規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断が不当であることを理由とするときに限りであります。これが検察廳法提案の理由であります。

二十一 第二号の規定により被疑者が逮捕された場合には、逮捕状と同時に勾留状を発することができない。但し、その機会を與えることができず、又は著しく困難な場合は、裁判所は、これらの書類についての制限及び被告人の憲法上の権利を適當に考慮して、これを証拠

第二十二條 この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断が不当であることを理由とするときに限りであります。これが検察廳法提案の理由であります。

二十二 第二号の規定により被疑者が逮捕された場合には、逮捕状と同時に勾留状を発することができない。但し、その機会を與えることができず、又は著しく困難な場合は、裁判所は、これらの書類についての制限及び被告人の憲法上の権利を適當に考慮して、これを証拠

第二十三條 この法律は、昭和二十三年一月一日から、その効力を失う。

規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断が不当であることを理由とするときに限りであります。これが検察廳法提案の理由であります。

二十三 第二号の規定により被疑者が逮捕された場合には、逮捕状と同時に勾留状を発することができない。但し、その機会を與えることができず、又は著しく困難な場合は、裁判所は、これらの書類についての制限及び被告人の憲法上の権利を適當に考慮して、これを証拠

二十四 第二号の規定により被疑者が逮捕された場合には、逮捕状と同時に勾留状を発することができない。但し、その機会を與えることができず、又は著しく困難な場合は、裁判所は、これらの書類についての制限及び被告人の憲法上の権利を適當に考慮して、これを証拠

二十五 第二号の規定により被疑者が逮捕された場合には、逮捕状と同時に勾留状を発することができない。但し、その機会を與えることができず、又は著しく困難な場合は、裁判所は、これらの書類についての制限及び被告人の憲法上の権利を適當に考慮して、これを証拠

二十六 第二号の規定により被疑者が逮捕された場合には、逮捕状と同時に勾留状を発することができない。但し、その機会を與えることができず、又は著しく困難な場合は、裁判所は、これらの書類についての制限及び被告人の憲法上の権利を適當に考慮して、これを証拠

二十七 第二号の規定により被疑者が逮捕された場合には、逮捕状と同時に勾留状を発することができない。但し、その機会を與えることができず、又は著しく困難な場合は、裁判所は、これらの書類についての制限及び被告人の憲法上の権利を適當に考慮して、これを証拠

二十八 第二号の規定により被疑者が逮捕された場合には、逮捕状と同時に勾留状を発することができない。但し、その機会を與えることができず、又は著しく困難な場合は、裁判所は、これらの書類についての制限及び被告人の憲法上の権利を適當に考慮して、これを証拠

二十九 第二号の規定により被疑者が逮捕された場合には、逮捕状と同時に勾留状を発することができない。但し、その機会を與えることができず、又は著しく困難な場合は、裁判所は、これらの書類についての制限及び被告人の憲法上の権利を適當に考慮して、これを証拠

三十 第二号の規定により被疑者が逮捕された場合には、逮捕状と同時に勾留状を発することができない。但し、その機会を與えることができず、又は著しく困難な場合は、裁判所は、これらの書類についての制限及び被告人の憲法上の権利を適當に考慮して、これを証拠

三十一 第二号の規定により被疑者が逮捕された場合には、逮捕状と同時に勾留状を発することができない。但し、その機会を與えることができず、又は著しく困難な場合は、裁判所は、これらの書類についての制限及び被告人の憲法上の権利を適當に考慮して、これを証拠

三十二 第二号の規定により被疑者が逮捕された場合には、逮捕状と同時に勾留状を発することができない。但し、その機会を與えることができず、又は著しく困難な場合は、裁判所は、これらの書類についての制限及び被告人の憲法上の権利を適當に考慮して、これを証拠





和なる家庭生活に及ぼす影響はいかがなものでございましょうか。すなわち個人の財産の整理せらるべきは當然でありまじょうが、一西また夫婦の共同財産とも譲すべきものを考慮すべくではないでございまじょうか。

次にその第四點いたしまして、この規定では、離婚の原因といつたとして、著しい不貞行為をあげております。この著しい不貞行為とは、セクシナルなものを探しているのだと思ひます。が、現行刑法がそのままであるといつたすれば、著しい不貞行為は、女性は男性と平等の立場にあるとは考られません。また著しい不貞行為と、その解釋に陰影のもたせてある眞實をお尋ねいたしたいのであります。

最後に、女性の権利保護のために、裁判への女子の参加を要望いたしました。御承知の通り、民法には多分の改正を加えることが必要であるのであります。御承知の國務大臣木村篤太郎君登壇) たゞいまことに伴いまして、民法には多分の改正を加えました。御承知の通り、新憲法の實施を整えまして、大體成案を得て本議會に提案する運びとなつておつたのであります。御承知のようによると、民法の改正により、裁判所の国民生活への關係は、ますます深まってまいりました。改正民法が施行されれば、遺産争いとか、離婚とか、遺憾ながら家庭の争議は續出する傾向にあると思われる所以あります。政府は、家庭の平和と健全な家族共同生活を維持するために、家事審判所を設けることを明らかにいたしました。しかるにそれが今議會に間に合なかつたのであります。私は改正民法の運営を完全にし、女子の後見的機能を果すために、家事審判所設置を強く要望して、第九十議會において、家事審判所設置の建議を出し採擇されました。政府は次の議會にその法案を提出することを表明したのであります。すなわち妻としての法律上の制限ですが、その實現を見なかつたこと

は、最も遺憾にたえません。家事審判所ができるまで、政府は人事調停法を有効利用になると思うのであります。そこで、婦人の参加を廣くお認めになるべきだと思ひます。この点をもちまして、私の質問を終りますが、政府は個人の尊嚴と兩性の本質的平等から、完全なる民法の大法典と、これに附隨して家事審判所法を、次の議會に速やかに提出せられるよう、重ねて要望いたす次第でございまます。(拍手)

○國務大臣木村篤太郎君登壇) たゞいまに併しまして、御承知の通り、新憲法の實施を整えまして、大體成案を得て本議會に提案する運びとなつておつたのであります。御承知のようによると、民法の改正により、裁判所の国民生活への關係は、ますます深まってまいりました。改正民法が施行されれば、遺産争いとか、離婚とか、遺憾ながら家庭の争議は續出する傾向にあると思われる所以あります。政府は、家庭の平和と健全な家族共同生活を維持するために、家事審判所を設けることを明らかにいたしました。しかるにそれが今議會に間に合なかつたのであります。私は改正民法の運営を完全にし、女子の後見的機能を果すために、家事審判所設置を強く要望して、第九十議會において、家事審判所設置の建議を出し採擇されました。政府は次の議會にその法案を提出することを表明したのであります。すなわち妻としての法律上の制限ですが、その實現を見なかつたこと

は、最も遺憾にたえません。家事審判所ができるまで、政府は人事調停法を有効利用になると思うのであります。そこで、婦人の参加を廣くお認めになるべきだと思ひます。この点をもちまして、私の質問を終りますが、政府は個人の尊嚴と兩性の本質的平等から、完全なる民法の大法典と、これに附隨して家事審判所法を、次の議會に速やかに提出せられるよう、重ねて要望いたす次第でございまます。(拍手)

〔國務大臣木村篤太郎君登壇〕

○國務大臣木村篤太郎君登壇) たゞいまに併しまして、御承知の通り、新憲法の實施を整えまして、大體成案を得て本議會に提案する運びとなつておつたのであります。御承知のようによると、民法の改正により、裁判所の国民生活への關係は、ますます深まってまいりました。改正民法が施行されれば、遺産争いとか、離婚とか、遺憾ながら家庭の争議は續出する傾向にあると思われる所以あります。政府は、家庭の平和と健全な家族共同生活を維持するために、家事審判所を設けることを明らかにいたしました。しかるにそれが今議會に間に合なかつたのであります。私は改正民法の運営を完全にし、女子の後見的機能を果すために、家事審判所設置を強く要望して、第九十議會において、家事審判所設置の建議を出し採擇されました。政府は次の議會にその法案を提出することを表明したのであります。すなわち妻としての法律上の制限ですが、その實現を見なかつたこと

## 財政法

### 第一章 財政総則

第一條 國の予算その他財政の基本に關しては、この法律の定めるところによる。

第二條 収入とは、國の各般の需要を充たすための支拂の財源となるべき現金の收納をいい、支出とは、國の各般の需要を充たすための現金の支拂をいう。

前項の現金の收納には、他の財産の処分又は新らたな債務の負担に因り生ずるものも含み、同項の現金の支拂には、他の財産の取扱又は債務の減少を生ずるものも含む。

なお第一項の収入及び支出には、会計間の繰入その他國庫内において行う移換によるものを含む。

歳入とは、一會計年度における一切の収入をいい、歳出とは、一會計年度における一切の支出をいふ。

第三條 租稅を除く外、國が國境に基いて收納する課徵金及び法律上又は事實上國の独占に屬する事業における專賣價格若しくは事業料に基づいて定めなければならぬ。

第四條 國の歳出は、公債又は借入

金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、國会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。

前項但書の規定により公債を發行し又は借入金をなす場合においては、その償還の計画を國会に提出しなければならない。

第一項に規定する公共事業費の範囲については、毎會計年度、國会の議決を経なければならない。

第五條 すべて、公債の発行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、又は借入金の借入については、日本銀行からこれを借り入れてはならない。但し、特別の事由がある場合において、國会の議決を経た金額の範囲内では、この限りでない。

第六條 各會計年度において歳入歳出の決算上剩余を生じた場合においては、当該剩余金のうち、二分の一を下らない金額は、他の法律によるもの外、これを剩余金を生じた年度の翌翌年度までに、公債又は借入金の償還財源に充てなければならぬ。

第七條 國の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に應じて、最も効率的に、これを運用しなければならない。

第八條 國の債権の全部若しくは一部を免除し又はその効力を変更するには、法律に基くことを要する。

第九條 國の財産は、法律に基く場合を除く外、これを交換しその他支拂手段として使用し、又は適正な対價なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない。

第十條 國の特定の事務のために要する費用について、國以外の者にその全部又は一部を負担させるには、法律に基かなければならぬ。

第十一條 國の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一

があるときは、大藏省証券を發行し又は日本銀行から一時借入金をなすことができる。

前項に規定する大藏省証券及び一時借入金は、當該年度の歳入を以て、これを償還しなければならない。

大藏省証券の發行及び一時借入金の借入の最高額については、毎會計年度、國会の議決を経なければならない。

第八條 國の債権の全部若しくは一部を免除し又はその効力を変更するには、法律に基くことを要する。

第九條 國の財産は、法律に基く場合を除く外、これを交換しその他支拂手段として使用し、又は適正な対價なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない。

第十條 國の特定の事務のために要する費用について、國以外の者にその全部又は一部を負担させるには、法律に基かなければならぬ。

第十一條 國の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一

日に入るものとする。

第十二條 各會計年度における経費は、その年度の歳入を以て、これに支弁しなければならない。

第十三條 國の会計を分つて一般会計及び特別会計とする。

國が特定の事業を行ふ場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入を以て特

定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、法律を以て、特別会計を設置するものとする。

第三章 予算

### 第一節 総則

第十四條 岁入歳出は、すべて、これを予算に編入しなければならない。

第十五條 法律に基くもの又は歳出予算の金額の範囲内におけるもの

の外、國が債務を負担する行為をなすには、予め予算を以て、國会の議決を経なければならない。

前項に規定するものの外、灾害復旧その他緊急の必要がある場合において、國は毎會計年度、國会の議決を経た金額の範囲内において、債務を負担する行為をなすことができる。

前二項の規定により國が債務を負担する行為に因り支出すべき年

以内とする。但し、國会の議決により更にその年限を延長するもの

並びに外國人に支給する給料及び恩給、地方公共團體の債務の保証又は債務の元利若しくは利子の補給、土地、建物の借料及び國際賃約に基く分担金に関するものは、この限

りでない。

第二項の規定により國が債務を負担した行為については、次の常

会において國会に報告しなければならない。

第一項又は第三項の規定により國が債務を負担する行為は、これ

を國庫債務負担行為といふ。

第十六條 予算是、予算総則、歳入歳出予算及び國庫債務負担行為とする。

第二節 予算の作成

第十七條 衆議院議長、參議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長は、毎會計年度、その所掌に係る歳入、歳出及び國庫債務負担行為の見積に関する書類を作製し、これを内閣における予算の統合調整に供するため、内閣に送付しなければならない。

内閣總理大臣及び各省大臣は、毎會計年度、その所掌に係る歳入、歳出及び國庫債務負担行為の見積に関する書類を作製し、これ

を太政大臣に送付しなければならない。

第十八條 太政大臣は、預金の見積、概算を作製し、閣議の決定を経て、歳入、歳出及び國庫債務負担行為の審議を鑑討して必要な調整を行い、歳入、歳出及び國庫債務負担行為の審議を行つた。

内閣は、前項の決定をしようとするときは、國会、裁判所及び会計検査院に係る歳出の概算について、予め衆議院議長、參議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長に對しその決定に關し意見を求めるなければならない。

第十九條 内閣は、國会、裁判所及び会計検査院の歳出見積を減額し、会計検査院の歳出見積に係る歳出又は会計検査院の送付に係る歳出

予算総則には、歳入歳出予算及び國庫債務負担行為に関する總括的規定を設ける外、左の事項に關する規定を設けるものとする。

第一第四條第一項但書の規定による公債又は借入金の限度額

二 第四條第三項の規定による公共事業費の範囲  
三 第五條但書の規定による日本銀行の公債の引受け及び借入金の借入の限度額

四 第七條第三項の規定による大蔵省証券の発行及び一時借入金の借入の最高額

五 第十五條第二項の規定による國庫債務負担行為の限度額

六 前各号に掲げるものの外、予算の執行に關し必要な事項  
各省各廳の長という。)は、毎会計

年度、第十八條の閣議決定のあつた概算の範囲内で予定経費要求書及

た概算の範囲内で予定経費要求書及び國庫債務負担行為要求書を作成し、これを太政大臣に送付しなければならない。

第二十一條 太政大臣は、歳入予算及び國庫債務負担行為要求書を作成し、これを内閣に提出しなければならない。

内閣は、前項の決定をしようとするときは、國会、裁判所及び会

計検査院に係る歳出の概算について、予め衆議院議長、參議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長に對しその決定に關し意見を

求めるなければならない。

第二十二條 予算総則には、歳入歳出予算及び國庫債務負担行為に関する總括的規定を設ける外、左の事項に關する規定を設けるものとする。

第一第四條第一項但書の規定によ

る公債又は借入金の限度額

二 第四條第三項の規定による公

共事業費の範囲

三 第五條但書の規定による日本

銀行の公債の引受け及び借入金の借入の限度額

四 第七條第三項の規定による大

蔵省証券の発行及び一時借入金の借入の最高額

五 第十五條第二項の規定による國庫債務負担行為の限度額

六 前各号に掲げるものの外、予

算の執行に關し必要な事項

にあつては、その性質、歳出にあつては、その目的に從つて部に大別し、更に、各部中においてはこ

れを款項に区分し、又、その收入又は支出に關係のある部局等の組織の別を明らかにしなければならぬ。

第二十四條 予見し難い予算の不足

に充てるため、内閣は、予備費と行爲要求書に基いて予算を作成し、閣議の決定を終なければならぬ。

第二十五條 歳出予算のうち、経費の性質上年度内にその支出を終らない見込のあるものについては、特にその旨を歳入歳出予算に明示し、これを翌年度に繰り越して使用することについて、國会の承認を得ることができる。

第二十六條 國庫債務負担行為は、

事項ごとに、その必要の理由を明らかにし、且つ、行爲をなす年度

の性質上年度内にその支出を終らぬ見込のあるものについては、特にその旨を歳入歳出予算に明示し、これを翌年度に繰り越して使用することについて、國会の承認を得ることができる。

第二十七條 國庫債務負担行為は、

事項ごとに、その必要の理由を明

らかにし、且つ、行爲をなす年度

及び債務負担の限度額を明らかにし、又、必要に應じて行爲に基いて支出をなすべき年度、年限又は年割額を示さなければならぬ。

第二十八條 内閣は、毎会計年度の予算を、前年度の十二月中に、國

会に提出するのを常例とする。

第二十九條 國会に提出する予算に

は、参考のために左の書類を添附しなければならない。

一 歳入予算明細書  
二 各省各廳の予定経費要求書及び國庫債務負担行為要求書

三 前前年度歳入歳出決算の総計表及び純計表、前年度歳入歳出決算見込の総計表及び純計表並びに当該年度歳入歳出予算の総計表及び純計表

四 國庫の状況に關する前前年度末における実績並びに前年度末における実績並びに前年度末及び当該年度末における見込及びその償還

及び当該年度末における見込に關する調書

五 國債及び借入金の状況に關する前前年度末における実績並びに前年度末及び当該年度末における現在高並びに前年度末及び当

る現在高並びに前年度末における現在高の見込に關する調書

六 國有財産の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当

該年度末における現在高の見込に關する調書

七 國が、出資している主要な法

人の資産、負債、損益その他に

ついての前前年度、前年度及び當該年度の状況に關する調書

八 國庫債務負担行為は、

会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これを國会に提出することができる。

第三十條 内閣は、必要に應じて、

会計年度のうちの一定期間に係

る暫定予算を作成し、これを國会に提出することができる。

暫定予算は、當該年度の予算が成立したときは、失効するものと

し、暫定予算に基づく支出又はこれに基づく債務の負担があるときは、これを當該年度の予算に基いてなしたものとみなす。

第三節 予算の執行

第三十一條 予算が成立したとき

内容を明瞭にするため必要な書類

生じた事由に基き必要避けることのできない経費若しくは國庫債務負担行為又は法律上若しくは契約上の義務に屬する経費に不足を生じた場合に限り、予算作成の手続に準じ、追加予算を作成し、これを國会に提出することができること

生じた事由に基き必要避けることのできない経費若しくは國庫債務負担行為又は法律上若しくは契約上の義務に屬する経費に不足を生じた場合に限り、予算作成の手続に準じ、追加予算を作成し、これを國会に提出することができること

その執行の責に任すべき歳入歳出予算及び國庫債務負担行為を配賦する。

前項の規定により配賦する歳入歳出予算は、更に、歳入にあつては、項を目に、歳出にあつては、項を目及び節に区分する。

大藏大臣は、第一項の規定による配賦のあつたときは、会計検査院に通知しなければならない。

第三十二條 各省各廳の長は、歳出予算について、各項に定める目院に通知しなければならない。

第三十三條 各省各廳の長は、歳出予算について、各項の金額若しくは予算の定める各項の金額を彼此流用することができない。但し、予算の執行上必要がある場合は、各省各廳内の部局等の間で、政令の定めるところにより、同一名称の項の金額に限り、流用することができる。

各省各廳の長は、目又は節の経費については、政令の定めるところにより、流用することができる。

第一項但書及び前項の規定は、予算において特別の定めをなした場合にはこれを適用しない。

第一項但書及び第二項の規定による流用については、大藏大臣が

会計検査院に通知しなければならない。

第一項但書及び第二項の規定により流用した経費の金額については、歳入歳出の決算において、これは、歳入歳出の決算において、その理由を記載しなければならない。

第三十四條 各省各廳の長は、第三十一條第一項の規定により配賦された予算に基いて、大藏大臣の定める期間に従い支事務職員及び契約事務職員ごとに、支出の所要額及び國の支出の原因となる契約その他の行爲(以下契約等といふ)の所要額を定め、支拂又は契約等の計画に基づく書類を作成して、これを大藏大臣に送付し、その承認を経なければならない。

大藏大臣は、國庫金、歳入及び歳出の決算報告書並びに國の債務に関する計算書を作成し、これを大藏大臣に送付しなければならない。

各省各廳の長は、前項の規定に、各省各廳の長が第十五條第三項の規定により國庫債務負担行為をなす場合に、これを準用する。

大藏大臣は、前項の方針に基いて第一項の支拂又は契約等の計画について承認をしたときは、各省各廳の長及び会計検査院に通知しなければならない。

第一項但書及び前項の規定は、予算において特別の定めをなした場合にはこれを適用しない。

第一項但書及び第二項の規定による流用については、大藏大臣が

各省各廳の長は、予備費の使用を必要と認めるときは、理由、金額及び積算の基礎を明らかにした

調書を作成し、これを大藏大臣に送付しなければならない。

大藏大臣は、前項の要求を調査し、これに所要の調整を加えて予備費使用書を作成し、閣議の決定を求めなければならない。但し、予め閣議の決定を経て大藏大臣の指定する経費については、閣議を経ることを必要とせず、大藏大臣が予備費使用書を決定することができる。

予備費使用書が決定したときは、当該使用書に掲げる経費については、第三十七條第一項の規定により、予算の配賦があつたものとみなす。

予備費使用書が決定したときは、大藏大臣は、前項の歳入決算書を作成しなければならない。

大藏大臣は、前項の歳入決算書に基いて、歳入予算明細書と同一の区分により、歳入決算明細書を作成しなければならない。

大藏大臣は、前項の歳入決算書を作成しなければならない。

大藏大臣は、歳入決算明細書に基いて、歳入決算報告書を作成し、且つ、これに左の事項を明らかにしなければならない。

第三十七條 各省各廳の長は、毎会計年度、大藏大臣の定めるところにより、その所掌に係る歳入及び歳出の決算報告書並びに國の債務に関する計算書を作成し、これを大藏大臣に送付しなければならない。

第三十九條 内閣は、歳入歳出決算に、歳入決算明細書、各省各廳の歳出決算報告書及び國の債務に関する計算書を添附して、これを翌年度の十一月三十日までに会計検査院に送付しなければならない。

第四十條 内閣は、会計検査院の検査を経た歳入歳出決算を、翌年度開会の常会において國会に提出するのを常例とする。

前項の歳入歳出決算には、会計検査院の検査報告の外、歳入決算明細書、各省各廳の歳出決算報告書及び國の債務に関する計算書を添附する。

第四十一條 每会計年度において、歳入歳出の決算上右余を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

調書を作製しなければならない。

内閣は、予備費を以て支弁した

総調書及び各省各廳の調書を次の

常会において國会に提出して、その承諾を求めなければならない。

- 三 徴收済として整理した額)  
四 收納済歳入額  
五 收納未済歳入額  
(一) 費出  
一 費出予算額  
二 前年度歳入額  
三 予備費使用額  
四 費用等増減額  
五 支消済歳出額  
六 翌年度歳出額  
七 不用額

四 不納欠損額

五 收納未済歳入額

六 翌年度歳出額  
七 不用額

一 費出予算額  
二 前年度歳入額  
三 予備費使用額  
四 費用等増減額  
五 支消済歳出額  
六 翌年度歳出額  
七 不用額

三 徴收済として整理した額)

四 不納欠損額

五 收納未済歳入額

六 翌年度歳出額  
七 不用額

## 第五章 雜則

第四十二条 每会計年度の歳出予算の經費の金額は、これを翌年度において使用することができない。但し、歳出予算のうち、第三十五条の規定により繰越について國会の承認を得た經費の金額及び年度内に契約等をなし避け難い事故のため年度内に支出を終らなかつた經費の金額は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

第四十三条 各省各廳の長は、前條の規定による繰越を必要とするときは、繰越計算書を作製し、事項ごとに、その事由及び金額を明らかにして、大藏大臣の承認を経なければならぬ。

前項の承認があつたときは、当該經費については、第三十一条第一項の規定により、予算の配賦があつたものとみなす。

第四十四条 國は、法律を以て定める場合に限り、特別の資金を保有することができる。

第四十五条 各特別会計において必要がある場合には、この法律の規定と異なる定めをなすことができ

る。

第四十六条 内閣は、予算が成立したときは、直ちに予算、前前年度の歳入歳出決算並びに公債、借入金及び國有財産の現在高その他財政に関する一般の事項について、

印刷物、講演その他適當な方法で

國民に報告しなければならない。

前項に規定するもの外、内閣は、少くとも毎四半期ごとに、予算使用の状況、國庫の状況その他の

財政の状況について、國会及び國民に報告しなければならない。

第四十七条 この法律の施行に際し必要な事項は、政令で、これを定める。

## 附 則

第一條 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。

但し、第十七條第一項、第十八條

第二項、第十九條、第三十條、第三十一條、第三十五條並びに第三十六條の規定は、日本國憲法施行の日から、これを施行し、第三條、第十條及び第三十四條の規定の施行の日は、政令でこれを定める。

第四條及び第五條の規定は、昭和二十三年度以後の会計年度の予算に計上される公債又は借入金について、第七條、第三章の規定（第十七條第一項、第十八條第二項、第十九條、第二十八条、第三十條、第三十一條並びに第三十四條乃至第三十六條の規定を除く。）及び第四章の規定は、昭和二十二年度以後の会計年度の予算及び決算について、これを適用する。

第三條 この法律中「國会」「内閣」、「各省各廳」又は「政令」とあるのは、日本國憲法施行の日までは、これを夫々「帝國議會」「政府」、「各省」又は「勅令」と読み替えるものとする。

日本國憲法施行の日までは、第二十條第二項中「帝國議會」、「政府」、「各省」又は「勅令」と読み替えるものとする。

日本國憲法施行の日までは、第二十條第二項中「帝國議會」、「政府」、「各省」又は「勅令」と読み替えるものとする。

明治四十四年法律第二号（公共團體に対する工事補助費繰越使用に関する法律）

明治五年太政官布告第十七号

（政府に対する寄附に関する件）

長をいう。以下同じ。）は、その所掌に属する收入を國庫に納めなければならない。直ちにこれを使

用することはできない。

第三條 租稅その他の歳入は、法令の定めるところにより、これを徵收又は收納しなければならない。

第四條 大藏大臣は、歳入の徵收及び收納に関する事務の一般を管理し、各省各廳の長は、その所掌の

歳入の徵收及び收納に関する事務及び各省（以下各省各廳といふ。）

第二十條中「帝國議會」、「政府」、「各省」又は「勅令」と読み替えるものとする。

日本國憲法施行前にした予備費の支出並びに昭和二十年度及び同二十一年度の決算に關して

第一節 総則

第二節 債務の負担

第三節 支出

第四節 支拂

第五節 支出

第六章 國庫金及び有價証券

第七章 出納官吏

第八章 雜則

## 会計法

## 第一章 総則

第一條 一會計年度に屬する歳入歳出の出納に關する事務は、政令の

議會の協賛を経た事項は、日本國憲法施行後においては、國庫債務負担行為となるものとする。但し、

この場合においては、改正後の第十五條第三項の規定は、これを適用しない。

歳入及び歳出の会計年度所屬の区分については、政令でこれを定めるところにより、翌年度七月三十日までに完結しなければならない。

第二條 各省各廳の長（財政法第二十條第二項に規定する各省各廳の

他の歳入の收納をしたときは、

の歳入を徵收するときは、これを調査決定し、債務者に対して納入の告知をしなければならない。

第七條 租稅その他の歳入は、出納官吏でなければ、これを收納することができない。但し、出納員に

日本銀行に收納の事務を取り扱わせる場合はこの限りでない。

出納官吏又は出納員は、租稅そ

渾濁なく、その収納金を日本銀行に拂い込まなければならぬ。

第八條 歳入の徵收の職務は、現金出納の職務と相兼ねることができない。但し、特別の必要がある場合においては、政令で特例を設けることができる。

第九條 出納の完結した年度に属する收入その他予算外の收入は、すべて現年度の歳入に組み入れなければならない。但し、支出済となつた歳出の返納金は、政令の定めるところにより、各々支拂つた歳出の金額に戻入することができ

る。但し、支出済となつた歳出の返納金は、政令の定めるところにより、各々支拂つた歳出の金額に戻入することができ

る。但し、支拂計画に定める金額を超えては支拂計画に定める金額を超えては

支拂計画に定める金額を超えては支拂計画に定める金額を超えては

支拂計画に定める金額を超えては

支拂計画に定める金額を超えては支拂計画に定める金額を超えては

第十三條 各省各廳の長は、他の官吏に委任して、契約等をさせるこ

とができる。

### 第三節 支出

第十四條 各省各廳の長は、その所掌に属する歳出予算に基いて、支出しようとするときは、財政法第

三十四條の規定により承認された支拂計画に定める金額を超えては

支拂計画に定める金額を超えては

ものについては、当該官吏をして現金支拂をなさしめるため、政令の定めるところにより、必要な資金を交付することができる。

第十八條 各省各廳の長は、商條に

金を交付することができる。

第十九條 各省各廳の長は、商條に

規定期定による経費で政令で定めるものに充てる場合に限り、必要已むを得ないときは大藏大臣の承認を経て、会計年度開始前、主任の官吏に對し同條の規定により資金を交付することができる。

第二十條 各省各廳の長は、運賃、

旅費その他経費の性質上

前金又は概算を以て支拂をしなければ事務に支障を及ぼすような経費で政令で定めるものについて

付することができる。

大藏大臣は、前項の規定による承認をしたときは、日本銀行及び

会計検査院に通知しなければならない。

大藏大臣は、前項の規定による承認をしたときは、日本銀行及び

会計検査院に通知しなければならない。

大藏大臣は、前項の規定による承認をしたときは、日本銀行及び

会計検査院に通知しなければならない。

大藏大臣は、前項の規定による承認をしたときは、日本銀行及び

会計検査院に通知しなければならない。

大藏大臣は、前項の規定による承認をしたときは、日本銀行及び

会計検査院に通知しなければならない。

大藏大臣は、前項の規定による承認をしたときは、日本銀行及び

会計検査院に通知しなければならない。

大藏大臣は、前項の規定による承認をしたときは、日本銀行及び

会計椑査院に通知しなければならない。

者に支拂をしようとするときは、必要な資金を日本銀行に交付し得る。

第十二條 歳出の支出の職務は、現金出納の職務と相兼ねることができない。

第十三條 各省各廳の長は、過年度に属する経費

規定期定により資金を交付しようとする場合に、これを準用する。

第二十二条 各省各廳の長は、運賃、

旅費その他経費の性質上

前金又は概算を以て支拂をしなければ事務に支障を及ぼすような経費で政令で定めるものについて

費で政令で定めるものについて

は、前金拂又は概算拂をすること

ができる。

大藏大臣は、前項の規定による承認をしたときは、日本銀行及び

会計椑査院に通知しなければならない。

大藏大臣は、前項の規定による承認をしたときは、日本銀行及び

会計椑査院に通知しなければならない。

大藏大臣は、前項の規定による承認をしたときは、日本銀行及び

会計椑査院に通知しなければならない。

大藏大臣は、前項の規定による承認をしたときは、日本銀行及び

会計椑査院に通知しなければならない。

大藏大臣は、前項の規定による承認をしたときは、日本銀行及び

会計椑査院に通知しなければならない。

大藏大臣は、前項の規定による承認をしたときは、日本銀行及び

会計椑査院に通知しなければならない。

官吏の認証を受けなければならない。

第二十六條 歳出の支出の職務は、現金出納の職務と相兼ねることができない。

第二十七條 過年度に属する経費

規定期定により大藏大臣の指定する経費を支出しなければならない。但し、その経費所屬年度の毎項金額中不用となつた金額を超過して支出しなければならない。

第二十八條 過年度に属する経費

規定期定により大藏大臣の指定する経費を支出しなければならない。

第二十九條 過年度に属する経費

規定期定により大藏大臣の指定する経費を支出しなければならない。

第三十條 過年度に属する経費

規定期定により大藏大臣の指定する経費を支出しなければならない。

第三十一條 過年度に属する経費

規定期定により大藏大臣の指定する経費を支出しなければならない。

第三十二條 過年度に属する経費

規定期定により大藏大臣の指定する経費を支出しなければならない。

第三十三條 過年度に属する経費

規定期定により大藏大臣の指定する経費を支出しなければならない。

第三十四條 過年度に属する経費

規定期定により大藏大臣の指定する経費を支出しなければならない。

第三十五條 過年度に属する経費

規定期定により大藏大臣の指定する経費を支出しなければならない。

第三十六條 過年度に属する経費

規定期定により大藏大臣の指定する経費を支出しなければならない。

て競争に付さなければならぬ。

但し、各省各廳の長は、競争に付することを不利と認める場合その他政令で定める場合は、

大藏大臣に協議して、指名競争に付し又は随意契約によることがで

きる。

### 第五章 時効

第三十條 金銭の給付を目的とする

國の権利で、時効に關し他の法律

に規定がないものは、五年間これ

を行わないときは、時効に因り消滅する。國に対する権利で、金銭

の給付を目的とするものについて

も、また同様とする。

第三十一條 金銭の給付を目的とする國の権利について、消滅時効の

中斷、停止その他の事項に關し、適用すべき他の法律がないとき

は、民法の規定を準用する。國に對する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様

とする。

第三十二條 法令の規定により、國がなす納入の告知は、民法第五百十三條（前條において適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、

時効中斷の効力を有する。

第六章 國庫金及び有價証券 第三十三條 各省各廳の長は、法律又は政令の規定によるのでなければ、公有若しくは私有の現金又は

有價証券を保管することができない。

第三十四條 日本銀行は、政令の定めるところにより、國庫金出納の事務を取り扱わなければならない。

第三十五條 國は、その所有又は保管に係る有價証券の取扱を日本銀行に命令することができる。

第三十六條 日本銀行は、その取り扱つた國庫金の出納、國債の発行による収入金の收支、第十九條又は第二十一條の規定により交付を受けた資金の收支及び前條の規定により取り扱つた有價証券の受拂に關して、会計検査院の検査を受けるなければならない。

第三十七條 日本銀行が、國のために取り扱う現金又は有價証券の出納に關し、國に損害を與えた場合は、日本銀行の賠償責任については、民法及び商法の適用があるものとする。

第三十八條 出納官吏とは、現金又は物品の出納保管を掌る官吏をい

う。

出納官吏は、法令の定めるところ

に依り受け入れた國庫金は、政令の定めるところにより、國の預金と

する。

第三十九條 出納官吏は、各省各廳の長又はその委任を受けた官吏

が、これを命ずる。

第四十條 各省各廳の長は、特に必

要があると認めるときは、政令の定めるところにより、各省各廳の事務員をして現金又は物品の出納保管を分掌せしめることが可

る。

第四十一條 前項の規定により現金又は物品の出納保管に關する事務の分掌を命ぜられた事務員は、これを出納員といふ。

第四十二條 各省各廳の長は、出納官吏がその保管に係る現金又は物品について、これを亡失毀損したときは、選擇なく、これを大藏大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

第四十三條 各省各廳の長は、出納官吏の保管に係る現金又は物品の亡失毀損があつた場合においては、会計検査院の検定前においても、その出納官吏に対して弁償を命ずることができる。

前項の場合において、会計検査院が出納官吏に対し弁償の責がな

いと検定したときは、その既納に係る弁償金は、直ちに還付しなければならない。

第四十四條 代理出納官吏、分任出

た場合において、善良な管理者の注意を怠つたときは、弁償の責を免れることができない。但し、各

省各廳の長の定めた規程により各

省各廳の職員の使用に供した物

品の亡失毀損について、合規の監督

を怠らなかつたことを説明した場

合は、その責に任じない。

出納官吏は、單に自ら事務を執

らないことを理由としてその責を免れることができない。但し、代理出納官吏、分任出納官吏又は出

納員の行爲については、この限りでない。

太藏大臣は、予算の執行の適正を期するため、自ら又は各省各廳の長に委任して、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金の交付を受けた者（補助金の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を監査し又は報告を徴することができる。

第四十五條 大藏省、歲入徵收官員及び会計検査院に通知しなければならない。

第四十六條 大藏大臣は、予算の執行の適正を期するために、各省各

廳に對して、收支の実績若しくは

見込について報告を徵し、予算の執行状況について実地監査を行

い、又は必要に應じ閣議の決定を経て、予算の執行について必要な指示をなすことができる。

太藏大臣は、予算の執行の適正を期するため、自ら又は各省各廳の長に委任して、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金の交付を受けた者（補助金の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を監査し又は報告を徴することができる。

第四十七條 大藏省、歲入徵收官員及び会計検査院が出納官吏に對し弁償の責がな

いと検定したときは、その既納に

係る弁償金は、直ちに還付しなければならない。

第四十八條 國は、政令の定めるところにより、その歳入、歳出及び

契約等に關する事務を、都道府縣の更員をして取り扱わしめること

ができる。

第四十九條 國は、政令の定めるところにより、その歳入、歳出及び契約等に關する事務を、都道府縣の更員をして取り扱わしめること

前項の規定により、歳入、歳出及び契約等に関する事務を取り扱う都道府県の吏員については、歳入徵收官、支出官、第十三條の規定により契約等を行うことを委任された官吏及び出納官吏に関する規定を準用する。

第四十九條 第十五條の規定は、各省各廳の長又はその委任を受けた官吏が、歳出金の支出によらない國庫金の拂出をする場合について、これを準用する。

第五十条 この法律施行に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

附 則

第一條 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。

但し、第七章及び第四十八條の規定は、日本國憲法施行の日から、これを施行し、第十二條、第十四條及び第二十五条の規定並びにこの法律中國庫金振替書に関する規定施行の日は、各規定について、政令でこれを定める。

第二條 この法律中「政令」とあるのは、日本國憲法施行の日まで、これを「勅令」と読み替えるものとする。

第三條 従前の第一條又は第六條の規定は、昭和二十一年度に属する歳入歳出の出納に関する事務の完

結並びに同年度に属する大藏省証券の發行、借入金の借入及びこれらの償還に関する事務を取扱う都道府県の吏員については、歳入徵收官、支出官、第十三條の規定により契約等を行うことを委任された官吏及び出納官吏に関する規定を準用する。

第四條 従前の第三十五條乃至第三十七條の規定は、日本國憲法施行後においても、なお、その効力を有する。

第十四条 従前の第三十五條乃至第三十七条の規定は、日本國憲法施行の日まで、なお、その効力を有する。

第五條 昭和二十一年度歳入歳出の決算については、次の会期において國會に提出することができる。

第六條 國の会計経理に関する事項を調査審議した結果に基いて会計經理に関する必要な改善措置を

閣に会計制度調査会を設置する。調査会は、会長一人及び委員六人以内で、これを組織する。

会長は大藏次官を以てこれに充

人として、これを組織する。

内閣に建議させるため、臨時に内

閣に会計制度調査会を設置する。

調査会は、会長一人及び委員六

人以内で、これを組織する。

前各項(第六項を除く。)に定めるものの外、調査会に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

調査会の廃止を必要とすることとなつた場合に關し、必要な事項は、法律でこれを定める。

第五条(第六項を除く。)に定め

るものの外、調査会に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第六条 國の会計経理に関する事項を調査審議した結果に基いて会

計經理に関する必要な改善措置を

閣に会計制度調査会を設置する。

調査会は、会長一人及び委員六

人以内で、これを組織する。

内閣に建議させるため、臨時に内

閣に会計制度調査会を設置する。

調査会は、会長一人及び委員六

人以内で、これを組織する。

とを申し上げますと、第一は、直接または間接憲法の改正により必要となる規定でありまして、たとえば新たに暫定豫算の制度を設けたこと、憲法上程に相なりました財政法案、及び會計法を改正する法律案について、提案理由の御説明を申し上げます。

さきに日本國憲法の公布を見、近くこれが施行されるに伴いまして、これに即應いたしまして、財政處理に関する制度、殊に豫算制度について根本的な改正を行つたのであります。また財政の民主化その他の點からいたしましても、現行の諸制度について相當の政變を行う必要を生じてま

たが、また財政の民主化その他の點からいたしましても、現行の諸制度について相當の政變を行う必要を生じてま

き諸原則、並びに豫算、決算に關する制度とを財政法として總合統一し、他の規定であります。たとえば部局等の組織別の豫算編成方法を確立したこと、豫算の執行について、契約等の計畫をも立てねばならぬこととしたことは、そのおもなるものでござります。

まず財政法案についてその大體のこ

とを申し上げますと、第一は、直接または間接憲法の改正により必要となる規定でありまして、たとえば新たに暫定豫算の制度を設けたこと、憲法上程に相なりました財政法案、及び會計法を改正する法律案について、二つ目の法案を提出した次第であります。

次に、會計法を改正する法律案につ

いてであります。たとえば豫算または決算に併せて國會に提出する書類を充實したこと、また豫算の形式を改正いたしました。目印別及び組織別の兩面から區分を明らかにしたこと等の措置を講ずることとしたのであります。

次に、會計法を改正する法律案につ

いてであります。前に申し述べまし

たこと、また豫算の形式を改正いたしました。目印別及び組織別の兩面から區分を明らかにしたこと等の措置を講ずることとしたのであります。

次に、會計法は、收入支出の手

續、出納官吏に係する規定等、その手

續的方面を規定する法律とすることと

いたしました。從つて現行會計法中に

あるこれらの規定をもつて、改正會計

法の本體としたのであります。財政法の制定に關連いたしまして、新たな規則等の諸法令によつて處理せられきつたのであります。すなわち豫算等の計畫を當該任官から提出させること、支出を國の外部に對する支出と、國庫内の移

帳とに區分し、その支出方式を改めたこと、小切手に對する認證の制度を創設したこと等の諸點が、これであります。

なお地方制度の改正に伴い、歳入歳出について、都道府縣の職員にその事務を扱わせる必要があるので、その規定をおいてあります。

最後に、國の會計經理に關する事項を調查審議するため、内閣に會計制度調査會を設置することとしておりますことを特に附言いたします。

以上、兩法案についてその大體を御説明申し上げたのでございますが、何とぞ慎重御審議の上、御協議を賜わらんことをお願ひいたします。(拍手)

○副議長(井上知治君) 各案の審査を付託すべき委員の選舉についてお詰りいたしました。

○山口嘉久一郎君 財政法案及び會計法を改正する法律案の兩案を一括して、議長指名十八名の委員に付託せられんことを望みます。

○副議長(井上知治君) 山口君の動議に御異議はありませんか。

〔「同議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(井上知治君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決します。

した。

これにて議事日程は終了いたしました。明十九日は定刻より特に本會議を開きます。該事日程は公報をもつて通知いたします。本日はこれにて散會いたします。

午後五時四十八分散會